

14.2
478

南支那及南洋調查第七十五輯

佛領印度支那
國情調查第一卷

佛領印度支那統治要覽

臺灣總督官房調查課



始



14.23-478



凡 例

本篇は、佛領印度支那國情調査六卷中の第一卷をなすもので、
専ら印度支那總督府事務官ド・ガランベール氏の著書に依據し、
別に實地調査に依つて得たる資料と、印度支那公報及その他の刊
行物とを參照し、主として印度支那統治組織の一般を識るの目的
を以て編纂したものである。

昭和四年十月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈本



佛領印度支那統治要覽

目次

第一篇	佛蘭西植民地の統治大系	一
緒	佛蘭西の諸法規に表はれたる「植民地」なる用語の意義	一
第一章	植民地に對する佛國の立法制度	四
第二章	佛國植民地の中央行政機關	八
第一節	植民省	八
第二節	植民地總務局	一〇
第三節	植民地高等會議	一〇
第三章	佛本國に於ける植民地の代表機關	一四
第一節	本國議會に於ける植民地選出議員	一五
第二節	植民地高等會議に於ける植民地議員	一七
第四章	佛國植民地に於ける行政機關	一八
第一節	植民地に於ける中央行政	一八

目次

一

佛領印度支那統治要覽

第二節 植民地地方行政 二
 第三節 植民地市町村行政 三

第二篇 佛領印度支那統治總説

第一章 佛國對印度支那外交交渉の沿革 二四
 第二章 印度支那に於ける本國法の適用 三四
 第三章 印度支那行政一般 三五
 第一節 聯邦行政 三五
 第二節 聯邦各國行政 三六
 第三節 聯邦各國の地方行政 三七
 第四節 市町村行政 三八
 第四章 印度支那に於ける裁判所の管轄及適用すべき法律の種類 三九
 第一節 裁判所の管轄 三九
 第二節 適用すべき法律の種類 四〇

第三篇 佛領印度支那統治組織 II 總督府直系行政機關

第一章 印度支那一般中央行政機關

第一節 印度支那總督 四三
 第一款 總督の權限 四四
 一、 總督の立法權 四六
 二、 總督の行政權 四七
 三、 總督の財政上の權限 四九
 四、 總督の税制上の權限 五一
 五、 總督の司法權 五二
 六、 總督の外交に關する權限 五四
 七、 總督の軍事に關する權限 五五
 第二款 總督の責任 五六
 第三款 總督の特權 五七
 第四款 總督代理權 五八
 第二節 總督府總務長官 六〇
 第三節 總督府部局 六一
 目次 三

第一款 總督府內局課 六二

第二款 印度支那財務部 六六

第三款 總督直屬の中央監督機關 六九

一、 印度支那工務總監部 七〇

二、 印度支那保健醫務總監部 七〇

三、 印度支那司法監理局 七一

四、 印度支那農林牧畜總監部 七一

第四節 總督府會議及同常置委員會 七二

第一款 總督府會議 七三

第二款 總督府會議常置委員會 七三

第五節 印度支那經濟財政最高諮問會議 七六

第六節 印度支那國防會議 七八

第七節 各種專門諮問機關 七八

第一款 印度支那教育會議 八八

第二款 印度支那高等衛生會議 八九

第二章 印度支那聯邦各國中央行政機關

第一節 聯邦各國行政長官 九〇

第一款 聯邦各國行政長官の權限 九一

第二款 聯邦各國行政長官の責任と特權 九五

第二節 聯邦各國行政長官直屬の機關 九五

第一款 行政局課 九六

第二款 技術諮問機關 九六

一、 保健委員會 九七

二、 海上衛生會議 九七

三、 佛土人學校改善會議 九八

四、 工務委員會 九八

五、 牧畜地方委員會 九九

六、 觀光案内委員會 九九

七、 河用汽船監督委員會 一〇〇

八、 官有地常置委員會 一〇〇

九、 刑務所監理委員會…………… 100

第三款 政務檢閲部…………… 101

第三節 交趾支那參事會及各保護國會議…………… 101

第一款 編成…………… 101

第二款 權限…………… 103

第三款 處務規定…………… 106

第四節 交趾支那植民地會議…………… 107

第一款 編成…………… 107

第二款 權限…………… 109

第三款 處務規定…………… 113

第四款 交趾支那植民地會議常置委員會…………… 114

第五節 土人諮問評議會…………… 114

第一款 東京土人諮問會議…………… 115

第二款 其他の土人諮問會議…………… 117

一、 柬埔寨土人諮問評議會…………… 117

二、 安南土人諮問評議會…………… 117

三、 老撾土人諮問評議會…………… 118

第六節 商業・農業及商農聯合會議所…………… 119

第一款 商業會議所…………… 119

第二款 農業會議所…………… 121

第三款 商農聯合會議所…………… 123

第七節 保護國土人特殊中央行政機關…………… 123

第一款 安南帝國土人特殊中央行政機關…………… 123

第二款 柬埔寨王國土人特殊中央行政機關…………… 125

第三款 リュアン・ブラマン王國土人特殊中央行政機關…………… 125

第三章 印度支那聯邦各國地方行政機關…………… 126

第一節 州長・州職員及州専門技術機關…………… 127

第一款 州長…………… 127

一、 州長の行政權…………… 128

二、 州長の財政及稅務に關する權限…………… 129

目次…………… 七

三、 州長の司法権……………一三〇

四、 州長の外交に関する権限……………一三一

五、 州長の軍事に関する権限……………一三一

第二款 州職員……………一三一

第三款 州の専門技術機關……………一三三

第二節 州民代表機關……………一三三

第一款 交趾支那州會……………一三四

第二款 東京土人州役員會……………一三六

第三款 其他の州會……………一三七

一、 安南土人州役員會……………一三七

二、 柬埔寨理事會議……………一三八

三、 老撾土人諮問會議……………一三九

第三節 土人地方行政機關……………一三九

第一款 安南官人……………一三九

第二款 安南土人地方行政……………一四一

第三款 東京土人地方行政……………一四三

第四款 柬埔寨土人地方行政……………一四四

第五款 老撾土人地方行政……………一四六

第四節 交趾支那土人地方行政機關……………一四七

第一款 土人府縣行政機關……………一四七

第二款 土人郡村行政機關……………一四八

第四章 印度支那都市行政機關……………一五〇

第一節 一級都市(西貢、河内、海防)行政機關……………一五〇

第一款 市長及助役の身分……………一五〇

第二款 市長及助役の権限……………一五一

第三款 市職員及市長補佐會議……………一五四

第四款 市會……………一五五

第二節 二級都市(シヨロン、ツوران、ブノン・メン)行政機關……………一六〇

第一款 市長及助役の身分及権限……………一六〇

第二款 市會の編成、任務及権限……………一六一

一、 市會の編成……………一六

二、 市會の任務及權限……………一六二

第四篇 佛領印度支那統治組織 II 總督府傍系行政機關……………一六四

第一章 印度支那聯邦部局……………一六五

第一節 印度支那財務監督局……………一六六

第二節 印度支那陸軍部……………一六八

第一款 印度支那軍團の論成及配置……………一七一

一、 兵力……………一七一

二、 衛戍管區……………一七四

第二款 印度支那陸軍部局……………一七四

一、 印度支那砲兵部……………一七五

二、 印度支那陸軍經理部……………一七五

三、 印度支那陸軍醫務衛生局……………一七六

四、 印度支那陸軍法務部……………一七六

五、 印度支那憲兵隊……………一七七

六、 印度支那航空部……………一七九

七、 印度支那軍事鐵道班……………一八〇

八、 其他の陸軍部局……………一八一

九、 軍事稅關班……………一八一

第三款 陸軍徵募法……………一八二

第三節 印度支那海軍部局……………一八五

第一款 印度支那海軍……………一八六

第二款 西貢海軍工廠……………一八七

第三款 印度支那海軍司法部……………一八八

第四款 印度支那土人水兵團……………一八九

第五款 其他の海軍部局……………一九〇

第四節 印度支那民政部局……………一九一

第五節 印度支那司法部局……………一九二

第一款 普通法裁判機關……………一九三

一、治安區裁判所……………一九三

二、治安地方裁判所……………一九五

三、始審裁判所……………一九六

四、商事裁判所……………一九七

五、控訴院……………一九八

六、重罪裁判所……………一九九

七、破毀院……………二〇〇

第二款 行政裁判所……………二〇一

第三款 土人裁判機關……………二〇一

第六節 印度支那出納部……………二〇五

第一款 人員……………二〇五

第二款 處務……………二〇六

第二章 印度支那聯邦各國部局……………二〇八

第一節 印度支那一般豫算支辨の聯邦各國部局……………二〇八

第一款 印度支那稅關稅務局……………二〇九

第二款 印度支那遞信局……………二一一

第三款 印度支那登錄局……………二一三

第四款 印度支那地權局……………二一四

第五款 印度支那鑛山局……………二一五

第六款 印度支那陸地測量部……………二一五

第七款 印度支那文庫記錄局……………二一六

第八款 印度支那海籍部……………二一七

第九款 極東佛蘭西學院……………二一七

第十款 印度支那バストゥール研究所……………二一八

第十一款 印度支那中央氣象臺……………二一八

第十二款 印度支那農事研究所……………二一九

第十三款 印度支那漁業海洋局……………二一九

第十四款 在巴里印度支那經濟事務局……………二二〇

第十五款 在巴里印度支那輔導局……………二二〇

第二節 印度支那一般豫算及聯邦各國豫算支辨の聯邦各國部局……………二二一

目次

第一款 印度支那教育機關..... 三三一

一、 教育行政機關..... 三三三

イ、 教育行政中央機關..... 三三三

ロ、 教育行政地方機關..... 三三三

二、 教育實施機關..... 三三四

イ、 教員..... 三三四

ロ、 學校..... 三三五

A. 第一級普通教育實施機關..... 三三五

a 第一級佛蘭西學校..... 三三六

b 第一級土人學校..... 三三七

B. 第二級教育實施機關..... 三三八

a 佛蘭西高等小學校..... 三三八

b 土人補習學校、師範學校..... 三三〇

c 中學校..... 三三一

C. 第三級教育實施機關..... 三三二

目次

a 印度支那醫學校..... 三三三

b 印度支那獸醫學校..... 三三三

c 印度支那美術學校..... 三三四

b 印度支那高等文政學校..... 三三四

e 高等師範學校..... 三三四

e 高等農林學校..... 三三四

g 土木工務學校..... 三三五

h 印度支那商業郵便電信學校..... 三三五

i 應用科學學校..... 三三五

D. 實業教育實施機關..... 三三五

A. 工業學校..... 三三六

B. 裝飾工藝學校..... 三三六

E. 土人特殊教育實施機關..... 三三七

a 柬埔寨行政學校..... 三三七

b 安南政府高等專門學校..... 三三七

c 老撾行政學校..... 三三七

d プノン・ベン巴利高等學校……………二三八

第二款 印度支那工務機關……………二三八

一、 聯邦各國工務管區……………二三八

二、 特別工務管區……………二三九

イ、 鐵道經營特別管區……………二三九

ロ、 安南老撾鐵道調查及工事特別管區……………二四〇

三、 ラン・ピアン特別管區……………二四〇

第三款 印度支那保健醫務機關……………二四〇

第三節 聯邦各國豫算支辨の各國共設機關……………二四一

一、 獸醫牧畜獸疫課……………二四一

二、 農務課……………二四二

三、 林業課……………二四二

四、 保安課……………二四三

五、 民兵隊……………二四三

イ、 印度支那土人巡警隊……………二四四

ロ、 交趾支那民警隊……………二四五

ハ、 安南及東京巡察隊……………二四五

ニ、 印度支都市巡警隊……………二四六

ホ、 東京別働隊……………二四六

ヘ、 老撾村落警察隊……………二四六

第四節 聯邦各國豫算支辨の各國特設機關……………二四六

一、 地籍及測地課……………二四七

二、 刑務所……………二四七

三、 移民課……………二四八

イ、 交趾支那に於ける亞細亞移民規定……………二四九

ロ、 柬埔寨に於ける亞細亞移民規定……………二五〇

ハ、 東京に於ける亞細亞移民規定……………二五〇

ニ、 安南及老撾に於ける亞細亞移民規定……………二五一

ホ、 外國人入國規定……………二五四

四、 直税監督課……………二五四

五、 度量衡檢定課……………二五四

目次 終……………一七

佛領印度支那
國情調査第一卷

佛領印度支那統治要覽

第一篇 佛國植民地の統治大系

緒 説

佛國の諸法規に表はれたる「植民地」なる用語の意義

「植民地」なる用語の意義に就ては、専門學者間の定説に若干の相違あり、ために各植民國の見解必ずしも同一ならざるが如し。佛國に於ける植民地關係の基本法は一八五四年五月三日發布の元老院令 (Le Sénatus-Consulte.) であるが、同令及その後の諸法規に表はれた「植民地」なる用語の意義は大體に於て廣狹二様の區別がある。即ち

廣義の植民地は佛國本來の國土以外の總ての海外領土を包含し、領有の動機及起原經過並に法律的政治的關係の特質如何は措て問はざるを通則とす。例へば本國に對する從屬關係若しくは統治形

式を異にする交趾支那、安南、東京、柬埔寨及老撾の五國より成る印度支那を一括して「佛領植民地」と總稱するはその一例である。

反之、狹義の「植民地」に關しては、次ぎの如く二種に區分して觀察するを通則とす。

一、純植民地 佛國本來の國土以外の海外領土の謂で、佛國の主權に關する一切の權限即ち法律法規の實施、内憂外難に對する國防の權利及義務、一般官吏及司法官の任免權及一切の外交關係事項は總て本國若しくはその代表者に依つて專行せられ、その地の統治機關に對して或る種の自主權を認むる場合と雖敢て問ふ所でない。交趾支那は佛國の純植民地の一例である。

二、被保護國 外國の主權に屬する人民及財産を含む國土が、條約の結果佛國の保護下に歸屬したる場合の謂で、保護條約の本質的要件として被保護國は常にその對外交渉事項の全管理權を保護國に委讓し、當然の歸結として保護國は被保護國の内外に對して國防の責に任ずるを本則とするが故に、この點に於て被保護國は略々純植民地と同一であるが、被保護國の特質とする所は元首の下に一般の場合としてその國本來の政府を有し、内政に關する施設及管理權を行使する點である。但し是等の權能は保護國の監督下に於て行はるゝことは勿論で、特に財政關係事項及内政關係の重要法規等に對しては嚴重なる保護國の監督權が保留せられてゐる。安南柬埔寨等は被保護國の一例である。

以上は狹義の「植民地」即ち純植民地と被保護國との區別であるが、この外佛國の海外領土に準ずべき廣義の植民地、別言すれば暫定的植民地とも謂ふべき租借地と委任統治地域とがある。次ぎに之を略説する。

一、租借地 佛國の租借地は廣州灣がその例で、一八九九年に九十九年の期限を附して支那から借受けたものである。租借地の全地域に互つて佛國の主權が實質的に行はれてゐることは、交趾支那の如き純植民地と異なる所なきも、條約に依り一定の期間を限り恒久性を具備せざる點に於て相違がある。

二、委任統治地域 委任統治地域とは一九一四年乃至一九一八年世界大戰の媾和條約に基き國際聯盟に歸屬した獨逸及土耳其の舊植民地を聯盟加入國の委任管理に附したる地域の謂で、現に佛國の管理に屬する地域は、シリヤ、トーゴ及カメルーンの三である。而して是等の地域に於て佛國は單にその管理に任ずるのみで、委任者たる國際聯盟は隨時委任の解除を宣言し得る關係上、佛國の領土にあらざることとは勿論である。

之れを要するに佛國の諸法規に表はれたる「植民地」なる用語は多くの場合廣義の意味で「アルゼリー、チュニス及摩洛哥の三を除く本國國土以外の海外佛國領土」と同義に用ゐられてゐるのである。何故に上記の三地域を佛國植民地より除外したるかと云ふに、その理由はアルゼリーは内務

省所管に、チュニス及摩洛哥は共に外務省所管に屬し、三者孰れも植民省の所管外であるからである。

第一章 植民地に對する佛國の立法制度

佛國植民地の立法制度は、植民地基本法たる一八五四年五月三日發布の元老院令に規定する所であるが、元來この元老院令は第二帝政時代（一八五二年乃至一八七〇年）に於ける元老院即ち上院單獨の立法で、現行憲法即ち一八七五年の新憲法はこの上院の單獨立法權を否認し、立法は總て上院と同一權能を有する下院の議決を併せ必要とする旨を規定するに至つた。依つて理論上現行法律として元老院令の存在を認むること能はざるは當然の歸結であるが、前記一八五四年五月三日元老院令に規定する立法制度に基く植民地の分類に關する原則、詳言すれば植民地に適用する法令の本國に於ける立法區分に基づき、マルチニック、グアテループ及レユニオンの三を第一團植民地（舊植民地）とし、その他の總ての植民地を第二團植民地（一八五四年に現在し又はその以後領有したる植民地全部を包含す）としたる分類上の原則は今なほ有効にその存在を認められてゐる。

第一團植民地に對する立法は法律、參事院令（*Décret en Conseil d'Etat*）若しくは大統領の單獨

令（*Décret simple*）に依る規定で、その孰れに依るかは當該案件の輕重を參照して決定する。即ち

(a) 法律に依る場合

本國の法律と同一原則を内容とする事項、參政權の行使に關する事項、戶籍特に歸化に關する事項、財産權及所有權の變更移轉に關する事項、契約法、刑事規定、陸海軍徵募法の植民地適用に關する事項、對外貿易及對本國通商規定に關する事項。

(b) 參事院令に依る場合

司法組織、町村制、民事、商事及刑事（刑の決定に關する事項を除く）規定、宗務及教育に關する事項、新聞紙法、陸海軍徵募細則、高等警察及公安に關する總督の特別權限に關する事項、官公有財産、貨幣及有價證券制度に關する事項。

(c) 大統領の單獨令に依る場合

大統領の單獨令に依る場合は前記(a)(b)以外の總ての事項を包含し、第一團植民地に於ける立法の大部分を占めてゐる。

第二團植民地に對する立法は總ての場合を通じて大統領の單獨令に依るを原則とす（一八五四年五月三日元老院令第十八條）。

以上述べたる第一、第二團植民地に對する立法の態様を綜合すると、佛國植民地立法は多くの場

合否僅かの例外を除き殆んど總ての場合に於て、大統領の單獨令を以て別言すれば行政權の發動に依つて行はるゝものと結論することが出来る。この種の立法行爲は會々以て佛國法の基調たる立法行政兩權分立の原則を植民地に於て死文に歸せしむるもので法律家が植民地に對する大統領令を法律的大統領令なりと稱呼する所以である。

立法行政兩權分立の原則無視より結果する當然の矛盾は、本國議會に於ける植民地選出議員の職責上に遺憾なく暴露して轟々の批難がある。而して批難の要點は、植民地選出の上下兩院議員はその代表する關係最も深き佛國の海外領土に適用すべき所謂法律的大統領令の立法審議には風馬牛相關する所なきに拘らず、比較的關係淺き本國に適用すべき法律案の決議に参加するは妥當ならずと云ふ點である。

佛國歴代政府當局に於ても亦この矛盾を認め、植民地に於ける大統領令立法の原則に對して從來屢々幾多の除外例を設け、銳意之れが改善に努力し來つたがその主要目は左記の如くである。

一、從來大統領令を以て規定し得べき種類の法規に對し成る可く法律の形式を以てする主義を採用し、且つ一旦施行した法律は他の法律に依るにあらざれば改廢すことを得ざらしめた。その結果第一團植民地は勿論單獨大統領令を唯一の立法手段とする第二團植民地に於ても、亦一定の範圍に互り從來の大統領令立法主義に代ふるに法律主義を以てすることに決定した。即ち歸化に關する一

般事項、新聞紙法、町村長助役選舉法及累犯者取締規定等は法律立法の形式に改められた主なる事項である。

この場合植民地に適用する法律の種類に就て一言を附加するが、植民地に適用する法律はその目的を以て議會の協賛を経たる法律と、及原則としては本國法であるが特に之れを植民地に適用する旨條文中に明記する法律とに限り、その他の本國法は特別大統領令を以てその適用を公示するにあらざればこれを植民地に適用し得ざる規定である。

二、立法の原則上總ての場合を通じて必ず法律を以て規定することを要する種目を明示するに至つた。それは本國政府が直接若しくは間接に植民地に對して補助金の交附を決定する場合及植民地領域の變更を決定する場合は必ず法律を以てすることを條件としたことである。蓋し國家の歲計若しくは領土變更の如き國務の重要案件を決定する場合は、原則として立法府の参加を必要とするは當然の手續であらう。

三、參事院令立法主義は、本國政府の保證を必要とせざる公債發行に關する植民地地方評議會の決議承認の件、本國財政部の参加せざる植民地鐵道敷設認可に關する件及植民地關稅率決定の件に就て之れを認むることになつた。

四、一八五四年の元老院に依つて佛蘭西共和國大統領に委任せられた植民地立法權は、明文若し

くは黙認に依つて植民地總督に代理せられて今日に至つたが、總督令を以てする總督の立法行爲は一にこの代理權に基くものである。

終に臨み法律又は大統領令を植民地に實施する手續法に就て記述する。或る法律又は大統領令を植民地に實施するためには、その法令の條文中に之れを植民地に適用する旨の明記あるか若しくは他の大統領令を以て同様の趣旨を公布することを必要とする外、更に總督令を以て當該植民地に之れを公布し且つ官報に登載する手續が必要である。

第二章 佛國植民地の中央行政機關

佛國植民地の中央行政は植民省、植民地總務局及植民地高等會議の三機關に依つて統一せられてゐる。以下順次之れを説明する。

第一節 植 民 省

佛國植民地の中央行政は、初め海軍省、次に商務省所管であつたが、一八九四年三月二十日法律を以て新たに植民省を設置するに及び、茲に初めて植民地中央行政廳の獨立を見るに至つた。植民省

の現行官制に依る部局課の組織は左記の如くである。

大臣官房	秘書課、文書課、督學課
政務局	第一乃至第四課、宗教課
經濟局	庶務課、第一乃至第四課、國防調査課
軍事局	第一乃至第四課
監督局	中央行政監督課、豫算課、統計課、供託課、庶務課
人事及會計局	人事課、會計課
工務監督局	植民地工務監督委員會を附屬す
植民地保健總監部	庶務課、軍事衛生課、公衆衛生課、醫藥材料課、統計及社會保健課、 官吏醫療相談所、植民地高等衛生會議

商 務 局 歳出監督部

植民大臣は原則として上院若しくは下院議員中より大統領令を以て任命し、前記各部、局課の外別に政務官房を置き主として議會關係、特別政務新聞關係事項を處理せしむる規定である。

第二節 植民地總務局 (Agence générale des Colonies dans la Métropole.)

植民地總務局は一九一九年六月二十九日大統領令を以て設置せられ、同年九月二十九日發布の定員令と翌年八月二日發布の俸給令とに依つて官制の完成を見るに至つたものであるが、植民省官吏二名、本國商業會議所代表者八名、植民地の農工商業關係の有識者より選任したる議員八名を以て組織する總務局所屬の評議會員の會議制に依り植民大臣監督の下に局務を總攬し、分課は庶務、管理森林、生産調査の四課と商港派出所(馬耳塞、ボルドー、ナント、ル・アーブルの四港)とである。なほ各植民地經濟關係事務の本國に於ける中央連絡機關として、印度支那經濟事務局、佛領西部亞弗利加經濟事務局、佛領赤道亞弗利加經濟事務局、亞弗利加委任統治地域經濟事務局、マダガスカル經濟事務局の五局を置く。各經濟事務局の歲出豫算は當該植民地の負擔である。

第三節 植民地高等會議

植民地高等會議は、一八八三年十月十九日大統領令(一九二〇年九月二十八日、一九二三年十月二十日及一九二八年一月十三日發布の各大統領令を以て改正)を以て設置せられたもので、植民地最高評議會、植民地經濟會議及植民地法制審議會の三部に區分し、各會議は獨立して開會するを原則と

するも、或る特殊の問題に對しては豫め經濟會議及法制審議會に附議したる後、各部を合同したる植民地高等會議の總會を招集して之れを審議する規定である。以下順次各部の編成及主務を説明する。

一、植民地最高評議會 植民地の一般行政、政策及軍事組織、土人法規及植民地の一般的開發に關する諸問題に對する植民大臣の諮問機關で、議長は植民大臣自ら之れに當り議員は植民大臣、植民地總督及植民省部局長の前歴者及外務陸海軍各省の代表者を以て組織す。一九二八年現在の職員數は副議長(上院議長兼任)以下計二十四名で、内植民大臣の前歴者十三名、植民地總督の前歴者八名、各省代表者三名である。

二、植民地經濟會議 植民地の産業開發及本國農工商業の植民地進出策に關する植民大臣の諮問機關で、食糧、脂肪原料、機業、鑛業及石炭、山林及植物、海運旅行遊覽の七分科に分れ、各科夫々専門事項の諮問に對ふれども必要に應じ聯合分科會を開く場合がある。

議員は資格議員と選任議員の二種に分ち、植民地選出の上院及下院議員(以上資格議員)、植民地選出の代表者、經濟、財政、農工商業及海運業に經驗ある者より任命したる議員、植民地總務局長、各總督府經濟事務局長、及各省代表者(以上選任議員)を以て組織す。議員の現在員は議長以下百二十七名である。

三、植民地法制審議會 植民地の行政財政に關する制度及法制に關する諸問題に對して植民大臣

の諮問に對ふる機關で、議員は本國又は植民地在任の法律及行政に特別の學識ある者より選任したる者、司法大臣、大藏大臣參事院副議長、會計検査院長の指命したる一般官吏若しくは司法官、上院及下院議員、植民地代表者を以て組織す。議員の現在員は議長以下三十一名である。

以上を以て植民地高等會議を論ずる三部會の説明を終つた。三會議が孰れも植民大臣の諮問機關であることは上述の如くで、會議の性質上有名無實の弊に陥るを避くるためと及その權能を發揮せしむるため最高評議會は毎年擧ぐも二回、經濟會議の各分科會は毎年擧ぐも一回、法制審議會は毎三個月に一回以上必ず之れを招集する規定である。

本章に於て上來記述したる所は佛國植民地中央行政の直系機關の組織及機能の概要であるが、以下植民地中央行政の傍系即ち特設機關に就て記述する。特設機關の主要なるものは左記の如くである。

一、植民地農事研究所 所在地は巴里郊外で庶務及文庫、會計、調査、實驗室、標本室、栽培、報告の各課に區分しその主務を管掌す。なほ議長以下六名の専門大家を以て組織する研究所評議員會と農林學校とを附屬す。附屬農林學校は、一般農業及特別農業、植民地家畜學、植民地工藝學、植民地植物學、植物病理學、植民地農林土木學、植民地森林經營學、植民地衛生學、經濟地理及植民地行政、植民地農林經濟學の各講座に分れ各科専門教授之れを擔當す。

二、植民地烟草常置委員會 植民地に於ける烟草栽培業の發展を助長し且つ當業者に對して栽培の方法を指導する機關で、委員は孰れも斯道の權威者を集め議長以下九名の委員を以て組織す。

三、植民學校 本校は一、八八六年巴里に創設せられ爾來幾多の變遷を経て今日に至つた植民省直轄の高等専門の教育機關である。植民地總督以下要位を占むる高官中本校出身者は頗る多數に上つてゐる。學制は正科、印度支那科、亞弗利加科、監獄行政科、特別科、科外講義の六種に分れてゐる。

以上は植民地中央行政特設機關の主要なるものであるがこの外植民省直屬の左記委員會がある。

植民地國防諮問委員會

植民地土地拂下委員會

植民地工務委員會

植民地銀行監督委員會

回教管理委員會

植民地教育高等諮問委員會

植民地傳道委員會

植民地訴訟事件諮問委員會

植民省文庫記錄委員會

植民地海運常置委員會

植民地鐵道會計審查委員會

レユニオン鐵道港灣監督委員會

請負契約法諮問委員會

植民地地理委員會

海外獸醫學研究諮問委員會

第三章 佛本國に於ける植民地の代表機關

佛本國に於ける植民地の代表機關は、上院及下院に於ける植民地選出議員と、植民地高等會議に於ける植民地議員の二種類がある。

佛國植民地の土着民は、法律の規定する所に依り若しくは歸化に依つて佛國市民たるの權利を獲得し得るが、植民地土着民にして合法的に市民權を獲得したる者は本國市民と同一の私權と公權とを享受し、之れが當然の歸結として植民地及本國に於て法律の定むる條件に基き議員の選舉及被選舉權を行使し得るのである。

植民地土着民の市民權獲得に關する法定條件は、各植民地夫々沿革を異にして相互間に若干の差等があるが、茲には單に印度支那土着民に對する條件を記述するに留める。

印度支那土着民に對する市民權獲得及歸化に關する條件は、一九一三年五月二十六日大統領令の規定する所で、年齢滿二十一歳以上に達し、佛蘭西語を讀み且つ書き得ることを立證し左の各項に該當する者と云ふことになつてゐる。

一、十年間陸海軍人として若しくは本國國庫、印度支那總豫算又は各州豫算支辨の官公吏員として佛國の爲め忠實に服務したる者

二、十年間印度支那、本國又は他の佛國植民地に於て商業、工業又は農業その他佛國の利益に一致する事業に従事したる者

三、佛國の勳章を授與せられたる者又は佛國に特殊の功勞ある者（この場合は佛語の知識に關する立證條件を適用せず）

四、高等小學校實業學校又は中等學校の修了者にして五年間佛國の利益の爲めに勤務したる者

五、學位を有する者及高等諸學校の卒業者及之れに準ずる者

六、民法の規定に依り正式に佛人女子と結婚し子ある者

七、歐洲大戰中二年間戰地勤務に服したる者、但し戰線に於て將校若しくは下士に進級したる者及戰功章を授與せられたる者に對しては勤務年限の條件を適用せず（一九一九年九月四日大統領令を以て追加）。

第一節 本國議會に於ける植民地選出議員

佛本國議會に於ける植民地選出の議員は上院四名、下院十名計十四名で選出植民地は左表の如くである。

植民地	上院議員	下院議員	計
グアテマラ	—	—	—
マルニョック	—	—	—
レユニオン	—	—	—
佛領印度	—	—	—
セネガール	—	—	—
ギニア	—	—	—
交趾支那	—	—	—
計	四〇〇〇	一〇一一	一四一一

上表に示す以外の植民地に於て土着民に對し市民権を與ふる點に於て何等の差別を認めざるも是等植民地には未だ選舉法を施行するに至らず従つて議會にその代表者を有せざる事は勿論である。本國議會に代表者を有する上表記載の各植民地に於て、事實上選舉權が如何様に行使せられつゝあるかに就ては、各植民地夫々その實情を異にし、ために一様に説明し難きも交趾支那に於ける實例に就て概説せんに、先づ過去五回の下院議員選舉に於ける選舉人名簿登録者數と實際投票數との比例を見るに、一九一四年選舉は三、一四一對二、〇四五、一九一九年選舉は三、四五五對二、〇〇七、一九二四年選舉は三、四八六對二、四三一、一九二八年選舉は四、九三七對二、九五七の數字を示し、而かも一九二八年選舉の投票者二、九五七票に對し當選者の得票は一、六五七票、次點者は一、二六

一票であつた。而して選舉人名簿に登録したる有權者の大多數は在留本國市民と國籍を離脱して印度支那に定著した印度人とで土着民たる安南人は極めて少數である。この少數の安南人有權者が棄權者の大部分を占むることは毎次の選舉に表はるゝ現象で、なほ印度人有權者の投票が屢々候補者當落のキャスチング、ヴァート握る奇現象を呈することがある。要するに交趾支那に於ける土着民の選舉權は殆ど有名無實の虚器で何等その權能を發揮するに至らずと云ふべきである。

第二節 植民地高等會議に於ける植民地議員

植民地高等會議(經濟會議)の植民地議員(第二章第三節參照)は、資格議員たる植民地選出の上下兩院議員と植民地高等會議々員として各植民地に於て選舉せられたる議員との二種類がある。前者に就ては前節に於て既に述べたるが故に之れを省略し、茲には専ら後者に就て説明する。

植民地高等會議に於ける植民地議員は各植民地(上院又は下院議員の選舉法を施行せざる植民地及保護國を含む)に於て單記普選法に依り四個年の任期を以て選舉し、選舉權は公權及私權を享有する年齢滿二十一歳以上の市民權獲得者にして、六個月以上選舉區内に居住し且つ選舉人名簿に登録することを條件とす。被選舉權は年齢の制限を滿二十五歳以上とする外總て選舉權の條件と同一であるが、現職官吏及退官後六個月未滿の前官者はこの限りでない。

第四章 佛國植民地に於ける行政機關

佛國植民地に於ける行政機關として一、植民地に於ける中央行政（植民地長官、評議會）二、植民地府縣行政 三、植民地町村行政の三節に區分して説明する。

第一節 植民地に於ける中央行政

植民地に於ける中央行政の最高機關は植民地長官と常設諮問會議とである。以下順次その概要を記述する。

一、植民地長官 植民省所管の各植民地、保護國、租借地及委任統治地域には之れが統督の任に膺る本國行政權の代理者として大統領令を以て任命する長官を置く。

植民地長官は武官、司法官及外交官の如く特殊の官團を編成し次に述べるが如くその任地に依つて官名を異にす。即ち總督 (Gouverneur Général)、副總督 (Gouverneur)、理事官長 (Résident Supérieur) 及統監 (Commission de la République.) の區別がそれである。

總督は、印度支那、マダガスカル、佛領西部、赤道亞弗利加の如く數個の領土を合同して一團の

植民地を形成する場合の長官として任命するを原則とす。而してこの場合の總督は總督官團所屬以外の者を選任し得れども、受任者が上下兩院議員たる場合は總督事務囑託の名義を以て六個月の期間（この期間は順次延長することを得）を限り蒞任する規定である。副總督は一級、二級、三級の三官等に分れ總督統治下の一團の植民地を形成する各植民地の長官として任命す。

理事官長は副總督と同じく三官等に分れ、總督統治下の一團の植民地を形成する各保護國の長官として任命す（廣州灣租借地の長官も同様である）。統監は委任統治地域の長官として任命す。

因に植民地長官任命の特例として、一九二一年七月二十一日及一九二二年十月三十一日大統領令に依り無任所總督及副總督を任命し得ることを茲に附記す。

この機會に於て植民地總督の身分及權限に就て一應記述する必要を認めれども後章に詳説する印度支那總督の項と重複を避くるため茲に之れを省略す。

二、常置諮問會議 佛國各植民地にはその長官に直屬する常設の諮問會議がある。この諮問會議は別に地方評議會又は植民地評議會（後段説明参照）の設置ある植民地に於ては參事會 (Conseil Privé.) と稱し、その他の植民地に於ては行政會議 (Conseil d'Administration.) と稱す。又保護國に於ては保護國會議 (Conseil de Protectorat.) と稱し、總督の統治下にある集團植民地に於ては高等評議會若しくは總督府評議會 (Conseil Supérieur ou Conseil de Gouvernement.) と稱す。

以上總ての場合を通じて會議は常に諮問機關であつて、議員の大多數は大統領令の定むる所に依りて任命せらるゝ資格者(植民地高級官吏)の占むる所で、爾餘の少數議員は總督令に依る任命者として特定の選舉團體より制限選舉法に依つて選舉せられた者とである。

右に述べたる諸會議は孰れも行政事務に關して恰も府縣知事對府縣會と同一任務を植民地長官に對して執行するものであるが、若干の植民地に於ては是等會議と獨立して別に地方評議會 (Conseil General)なる機關を設置する。議員は選舉に依つて選任し總督に對して地方住民を代表する規定であるが、この評議會を設置する植民地はマルチニク、グアテラブ、レユニオン、佛領印度、セネガル、新カレドニヤ及ギニヤヌの七である。

地方評議會の任務は本國府縣會と略々同様であつて、毎年一回通常會を開會す。選舉權は一定の期間その地に居住し市民權を有する滿二十一歳以上の佛人男子たることを條件とし被選舉權は年齢滿二十五歳以上にして直接稅納稅者名簿登録者たることを條件とする外選舉權の規定を準用す。

地方評議會は純然たる討議機關であつて、その決議は大統領令に依る特定の禁止事項に該當する場合に於て取消を命せらるゝ外確定性を有するものである。評議會は又その意見若しくは希望を表明することが出来る。

交趾支那植民地には特例として植民地評議會 (Conseil Colonial)なる機關がある。これは前述の

參事會又は行政會議の如き純然たる諮問機關にあらずして、附議禁止事項を除くの外相當廣汎なる政務に互つて決議權を認められてゐる。但し前記地方評議會の如く地方住民の代表機關にあらざることは、議員の一部のみが普選法に依つて選舉せられ爾餘の議員は制限選舉若しくは官の任命に依る事實に徴して明らかである。

因に地方評議會及交趾支那植民地評議會の重要任務の一は年度豫算案の討議と決議權とであるが、特別歳入殊に關稅關係及義務經費の支辨に關する事項はその決議權から除外せられてゐる。

第二節 植民地地方行政

佛國植民地は地方行政區劃として州 (Province)・縣 (District)・郡 (Arrondissement)・郷 (Cercle)等であるが、此等行政區劃には官制上定員所屬の官吏を配置し、總督を代表せしめ且つ委任せられたる總督の權限の一部を行使せしむる外、場合に依つては司法事務及特別令に規定する諸權限に參與せしむる規定である。而して此等植民地地方官は印度支那を除く佛國全植民地に於て總て植民地行政官團 (Corps des Administrateurs des Colonies)所屬とし、印度支那に於ては印度支那民政部事務官團 (Corps des Administrateurs des Services Civils de l'Indo-chine)所屬とす。

植民地地方官は事實上全く獨自の立場に於て各自その職務を執行する次第で、最近各植民地に土

人諮問會議なるものが設置せられたが、議員の多数は教養不充分でこの種の議員に最も必要とする公平無私の何物たるかを解せず、謂はゞ木偶議員に過ぎざる實情である。但し佛領印度と交趾支那とは例外で、印度に於ては權限こそ甚だしく制限されてはゐるが、前述の地方評議會と同一手續に依つて選舉せられた地方協議會 (Conseils locaux) なる機關がある。又交趾支那には州協議會 (Conseils de Province) なる機關があつて、議員は町村の有力者に依り各郡に於て選舉せられ州關係の一切の政務を討議する規定である。因に協議會の決議を實施する場合は豫め總督の認可を必要條件とす。

第三節 植民地市町村行政

佛國植民地の市町村行政を述べるに當つては、植民地基本法たる一八五四年五月三日元老院令に規定する植民地の區分を参照する必要がある。即ち同令に定むる舊植民地 (グアテラルプ、マルチニツク及レユニオンの三) に於ては既に完全なる町村が實在し、本國の市町村制 (一八八四年四月五日法律) に期りて行政し、新植民地 (舊植民地を除く總ての植民地) に於ては特別令を以て市町村の全部又は一部を限りて町村制を實施しつゝあるも、未だ全般的に統一せられてゐないのである。

合法的に制定せられた市町村は、市町村それ自體の特別豫算を有し他の植民地豫算と別個の關係に置き、歳出入は決議機關の議に附し總督の認可を経て決定するを原則とす。市町村の決議機關は市

町村會又は市町村委員會 (Conseil Municipal, Commission municipale) であつて、植民地行政權に對してその都市を代表す。市町村會又は市町村委員會の長として市町村長を置き助役をしてその職務を補佐せしむ。市町村長は原則として選舉に依りて選任すれども時に總督の任命に依る場合もある。

以上を以て佛國植民地統治組織の總括的説明を終つた。以下本調査の目的とする印度支那統治組織の記述に移る。

第二篇 佛領印度支那統治總説

本調査の目的とする佛領印度支那統治組織の各論に入るに先立ち、順序として先づ印度支那植民地成立の沿革即ち對佛外交交渉の經過、印度支那に於ける本國法の適用、印度支那行政一般及印度支那に於ける裁判所の配置の四章に區分して總括的説明を爲すこととする。

第一章 佛國對印度支那外交交渉の沿革

印度支那對佛國の外交交渉の經過は、一七八七年以降佛國が前後數回に互つて關係國と締結したる條約を説明するを捷徑と信じ 一、交趾支那安南及東京に關する佛安條約 二、柬埔寨に關する佛東及佛暹條約 三、老撾に關する對暹條約 附、印度支那聯邦設定に關する諸法規に區分して叙述する。

一、交趾支那安南及東京に關する佛安條約

本條約は一七八七年第一回の條約成立以來前後四回に互つて締結せられ、佛國の領土權保護權を印度支那に確立するに至つた頗る重要なもので、以下順次之れを説明する。

第一回佛安條約 は一七八七年十一月二十八日ヴェルサイユ宮殿に於て締結したもので、佛國は路易十六世安南は阮福映の御代であつた。當時安南國は南北の二に分れ、北は大越と稱し明の羈絆を脱した黎氏の治下に屬し、南は廣南と呼び阮氏が君臨してゐた。會々大越に文岳の叛亂あり、國王黎氏を支那に遂ひ、進むで廣南の地を犯さんとするに及び、君王阮福映勢力微弱にして國家は累卵の危に逼つた。當時布教のため交趾支那に渡來してゐた佛國加特力教アドランの僧正ピニョー、ド、ペエーンヌなる者あり、曾て印度、柬埔寨、澳門等に轉々布教に従事し、英國の印度に於ける經略に對抗して佛國が極東に均勢を保つたためには、印度支那に於ける佛國の經綸を必要なりと痛感しつゝあつた折柄、好機乘すべしとして國王福映に親近しその良友兼顧問となり、一七八七年（天明七年徳川家齊執政時代佛國にては大革命勃發の二年前）一旦佛國に歸り、路易十六世に福映援助のことを懇請し遂にその目的を達して茲に佛安攻守同盟條約を成立せしめ、極東に於ける佛國進出の第一階程を築くに至つた。即ち條約の結果、ピ僧正は數百の遠征軍を率ゐて交趾支那に渡航し、福映のために自ら王軍を指揮して敵を撃退し福映の王位を萬全の泰に置いた。斯くて阮氏の王家は佛國の後援に依つて復興し、福映は嘉隆帝と稱し大越廣南を統一して大南と號し、都を順化に奠め、現安南王朝の始祖となつた。

第二回佛安條約 本條約は前回の攻守同盟條約と異なり、媾和條約であつて、條約の結果安南は一

定地域の割譲を約し且つ佛國に對してその保護權を認むるの前提を爲す頗る重要なものである。次に條約締結の經過に就て大要を記述する。

安南王朝は佛國を徳とせる嘉隆帝の子孫相繼いで、即位し、明命、紹治、嗣徳の三代約八十年間は、佛國大革命に續く歐洲動亂の影響を受けて佛國は極東經綸を顧みる餘裕なく、爲めに佛安關係も亦中絶の状態にあつた。是より先き明命帝以降漸く佛國の恩惠を忘れ、特に嗣徳帝の治下に於て排佛感情滋々露骨となり佛人宣教師に對する迫害は日に月に甚だしくなつた。於是佛國は嗣徳帝膺懲の目的を以て一八五八年遠征艦隊を派遣して大に安南軍を破り、一八六二年六月五日西貢條約を締結して戦局を結ぶに至つた。之れが第二回佛安媾和條約であつて、翌年四月十四日順化に於て批准を終へたが主要條項は左記の如くである。

- (一) 交趾支那の邊和 (Bien-Hoa)、嘉定 (Gia-Dinh)、美湫 (My-Tho) の三州及ブエーロ・コンドル諸島を佛國に割譲す。
- (二) 基督教布教の自由を認むること。
- (三) ツーラン港を初め所定の港灣に於ける通商の自由を佛人に認むること。
- (四) 十個年間に四百萬弗の賠償金支拂を約すること。
- (五) 安南國王は佛國の同意を得ずしてその領土を外國に割譲せざること。

右に掲ぐる條約の主要條項を通讀すると單純なる媾和條約に過ぎざる感あれども第五項の規定は明らかに佛國保護權確立の前提を爲すものと謂ふべきである。

第二回條約成立後嗣徳帝は條約の履行を拒み、人民を煽動して反抗の氣勢を示したるを以て、時の交趾支那總督ラグランディエール提督は征討軍を組織して陰謀の策源地たる永隆 (Vinh-Long)、朱篤 (Chau-Doc) 及河僊 (Ha-Tien) の三州を略取し、茲に交趾支那全地域の占領と佛國植民地の設定とは略々完成を告ぐるに至つた。

第三回佛安條約 嗣徳帝の排佛陰謀は佛國の交趾支那占領後もなほ且つ依然として繼續し、一八七三年十二月佛國の征討軍が長驅東京平野を衝くに及び、佛安兩國の間に再度媾和條約の締結を見るに至つた。これが第三回佛安條約で一八七四年三月十五日調印、翌年八月三十一日附屬通商協定が併せ成立した。條約の主要條項は左記の如くである。

- (一) 交趾支那の六州に對する佛國の完全なる主權を認め、爾餘の安南帝國の領土に對する佛國保護權確立の原則を宣明すること。
- (二) 安南帝國の首府に安南の大臣と同格の佛國理事官を駐在せしめ、且つ安南のキノン市及東京の河内、海防の兩市に佛國領事を駐在せしむること。
- (三) 雲南に至る迄の紅河の航海と同様、佛國の通商に開放することを宣言したる諸港灣を自由港

とすること。

本條約は交趾支那植民地の設定及爾餘の諸州に對する佛國保護權の確定上最終的決定を與へたものであるが、嗣德帝は毫も本條約を尊重する意志なく、安南に對する舊宗主權を口實として支那と通謀し條約を否認すると同時にその無効を宣言するに至つた。於是佛國は一八八二年海軍中佐アンリー・リヴェキエールを指揮官とする問責軍を東京方面に派遣したが、當時この方面に跋扈しつゝあつた清の黒旗軍と衝突して敗戦し、翌一八八三年佛の指揮官は不幸戰場に倒れた。佛國は更にクルムペー海軍中將の指揮下に優勢なる遠征軍を送ると同時に、當時印度支那統監の職にあつたハルマン氏に對して東京に於ける佛國保護權の確立を期する目的を以て、佛安兩國の間に新關係を成立せしむべく、安南皇帝と折衝すべき旨を訓令し且つその手段として一八七四年の第三回佛安條約を修正するか、若しくは新條約を締結するかは受任者の意志に任する旨を附言した。斯くして成立した條約が第四回條約である。

第四回佛安條約 第四回佛安條約は、豫備條約（一八八三年八月二十五日調印）と本條約（一八八四年六月六日調印）と前後二回に調印せられたが、之れに依つて安南、東京に對する佛國の保護權は確實に保證せられ、同時に佛國の軍政を撤廢して文官行政を實施し、名實共に佛安國際關係の終局を告ぐるに至つた。

因にこの條約は一八八五年六月九日天津條約に依つて清國政府の正式承認を得、且つ同年七月三十日調印の新佛安條約に依つて保護國の各州に佛國知事を配置することを規定し、益々保護國たるの實を明らかにした。

二、東埔寨に關する佛東及佛暹條約

第一回佛東及佛暹條約 東埔寨は第十六世にクメール帝國が暹羅のために討滅せられて以來の名残を傳ふる唯一の國土で多年東埔寨の宗主權國を以て自任する安南帝國と暹羅王國との爭奪の目標となつてゐた。一八五三年東埔寨は前記隣邦二強國の壓迫を免れんとして竊かに佛國の保護を要望するに至つたが、佛國が交趾支那にその地歩を占むるに當り機漸く熟し、一八六三年八月十一日佛國代表ラグランディエール提督と東埔寨國王ノルドムとの間に保護權設定に關する第一回條約の締結を見、越えて一八六七年七月十五日調印の佛暹條約に依つて暹羅の合法的承認を得るに至つた。

一八六三年の佛東條約の要綱は東埔寨國王の側近に交趾支那總督に隸屬する監察官を附隨せしむること、並に佛國人に對し旅行通商所有權の自由及その他の主要なる利權を認むること等であるが國內行政に關しては何等觸るゝ所なかりしを以てその全權が國王の掌中にあつたことは勿論で、佛國の監察官は謂はゞ有名無實の單なる傍觀者に過ぎざりし感があつた。依つて交趾支那總督トムン氏はこの不徹底な現狀を打破して佛國の地歩を確實ならしむる目的を以て新條約案を起草し、一

八八四年六月十七日第二回佛東條約を締結するに至つた。

第二回佛東條約 第二回佛東條約に依り柬埔寨王は佛國がその保護權を行使するに必要と認むる行政、司法、財政及通商に關する總ての改革事項に對して豫め承認を與へ、首府プノン・ペンに駐在する交趾支那總督所屬の監察官を廢して新たに佛本國の植民大臣に直屬する理事官長を任命し、且つ柬埔寨官吏に依つて行はるゝ國內行政を監督するため各地方に理事官を配置することになつた。

右の結果として柬埔寨官吏の權限は甚だしく拘束せられ、税目の設定及徵稅權を認められざるは勿論佛國官憲が命令の統一上必要と認むる政務に關與することを得ざるに至つた。事情斯くの如くこの第二回佛東條約は條件餘りに過酷なりとして柬埔寨の輿論糾然として反對を聲明し、物情穩かならず將に大事に至らんとするに及び、佛國は條約の全體的實施を要求せず除々民情の緩和を圖り國王をして自發的に内政改革の實を擧げしむる策に出で、一八九七年七月十一日王令に依り第二回佛東條約の條項に則る改革を斷行せしめ以て名を捨て、實を取る政策上の成功を收むるに至つた。

柬埔寨に關する佛暹條約 最後に柬埔寨に關する佛暹條約に就て一言する。一八六七年七月調印の第一回佛暹條約は暹羅王國が第一回佛東條約に對して合法的に承認を與へた取極めであることは前述の如くであるが、第二回佛暹條約は一九〇七年三月二十三日を以て調印せられ、その結果として暹羅は曾て征服した柬埔寨隣接のバットナムバン、シエムレアブ及シンホン（現在のバットナムバン州）

の三地域を佛國に割讓することになつた。この三地域は一九〇七年六月二十七日印度支那總督令を以て新たに柬埔寨に併合するに至つたが、この手續は行政上の便宜に基くもので柬埔寨に對する舊領土の還付にあらざることは勿論である。即ちこの割讓地域は純然たる佛國の植民地で、柬埔寨理事官長の直接行政下にあることは恰も東京及安南理事官長が河内、海防及ツौरランの佛國割讓地域を直接管理下に置くと同一である。

三、老撾に關する佛暹條約

老撾はその國土の構成上安南及柬埔寨と異なり、その全地域に互つて權限を行使する獨立したる固有の政府が存在しない。元來老撾なる語は本來の歴史と存在とを認むべき一國家の名稱にあらずして安南帝國、柬埔寨王國、暹羅王國、英領緬甸及雲南の各國に境を接する單なる地理的稱呼に過ぎぬのである。而して老撾は幾多の小土人公領より成立つてゐるが、リュアン・ブラバン、ヅキエンチアヌ及バサックの三はその主なるもので太古時代より半野蠻民族が占居してゐた。

安南東京及柬埔寨に保護權を設定した佛國は、自然の成行きとして次第にこの地方に指を染むるに至つたが、北部は安南皇帝、南部は柬埔寨國王が多年その宗主權を主張しつゝあつた所である。然るに暹羅の匪徒は絶へずこの地方に入寇し常に争擾を免れなかつたが、一八八三年彼等匪徒は遂に老撾の全地域を占領し、進むで安南、東京をも脅かすに至れるを以て佛國は遂に老撾に對する安

南及東埔寨元首の宗主權を回收し土著民族の割據する地域を占領するに至つた。同時に又表面上國家組織の態様を備ふる主なる公領地域に對しては、その首領と各別に條約を締結し依つて之れを佛國の保護下に隸屬せしむるに至つた。

以上述ぶるが如く老撾に於ける佛國の勢力は、印度支那の他の各州に於ける場合と異なり特に對老撾條約といふ形式に依らずして、漸次その地歩を確保するに至つたものである。以下その經過の概要を記述する。

老撾に關する佛暹條約 老撾に對する佛國の保護權は、一八九三年十月三日佛暹條約に基き暹羅が湄江河の左岸地域及河中の諸島嶼に對する保護權の放棄を宣言したることに依つて確定したものであるが、越えて一九〇四年二月十三日第二回佛暹條約を以て之れを補修し、暹羅は更にバック及湄江河の右岸に位するリュアン・ブラバン王國の一部に對する宗主權の放棄を宣言し、爲めに佛國の保護地域を擴大するに至つた。

老撾に於ける佛國の代表者は初めは陸軍司令官二名とし一名は下老撾のコーンに、一名は上老撾のリュアン・ブラバンに駐在せしめたが、一八九九年四月十九日大統領令を以て上下老撾を併合しその全地域を理事官長の管轄下に配屬することとした。之れと同時に陸軍司令官の駐在を廢して文官監察官を代らしめた。後ち行政區劃改正の結果文官監察官を廢し、各地方長官として理事官を任

命することになつた。

老撾に對する佛國保護權の設定に關しては前記の條約以外に、一九〇七年三月二十三日佛暹條約と一九二六年八月二十五日佛暹條約とがある。前者は湄江河右岸の主要地域を占むる暹羅領土を五十年間租借（この期間は印度支那總督の請求に依り更改することを得）を契約したる件で、後者は湄江河流域の國境管理に關し兩國の國境に沿ひ左右兩岸各々幅二十五基米を非軍事的中立地帯とする取極めである。

附 印度支那聯邦設定に關する諸法令

印度支那半島に對して佛國が直接若しくは間接にその勢力を扶植したる當時に於ては、本國代表者として交趾支那には總督を、東埔寨には理事官長を置き、各々獨立の機關として植民地所管の中央行政廳に配屬し、安南、東京には理事官長を任命し外務省所管に配屬した。この統治上の不統一は植民地行政の過渡時代に於て寔に已むを得ざる成行きであつたが、佛國政府は一八八七年十七日及一八八九年五月九日兩度の大統領令を以て印度支那行政系統の統一を期し、前者を以て交趾支那、東埔寨及安南、東京を併合して一團としその全部を植民地所管の中央行政廳所屬とし、本國の直接且つ唯一の代表者として印度支那總督を任命する件を規定した。後者を以ては安南及東京に各別に理事官長を配置し印度支那總督に隸屬せしむる件を規定した。

即ち前記兩大統領令實施の結果、印度支那の四大國は夫々同一の權限を有する四名の高官に依つて管轄せられ、孰れも植民省所屬の印度支那總督の統治下に統一せられ次で一八八九年及一九〇〇年兩度の大統領令に依つて老撾が他の四國と同一制度に則るに及び、茲に印度支那聯邦の完成を告ぐるに至つた次第である。

第二章 印度支那に於ける本國法の適用

印度支那に於ける本國法の適用に關しては既に第一編第一章の植民地に對する佛國の立法制度の項に詳説したるが故に之れを省略し、茲には單に法律又は大統領令が印度支那に實施せられて效力を發生するに至るまでの手續を記述するに留める。

法律又は大統領令を印度支那に實施する場合は、總督令を以て之れを公布し且つ印度支那公報に掲載することを必要とし、原則としてその公報が府縣首府に到達後滿二日(都市は滿一日後)に於て效力を發生する規定である。但し緊急を要する場合は、總督は適宜他の公示手續を取りこの期間を短縮する權限を保留してゐる。

第三章 印度支那の行政一般

印度支那の一般行政を述ぶるに當り便宜上 一、聯邦行政 二、聯邦各國行政 三、聯邦各國の地方行政 四、市町村行政の四節に區分して説明する。

第一節 聯邦行政

印度支那聯邦の行政は總督之れを總攬す。總督はその職務上より見て行政すと云ふよりは寧ろ統督すといふを適當とするのであるが、政務の全般に互つては總督府會議、陸海軍事に對しては國防會議の補佐を受く。

印度支那總督はその直接の協力者として府内の各特殊部局を監督する總務長官を附屬し、各部長及地方行政長官を介してその權限を印度支那全領域に及ぼし、財務局長をして聯邦總豫算を編成せしめ且つ國有財産の管理に任ず。

因に歴代印度支那總督が常に本居を河内市に置く關係上總督駐在地即ち印度支那聯邦の首府は河内市なるが如き觀あれども、一八八七年十二月十二日大統領令を以て總督の公式駐在地を西貢市に

決定し爾來何等の改正をも加へられざる關係上印度支那聯邦の首府は西貢市なりとするを妥當とす。

第二節 聯邦各國の行政

印度支那聯邦各國の行政は聯邦を形成する交趾支那（首府西貢市）、安南（順化市）、東京（河内市）、柬埔寨（プノン・ペン市）及老撾（ヱキエンチアヌ市）の五に分れ、各その行政長官として聯邦所屬官吏と對立する獨立の官吏を置く。

交趾支那には行政長官として副總督（Gouverneur.）を置き、參事會（常置諮問機關）及植民地評議會（定期に招集する決議機關）をしてその職務を補佐せしむ。

安南東京柬埔寨及老撾の保護國に於ては行政長官として理事官長を置き、保護國會議（常置諮問機關）をしてその職務を補佐せしむ（老撾には未だこの制度を實施するに至らず）。

聯邦各國の行政長官は、經濟關係事項即ち農工商業問題に對しては商業會議所、農業會議所及農商聯合會議所等に諮問してその意見を徴し、土民關係の問題に對しては各保護國の首府に設置する土人諮問會（Chambre Consultative indigène.）の意見を徴することが出来る。

各行政長官は、直屬の局課長又は命令の定むる官憲を介してその權限を所轄地域内に及ぼし、豫

算の編成及公有地の管理に任ず。

第三節 聯邦各國の地方行政

印度支那聯邦各國の地方行政長官は印度支那事務官團所屬の文官で、交趾支那に於ては…州事務官（Administrateur de la Province…）、安南東京及柬埔寨に於ては…佛國行政駐在官（Ad. Résident de France à…）、老撾に於ては…總督府監察官（Ad. Commissaire du Gouvernement à…）と稱す。右に掲ぐる文官地方行政長官の外、東京及老撾の支那國境地域に設定する軍事地帯に武官たる國境司令官（Commandant de territoire.）を配屬し、夫々東京老撾理事官長の指揮を受けしむ。

聯邦各國に於ける地方行政區劃として州事務官、理事官若しくは監察官を置く州は交趾支那に二十州、東京に二十三州（軍事地域四）、安南に十六州、柬埔寨に十三州、老撾に十州（軍事地域一）を算し、面積の廣大なる州には別に委任監理官を置く。

聯邦各國に於ける地方行政長官即ち州長の行政上の權限は別に法令に明文の規定なく、州長自身又は直屬長官たる聯邦各國の行政長官（副總督又は理事官長）の自由意志に基き時と場合とに依つて變化がある。

因に州行政長官及委任監理官の裁判權に就ては次章司法制度に於て説明する。

第四節 市町村行政

印度支那に於て市制を施行する都市は、西貢、河内、海防、シヨロン、ツौरラン及ブノン・ペンの六で、孰れも市長一名及助役若干名を置き、市長を議長とする市會若しくは市委員會を附屬す。市長の任命手續は西貢市長を選擧に依つて選任する以外、他の市長は總て總督令を以て任命する事務官團所屬の行政官である。

右六大都市以外の印度支那各州の主邑及主なる部落の多數は、特別令の定むる所に依つて街 (Canton or the urban) を設定するに至つたが、街は街協議會も又街所屬の特別豫算も有つてゐない (リュアン・ブラバン街は例外で街豫算がある)。街の行政は街以外の庄と同一條件の下に州行政長官の管理下に屬するが、街と庄との異なる點は街に對してのみ成規の警察條令を適用すること、一定の特別税を課し得ること及庄と異なる土地拂下法を適用することの三項である。

印度支那總督は命令の定むる所に依り街に對して町制を施行し得る權限を有する關係上既に老繩のヅキエンチャヌ街、安南のダラ街及東京の南定街及ハイ・ドオン街に對して街豫算及街公有地の設定を認め町制施行の豫備手續を執るに至つた。

第四章 印度支那に於ける裁判所の管轄及適用すべき法律の種類

印度支那に於ける司法制度に就ては後章に詳述することとし、茲には單に印度支那裁判所の管轄及適用すべき法律の種類に關する一般法規を説明するに留む。

第一節 裁判所の管轄

印度支那裁判所には佛蘭西裁判所と土人裁判所との二種類がある。佛蘭西裁判所のみで土人裁判所の設置なき交趾支那に於ては、在住民はその種族の如何を問はず一切の訴訟事件を通じて佛蘭西裁判所の管轄に屬す。右と同一の事情の下にある佛國の特讓地域たる河内、海防及ツौरランの三市に於ても亦同様である。

上記の地域を除く印度支那の他の地域に於ては、佛蘭西裁判所と土人裁判所とを併置しその管轄區分を左記の如く規定してゐる。

土人裁判所の管轄權は、民事又は刑事事件の當事者が全部佛國保護國民たる土人即ち交趾支那及佛國の特讓地域たる河内、海防又はツौरラン以外の地に生れたる土人たる場合に之れを適用す。

佛蘭西裁判所の管轄權は、上記以外の場合例へば安南土人對支那人、支那人對印度人若しくは交趾支那人對柬埔寨土人の民事及商事々に關し及東京土人の犯罪事件に關し、被害者又は共犯者が歐洲人、日本人、支那人若しくは河内、海防の土人たる場合に之れを適用す。

以上は印度支那裁判所の管轄に關する一般規定であるが、之れに對して若干の例外がある。次にその主要なるものを列擧する。

- (一) 東京に於ては一般規定に基き土人裁判所の管理に屬する事件と雖も、當事者が佛國の法律に服從する旨を宣誓するときは佛蘭西裁判所の管轄に移管す。
- (二) 印度支那聯邦在住土人以外の種族に屬する土人事件の審理は總て佛蘭西裁判所の管轄とす。
- (三) 植民軍所屬の現役土人軍人に對する軍法會議審理以外の事件は總て佛蘭西裁判所の管轄とす。但し重罪又は輕罪事件に連關し、その共犯者が軍人にあらざる土人にして佛蘭西裁判所の管轄に屬せざる場合はこの限にあらず。
- (四) 東京に於て河内控訴院第二部は土人裁判所の判決に對する控訴取消及再審事件を審理す。

第二節 適用すべき法律の種類

印度支那裁判所(佛蘭西裁判所及土人裁判所)に於て裁判に適用すべき法律は裁判を受くる者の種

族に依つてその種類を異にす。以下之れを説明する。

一、土人裁判所に於て適用する法律

土人裁判所の管轄權が専ら佛國保護國民、即ち交趾支那及佛國の特讓地域以外の出生者たる土人に限定せらるゝことは前述の如くであつて、是等土人裁判所に於て適用する法律は勿論土人法規である。この土人法規は聯邦各國に於て夫々その種類を異にするのであるが、以下大要を説明する。

東京に於ける土人法規 東京に於ける現行土人法規は、一九一七年七月十六日安南王令(一九一八年七月、一九二〇年七月、一九二一年六月、同年八月、一九二三年六月王令を以て改正)を以て、一九一八年一月一日より新たに實施せられた裁判所構成法、民事及刑事訴訟法及刑法であるが、民事に關しては新法の規定に抵觸せざる限り舊安南法の規定を有效とし、且つ一九二一年十月四日王令を以て制定した新安民法の第一篇を東京の一部に實施するに至つた。

安南に於ける土人法規 安南に於ける現行法規は制定以來幾多の改正修補を經た嘉隆法典である。

柬埔寨に於ける土人法規 柬埔寨に於ける現行法規は、舊柬埔寨法典と一九二〇年二月二十五日王令を以て同年七月一日より實施せられた新民法及新民事訴訟法とである。

老撾に於ける土人法規 老撾に於ける現行法規は一九二二年十一月二十日總督令を以て公布し一

九二五年一月一日より實施せられた裁判所構成法、民法、商法、刑法及同上各訴訟法である。

二、佛蘭西裁判所に於て適用する法律

佛蘭西裁判所に於て適用する法律は、事件の性質に依つて本國法を適用する場合と、印度支那に對する特別法を適用する場合と及安南法律を適用する場合とがあつて、土人裁判所に於けるが如く法律の適用が簡單でない。即ち

本國法を適用する場合 裁判を受ける當事者が佛人又は他の歐洲人、文化の程度及法律關係に於て歐洲人に準じ得べき者(米國人、濠洲人等)又は條約の規定に基く者(特に一八九六年八月四日の日佛條約)である場合は本國法を適用す。

印度支那に對する特別法を適用する場合 裁判を受ける當事者が佛蘭西裁判所の管轄に屬する土人即ち佛國臣民たる安南人の場合、同上安南人に關係ある事件にして當事者が佛國保護國民たる土人の場合、及一八七一年八月二十三日法令に依り法律の適用上安南人に準すべき亞細亞人即ち支那人、柬埔寨人及暹羅人である場合は特別法を適用す。

安南法を適用する場合 裁判を受ける者が原則として土人裁判所の管轄に屬する者である場合當事者の一名又は數名が佛蘭西裁判所の管轄に屬するか又は安南人に準すべき亞細亞人である場合は安南法を適用す。

第三篇 佛領印度支那統治組織——總督府直系行政機關

第一篇及第二篇に於て佛國全植民地の統治大系と佛領印度支那統治の一般的原则要綱の説明を終つた。本篇に於ては第二篇の一般的原则を基調とする佛領印度支那植民地の統治組織及各種機關の機能を記述する中、主として總督府の直系行政機關に就て記述する豫定である。

第一章 印度支那一般中央行政機關

印度支那の一般行政機關として、印度支那總督、總督府總務長官、總督府各部局、總督府會議及同常置委員會、經濟財政最高諮問會議、國防會議、各専門諮問機關に區分して説明する。

第一節 印度支那總督

佛領印度支那に總督官制の初めて發布せられたのは一八八七年十月十七日で、初代總督コンスタ

ンスより現任總督バスキエー氏に至るまで前後十六回(内重任一回)の更迭が行はれた。總督の任命手續は内閣會議の決議を経、大統領令を以てする規定であるが、任用に關する資格に就ては別段の規定がない。然しながら一九二一年七月二十一日大統領令(翌二十二年十月三十一日改正)を以て植民地總督團及理事官團官制發布の結果、植民地總督の任用範圍が原則として是等官團の所屬者に制限せらるべきは當然なれども、從來印度支那に於ては下院議員の現職に在つて總督に任命せられたる者比較的多く十六名中七名を數へてゐる(第一篇第四章參照)。

以下印度支那總督の統治上に於ける權限、責任、特權及代理權の四款に區分して説明する。

第一款 總督の權限

印度支那總督の統治上に於ける權限は廣汎且つ多岐に亘り、簡單に之れを記述すること困難なれども、極めて概括的に要約すると大體左記の二系統に區分することが出来る。即ち

- (一) 印度支那に於ける本國國權の適法なる唯一の受任者たること。
- (二) 本國政府に對し印度支那全般の利益を代表すること。

「印度支那總督ハ佛領印度支那ニ於ケル佛蘭西共和國々權ノ受托者ナリ」とは一九一一年十月二十日大統領令の明文に規定する所であつて、前記第一項の權限は明らかにこの明文に依つて立證せらるゝのである。即ちこの權限に基く總督は地方分權の一機關であつて、印度支那聯邦植民地に於け

る總督の權限は非集團植民地に對し植民大臣が直接に行使する權限を代行するものである。従つて總督は印度支那最高長官として自己單獨の全責任を以て管内全般の政治、社會、財政及經濟的發展の統督者たる大使命を荷ふのである。

この大使命を遂行するため、總督は一般政務に關しては協力者であり、同時に又直屬の部下である聯邦各國の行政長官に對して上級官憲たる權能を附與せらるゝ反面に於て、本國官憲の一般的恒久的委任事項及法律又は大統領令に依る特別委任事項に就て諸法令の制定權(この權限は特別令の定むる所に依り總督の責任を以てその一部又は全部を總督府總務長官又は聯邦各國の行政長官に代理せしむることを得)を與へられてゐる。

次に第二項の權限、即ち印度支那全般の利益の代表者たる總督は聯邦各國の一般計劃に基き之れが指導の任に當る整調機關であるが、その權限は行政及財政上に自治權を享有する聯邦各國に於ける行政長官の獨創的自由を拘束することを得ない。従つて總督は印度支那の一般的利益がその直接參加を必要不可欠とする場合の外聯邦各國の行政に關與せないのである。要するに第二項の權限に對する總督の主務は、印度支那一般豫算と兩立する聯邦各國豫算が果して最高の必要と共通の利益とに合致するや否やを裁定し、且つ場合に應じて必要な補助金又はその他の方法を以て之れが援助を爲すにあり。

以上は印度支那總督の權限に關する總括的説明であるが、以下項を分けて各部的に詳説する。

一、總督の立法權

一九一一年十月二十日大統領令に「印度支那總督ハ佛領印度支那ニ於ケル佛蘭西共和國々權ノ受托者ナリ」との明文の規定あることは前述の通りであるが、憲法上本國議會の權能に屬する立法以外植民地統治に必要な諸法令の制定權が總督の手中にあることは右大統領令の解釋上當然の事で、唯問題として殘る所は總督がその與へられたる權限の範圍内に於て制定發布する法令は、豫め本屬長官たる植民大臣の承認を必要とするか否かにある。而して本件に關する參事院の解釋は「承認不必要」に決定してゐる。その理由とする所は植民地總督はその統治する植民地の全地域に互つて元首の權能を代行するもので、本國を距ること遠き地理的關係に徴し且つ施政の應急敏活を期する必要に基き、地方分權機能の法意を廣義に解釋するを至當とすと云ふにあり。

總督は又法律及大統領令を植民地に公布する權限を有つてゐる。然しながら總督のこの公布權限は、當該法律又は大統領令の條文中にその全部又は一部を植民地に適用する旨の明文ある場合（この場合の公布手續は總督の權限であつて同時に義務である）に限るもので、然らざる場合に於て總督がその法律又は大統領令を管内に施行するを可なりと認めたるときは、本國政府に對し豫め植民地に適用する旨を宣示する特別大統領令發布の申請を爲すことが必要である。

條文の全部又は一部を植民地に適用する旨の明文ある法律又は大統領令の植民地に於ける公布は總督の權利であつて同時に義務であることは前述の如くであるが、これは文字通りに狹義に解釋すべきでない。何となれば是等の明文ある法律又は大統領令を植民地に公布する手續を採るに當つて總督が何等考慮の餘地を認められざるものとすれば、开は明らかに總督に對して議會又は大統領の意志に盲従を強ゆるもので、總督は結果に就て何等責任を取らない立場に陥るからである。故に植民地に適用する旨の明文の記載ある法律又は大統領令と雖も、之れをその管内に實施するを不適當と認むる場合（立法者の意志を別として）は、施行期日の明示なき限り總督は之れが公布に先立つて植民大臣に意見を具申することが出来る。事實上植民地に適用すべき明文の記載ある法律又は大統領令が、本國に於て發布後數年を経て初めて植民地に公布せられ、若しくは全然未公布の儘となつた例が相當多數に上つてゐるのはこの理由に基くのである。

二、總督の行政權

印度支那總督は軍事を除く一般行政及印度支那公豫算支辨の各部局を統督する最高官憲で、大統領の一般的特定の及恒久的代理權に基きて行政各部の編制及權限を裁定す。大統領に對する總督の代理權に關する沿革は一九一一年十月二十日大統領令を以て印度支那行政各部の編制に關する權限を委任せられ、越えて一九二〇年九月十一日大統領令を以て地方官に對する官規及單獨總督令の制

定權を認めらるゝに至つたことである。總督の有する行政權の内容を便宜上個條書きとして次に列記する。

- (一) 總督は印度支那行政の各部局に對し直接又は地方行政長官を介してその監督權を及ぼす。
- (二) 總督は法律又は大統領令に依り明文を以て任免權を本國政府に保留する場合、及法令の定むる所に依り身分の保證ある者に對する場合を除き、植民地勤務の官公吏員を任免す。但し任免權を本國政府に保留する官吏(財務監督局長を除く)に對して緊急を要する場合は停職を命ずることを得。
- (三) 總督は政務の必要を參酌し、聯邦各國を通じ軍部以外の各部局に所要の人員を配屬す。但し司法官及裁判所書記を除外す。
- (四) 總督は聯邦各部局員の俸給及手當に關する總則を規定す。
- (五) 總督は財務局長を經由して植民地土地所有權に關する法律行為に關與し、且つ一千エクター以上の土地拂下及礦區拂下に關する申請を處理す。
- (六) 總督は事後法律又は大統領令その他を以て許可を受くることを必要とする條件の下に鐵道敷設計畫を決定し、國道及府縣道を類別す。
- (七) 總督は聯邦の州及二國間に於ける土地の移管を裁定す。但し聯邦二國間の土地移管は豫め植

民大臣の認可を経るを要す。

- (八) 總督は交趾支那植民地會議、土人諮問會、市町村會、西貢港務會議の解散又は停會を命ず。
- (九) 總督は商業會議所、農業會議所及農商聯合會議所の設定權を有す。
- (十) 總督は外國に於て發行する新聞紙及定期刊行物並に印度支那に於て發行する佛蘭西語以外の同上に對する配布禁止の權限及出版物發行許可に關する權限を有す。
- (十一) 總督は植民地に於ける公共衛生事務に關する基準法の制定及公共團體の土地收用令發布に關する權限を有す。
- (十二) 總督は管内全般に對する公安を保持するため高等警察權を行使し、被疑者の招喚訊問を爲す權限を有す。

三、總督の財政上の權限

總督は軍事費及植民地檢閱費(この費目は植民軍經理部長の管掌する所で後段に説明す)を除く植民地豫算歳出の副仕拂命令官たると同時に、本國豫算中總督に委任せらるべき經費に對しても亦同一の權限を有す。

總督の植民地豫算に對する權限は、一般豫算及鐵道、公債基金、廣州灣、西貢工廠の四附屬豫算を裁定することを主眼とする。而して以上の各豫算案が年度の初めまでに大統領令に依る成規の承認

を得るに至らず、且つ緊急を要する場合は、承認に至るまでの暫定手續として總督は當該年度中に必要とする修正豫算を編成して之れが假施行を爲すことが出来る。この場合總督は修正豫算に對する主任仕拂命令官であるが、この權限はその指命する官吏に委任することを得。主任仕拂命令官としての總督は價額一〇、〇〇〇ピアストル又は二五、〇〇〇法を超過する請負購買入札に對し、その計畫見積、契約書及仕様書を檢證し、又前記の金額を超過する請負工事若しくは購買入札にして故障を生じ又は豫定入札價額を増額する場合は入札關係の一件書類を査證する權限を有す。

總督は假施行豫算の支出に對して副仕拂命令官を置き、又必要に應じては仕拂命令官補を置き、その發令に依る支拂命令書の仕拂事務を擔當する國庫出納官吏を指命す。但し出納事務が聯邦各國豫算外の豫算に關係する場合は國庫出納代理人を任命す。

以上の外總督の財政に關する權限を列記すれば次ぎの如くである。

- 一、總督は聯邦各國豫算の實施並に年度内に於ける豫算の修正につき、交趾支那に對しては認定權を有し、安南、東京、柬埔寨及老撾に對しては裁定權を有す。
- 一、總督は各農業會議所の通常及特別豫算並に極東佛蘭西學院豫算を査定實施せしむ。
- 一、總督は全印度支那の適法且つ唯一の代表者として印度支那の契約に屬する借款を決定す。但し法律の許可を條件とする本國政府の保證を必要とする場合はこの限りにあらず。

一、總督は借款に關する市會の決議を承認實施せしむ。但し未償還の舊借款あるときはその金額を加算して五〇〇、〇〇〇法を限度とす。この金額を超過するときは參事院令に依る認可を必要とす。

一、總督は印度支那一般豫算及聯邦各國豫算の豫備金に對する通常責任支出を許可す。

一、總督は印度支那銀行に對し兌換券の硬貨引換義務の免除を許可し、且つ正貨準備に對する紙幣發行の制限率を規定す。

一、總督は一般豫算、附屬豫算及聯邦各國豫算關係の工事請負及物品購買契約に對し、印度支那全般に適用すべき約款及總括的條件を決定す。

四、總督の税制上の權限

總督は關稅を除き印度支那に適用する租稅及間接稅を設定する唯一の權限者である。但し稅の割當方法及徵收法は實施に先立ちて大統領令に依る承認を必要とす。右の外稅制に關する總督の權限は左記の如くである。

一、總督は間接稅以外の諸稅及各種の賦課金設定に關する聯邦各國の行政長官若しくは保護國王室徵稅官の令達をその實施前に認可す。

一、總督は廣州灣租借地に於ける同上の稅法を設定す。

一、總督は諸税、小作料、專賣税及その他各種の賦課金の設定、廢止、若くしは改正に關する市會の決議を承認實施せしむ。毎年總督の定むる制限率を超過する特別市税を、最大限十二箇年間設定せんとする同上の決議に對しても亦同様である。特別市税の制限率は總督令の管理下にある市に於ては聯邦各國の行政長官之れを定む。

五、總督の司法權

普通法の裁判關係に於ける總督の權限は本國に於ける司法大臣の權限と略々同一で、その要綱は左記の如くである。

- 一、裁判の自由且つ敏速なる割當に關する監督權。
- 一、各階級の司法官に對する懲戒權。
- 一、官公廳職員の服務規律違反に對する所罰權。
- 一、刑事裁判所の構成權。
- 一、刑事事件の決定に對する實施保證權及民事事件の判決及決定の實施上必要なる權力の附與。
- 一、佛蘭西裁判所に對する土人關係の民事訴訟手續の制定權。
- 一、裁判所書記、檢事局書記及裁判所通譯の官制々定權及その任命權。
- 一、裁判所書記以外の司法關係公吏の任命及懲戒權。

一、公證人、執達吏、競賣評價人の設定及職務規定の制定權。

因に總督は原則として司法組織の改革を行ふ權限を有せず。又總督府關係の事件にあらざれば司法官に追訴を命じ、若しくは司法官の追訴を妨ぐることを得ざる規定である。

以上は専ら普通法の裁判關係に對する總督の權限であるが、特別裁判若しくは政治犯に關する總督の權限は範圍頗る廣汎である。即ち平時にあつて總督は軍事裁判の長官たる權限を保有し、陸軍大佐以下の軍人に對する常設軍法會議の管轄權に屬する捜査命令及裁判命令を發することを得ると同時に、行政裁判所評定官の任命權以外聯邦各國に特殊なる左記の權限を享有す。

イ、東京に於ける總督の特別司法權 土人又は裁判管轄上土人に準すべき者の重罪又は輕罪事件にして、保護國の保安及佛國植民の發展に關係ある場合は、總督は普通裁判所の管轄權を免じ、之れを刑事審理委員會と稱する特別裁判所の審理に委附す。刑事審理委員會の編成は毎年總督令の定むる所に依り一等事務官を委員とし、委員は犯罪地の地方長、裁判管轄區の檢事（又は檢事長の申請に依り總督の指命する判事）及印度支那軍司令官の申請に依り總督の指命する陸軍將校を以て編成す。刑事審理委員會の決定に對しては總督にのみ上訴することが出来る（一八九六年九月十五日大統領令一九〇六年四月十四日改正）。

ロ、安南及東京に共通する總督の特別司法權 佛本國に對する暴動及普通刑法の適用を受けざる

重大なる政治的争擾又は公安を害すべき行動に對しては、總督は所轄理事官長の申請に基き且つ管轄裁判區の檢事長の意見を徴し、左記の司法處分を爲すことを得。

土人裁判所の管轄に屬する土人若しくは一八七一年八月二十三日大統領令に依り土人に準すべき他國人たる亞細亞人に對し財産刑を併科し、又は併科せずして十年以下の拘禁に處すること。若しくは事件に關係ある町村又は組合に對し該事件の鎮定及事後の保安に要したる經費の負擔を命ずること(一九〇四年十月十一日大統領令)。

土人裁判に關する總督の權限は聯邦各國に於ける裁判組織に依つて相違がある。東京に於ては總督は理事官長の申請に依つて二級裁判所の補助判事を補任し、安南王國政府の推薦に依つて三級裁判所(河内控訴院第二部)の土人評議員を任命す。總督は又二級裁判所の管轄區域を決定する以外裁判所書記の服務規律に關する總則を規定し且つ裁判に關する諸法令を規定する王令の實施に任ず。

ハ、柬埔寨及老撾に於ける總督の特別司法權 柬埔寨に於て總督は裁判に關する王令の實施に任ずる以外、柬埔寨政府に對し司法顧問の任務に當るべき司法部の裁判官を任命す。老撾に於ては總督はヂキエンチャヌ高等法院長たる控訴院判事を任命す。

六、總督の外交に關する權限

印度支那總督は外交に關し極東諸國に對する佛國政府の代表者である。この資格に依つて總督は

極東諸國に駐在する佛國外交官又は領事官と直接交信する權限を有すれども、政府の許可を得るにあらざれば總ての外交商議に關與することを得ざるを原則とする。従つてこの原則に反して爲されたる外交商議は、夫々の場合に應じて事後政府の承認を経るか若しくは議會の協贊を経るにあらざれば實施不可能である。

被保護國元首に對する總督の權限は條約に依り、元首の保留する直接税及地方豫算に繰入るる諸税の設定權に基きて發する王令を承認し、且つ實施せしむべき令達に署名することである。

右は安南及柬埔寨王國に適用すべき權限であつて、リュアン・ブラバン王國に對しては一九一七年四月二十四日條約第三條の規定に基き、老撾に於ける現行税法は既に確定的で總督は王令の承認又は署名の必要を認めぬのである。

七、總督の軍事に關する權限

軍事上總督は印度支那内外防備の責任者である。この資格に於て總督は印度支那に駐屯する陸海軍を區署し、他の攻勢を排撃する緊急の場合を除くの外、何人も總督の同意を得ずして何等かの軍事行動を起し、又は現に進行中の軍事行動に對する變更を企圖することを得ないのである。但し軍事行動の指揮及實施は軍事官憲の權限に屬し、總督は總ての場合を通じて軍隊の直接指揮を爲すことを得ない。

右の外總督の軍事上に於ける權限としては軍事地帯の設定、編成又は廢止に關する權限及植民地の全部又は一部に對する戒嚴令の布告又はその撤廢に關する權限がある。

印度支那總督對駐屯軍司令官及海軍司令官の權限上に於ける關係は、一九〇一年十一月九日及一九〇五年十一月三日大統領令に規定する所であるが、これは印度支那軍事機關を記述する場合に譲り茲に之れを省略す。

第二款 總督の責任

印度支那總督は、その權限の行使及決裁より生ずる結果に就ては植民大臣に依つて代表せらるゝ本國政府に對して全責任を負ふのであるが、總督の施政に對する對本國議會の責任は監督長官たる植民大臣に歸屬するのである。

本國政府が大統領令又は省令を以て總督の發する總督令に對して、その種質に應じ或るものは實施以前豫め植民大臣の承認を必要とし、又他のものは一定期間内に植民大臣の承認を得ざれば無効と認むと決定し得る權限を保留するは理論上前記の原則に基くものである。

然しながら一九一一年十月二十日大統領令を以て植民省對印度支那總督府の關係たる地方分權の意義に改正を加へて以來、植民省は漸次地方的法規制定に關與することを差控へ、多くの場合その全權を總督府に委附するに至つた。越えて一九二〇年九月十一日大統領令は、明文を以て從來豫め

植民省の認可を必要とした地方官々制及俸給諸手當の決定に關する總督令は爾今植民省の認可を要せざる旨を規定し、以て全般の關係を明らかならしめた。

なほ總督の發する各般の總督令に對して不服ある時、管轄裁判所に出訴を許さざる場合と雖植民大臣に對する請願は之れを認めてゐる。これは植民大臣の對議會責任に關する前記の原則に基くもので、植民大臣は請願に理由ありと認むる場合は當該總督令の取消又は實施中止を命ずることになつてゐる。

要するに總督の全責任なるものは總督がその與へられたる權限の範圍内に於て署名して發布する總督令に對しては何人の副署をも必要とせざることに歸著する。この點は憲法上無責任の地位にある大統領の發する大統領令が、元首としての署名以外常に責任の地位にある所管大臣の副署を必要とすることゝ全くその趣を異にしてゐる。

第三款 總督の特權

總督は本國政府と直接交信權を有する印度支那に於ける唯一の官憲である。印度支那駐屯軍司令官及海軍司令官は陸軍海軍及植民大臣に公文書を發送する場合は總督を経由する規定である。但し駐屯軍司令官に對しては總ての公文書に對してこの規定を適用するが、海軍司令官に對しては印度支那防備及其の準備行爲に關する公文書の場合に限られてゐる。なほ茲に一言注意を要する事項は

總督が植民大臣以外の各省大臣と交信する場合は植民大臣を経由するを必要とする點である。以上述ぶる交信權の外總督の特權は左記の如くである。

一、總督は高等警察權に關し本國政府の權限を代行す。法規の定むる所に依り外國人たる歐洲人及亞細亞人の國外追放を宣示す。

一、總督は行政關係の諸令達を決裁し、法律、大統領令及禁錮十五日、罰金百法に該當する刑罰法規の實施を保證す。

一、總督は法定條件を具備する犯罪人の假出獄を許可し、土人裁判所の判決に依る犯罪人の特赦及減刑を行ふ。

一、總督は在任中印度支那各裁判所に於て刑事又は民事事件につき起訴又は追訴せらるゝことなし。總督に對する總ての訴訟行爲は本國法の規定に基き本國裁判所に提起するを要す。又現に職務執行中の總督に對し植民地に於て裁判の決定又は判決を施行することを得ず。

第四款 總督代理權

印度支那總督の代理權は大統領令を以て特に總督代理を任命する場合を除き、總督府總務長官之れを行使す。従つて總督の代理權が必ずしも總務長官專屬のものにあらざることとは明らかである。

總督代理の任務及權限は、一八九六年五月十日法令を以て總則を規定し、更に一九一一年六月二十

日植民省布達を以て細則を定め左記三種の場合を規定してゐる。

(一) 總督死亡し、又は轉免官のため缺員となりたる場合の總督代理は、本官總督と同一の權限を行使し同一の責任を負ふ。

(二) 總督賜暇不在の場合に於ける總督代理の權限は、原則として第一項に準ずれども、賜暇出發以前總督は自己の方針を踏襲せしむるため總督代理に對して完全なる文書訓令（寫を植民大臣に進達す）を交附するを要す。この場合總督代理は該訓令の主旨を遵奉する義務がある。

(三) 總督が任務を帯びて本國歸還を命せられたる場合は、總督は第二項の訓令を總督代理に交附するは勿論別に不在中保留すべき案件を指示するを要す。この場合に於ける總督代理の權限は總督の意志に依つて決定せらるゝものと見るべく、従つて責任は總督自身之れを負はざるべからず。なほ又この場合總督代理の任務は單に當面の政務を處理することに限られ、絶對的に必要且つ急を要する時以外總督の保留する案件に對し自己の意志を以て處理することを避くべきである。

上來記述する所に依つて佛領印度支那總督の地位、權限、責任、特權及代理權の一般を諒解することが出來ようと思ふ。以下節を改めて總督府總務長官の記述に移る。

第二節 總督府總務長官

現行總督府總務長官の官制は、總督の權限を規定する一九一一年十月二十日大統領令第八條を以て制定せられたもので、それ以前に於ても總務長官又は民政長官の官制があつたが一旦廢止せられたものである。

總督府總務長官は、聯邦各國の理事官長と同様、任命の形式は總督の申請に依り大統領令を以てする規定で、總督はその權限の全部又は一部を總務長官に代理せしむることが出来る。總務長官の任用資格に關しては何等特別の條件はないが、一般の場合として植民地副總督、理事官長又は他の植民地總務長官中から選任することになつてゐる。

總務長官は總督直屬の補佐官で、行政、財政、經濟關係事項及特に總督に保留せられざる一切の政務を處理すべく、總督の特別代理權又は常任代理權を附與せられてゐる（一九一八年四月八日布達）。従つて總務長官は總督府直系の總ての部局に對する直屬長官で、原則として是等各部局の立案に係る一切の政務は、之れを總督に進達するに當りては先づ總務長官の決裁を経る必要がある。

總務長官は又直屬長官としてでなく従つて直接の責任者にあらざるも、全部又は一部に亘つて總督の管轄に屬する印度支那各部局の長官たる資格を有す。更に又特別の場合として總督の常任代理

權者として植民地土地管理、一般豫算及附屬豫算の仕拂命令を主管する印度支那財務局長に對してその監督權を及ぼすのである。

以上述べたる總務長官の任務及權限を綜合すれば、總務長官の主務は總督をして一般行政管理以外の主要任務たる統督指導の大使命に常に専心せしむるため印度支那各般の行政管理に關して總督の任務を代理するにありと言ふことが出来る。

第三節 總督府部局

本節に於ては總督府各部局、印度支那財務部、總督直屬の中央監督機關に區別して記述する。

第一款 總督府内局課

總督府の各部局は所屬官團定員外の將校又は本國人官吏之れを監理す。佛蘭西人官吏は印度支那各部局の所屬員より選任することを得るも、總督府本屬の部局及非技術的部局に對しては殆んど印度支那事務官團所屬の官吏に限られてゐる。總督府の人員中には時期に依つて員數に差異はあるが、植民省より臨時印度支那に派遣せられた官吏若しくは植民地事務官團所屬の官吏も包含せられてゐる。

總督府の本國人官吏は土人吏員に依つて補佐せらる。土人吏員には常務員と特務員との二種があ

る(一九一九年四月十九日總督令)。常務員は定員所屬の土人公務員を云ひ、特務員は定員外の土人公務員を云ふのである。

特務員たる土人公務員は階級を一等、二等に區別し、一等特務員には書記長(三級に分る)、書記(五級に分る)の二種八階級があり、二等特務員には主事(一級)、事務長(四級に分る)、事務員(六級に分る)及事務員補(一級)の四種十二階級がある。

一等特務員の任命、進級は總督府總務長官の申請に依り總督之れを發令し、二等特務員の任命、進級は總督府人事局長の申請に依り總務長官之れを發令す。

以上の外一九二〇年二月十三日總督令を以て總督府に守衛團を設置し、受附(二級に分る)、守衛長(二級に分る)、守衛(二級に分る)及守衛補(四級に分る)に區分し孰れも土人を任命す。

なほ總督府各部局を説明するに當り、便宜上總督直接の補佐機關たる官房と總務長官の監理下にある府内各部局に區分して記述する。

A 總督官房

總督官房は官房局、官房、文書課、外事課、土人課及軍事課の六課に分る。

官房局には局長及次長を置きて官房以下の各課を統轄せしめ別に總督秘書課と總督直屬の副官二名を配屬す。

官房には官房課長を置き、公文書の發受、儀禮、接見、接待、署名、各種補助金、府内事務を管掌す。

外事課の主務は極東に於ける印度支那の外交問題、太平洋に於ける佛國の政策、國際法關係事項、ヴェルサイユ條約の適用に関する件、印度支那關係の國際條約及協定、北及東太平洋諸國に関する問題、南太平洋及印度洋諸國に関する問題及同上諸國に於ける新聞紙關係事項等である。

土人課の主務は土人關係事項、土人行政に関する諸問題の調査、州の組織、土人課税、土人官吏に関する事項、土人裁判所、土人法規及習慣法の編纂、土人教育、宗教關係事項、土人新聞及雜誌刊行に関する件等である。

軍事課は一九一一年十二月二十五日及一九二七年六月二十三日總督令を以て設置せられ、課長は陸軍將校(通例少佐とす)を補任する規定である。軍事課は軍事に関する庶務を擔當する以外印度支那國防會議の常置秘書課の任務を管掌す。

軍事に関する庶務としては總督の署名を要する軍事關係書類の蒐集、印度支那陸海軍關係の長官との交渉事項、外國陸海軍に関する諜報、軍法會議、民用及軍用航空關係事項、體育、軍事教練及測地關係事項を管掌し、國防會議常置秘書課としては國防會議關係書類の蒐集、國防會議の調査委員會に附議する問題の調査及準備、總動員の準備に関する事項等を管掌す。

B 總督府内各部局

總督府内各部局は總務長官に隸屬し、一、總務長官々房 二、警務保安課 三、人事課 四、法政課 五、行政訴訟及行政監督課 六、觀光宣傳課 七、經濟課 八、商務課 九、勞働檢閲課に區分せらる。

總務長官々房には官房課長を置き、府内各部局に對する長官の任務を補佐し且つ一般官房の事務を處理す。

警務保安課は第一局乃至第五局に區分し、印度支那内外の保安に關する諜報の蒐集、國境警察、外國人滞在許可、旅券、國外退去命令、地方警察に於ける搜查事項、保安警察勤務編成、警察官の募集試験及更迭關係事項及警察官養成等の事務を分擔す。

人事課は第一局乃至第三局に區分し、職員の任用、進級、更迭、官規、退職、扶助料關係事項、人事關係書類の保管、土語試験、雇傭人の監督に關する事項を分擔す。

法政課は第一局(一部二部に分る)、第二局に區分し、第一局第一部に於ては主として法規關係事項即ち法令の公布、選舉、戶籍、歸化に關する事務を管掌し、第一局第二部に於ては行政事務即ち印度支那各地方部局の行政關係事項、各種委員會及農商會議所、信用組合及各種團體の編成に關する事項を管掌し、第二局に於ては農工業關係の勞力、土地、收用、森林、鑛山、人口統計、貨幣、度量衡

制度、博覽會、展覽會に關する事項を管掌す。

行政訴訟及行政監督課は第一、二局に區分し、第一局に於ては行政訴訟諮問委員會の秘書課たる任務を擔當し、行政訴訟記録の保管、請負又は入札契約の調停に關する法規の制定、その他行政訴訟關係の一般事務を管掌す。第二局に於ては總督府各部局に於て作製し課長の署名を求むる各般の書類及記録を審査す。

觀光宣傳課は課長以下三名の課員を配屬し、文書又は活動寫真等に依り海外に對する國情紹介及古蹟保存の任務を擔當す。

經濟課は一九二四年四月十五日總督令を以て設置せられた經濟局に代るもので相當主要な機關であるが、目下課長以下一名の課員を置くのみで事務分擔規定の制定を見るに至らず。依つて暫らく之れを措く。

商務課は海事行政、通商及海事訴訟、海員徵募、海上警察、海難、海事教育及對航海會社關係事項を管掌し、西貢、海防及ツーランの三港に海員徵募出張所を設置す。

勞働檢閲課は一九二七年七月十九日總督令を以て新設せられたもので、印度支那に於ける勞賃、勞力、貯蓄及社會救済に關する總則的規定、勞力の移動及勞働者を使用する各種企業の檢閲に關する事務を管掌す。

第二款 印度支那財務部

印度支那財務部の官制は、一九一一年五月二十七日大統領令（一九一七年十二月三十一日大統領令を以て局長任命手續改正）及一九一八年二月十一日總督令（一九一八年四月八日及一九二二年一月五日總督令を以て處務規定改正及その後一九二二年七月三十日一九二六年四月十二日、同年五月十一日總督令に依り逐次改正）を以て規定せられたもので、局長は植民大臣の申請に基き大藏大臣の意見を徵し大統領令を以て任命する規定である。

財務部長の選任範圍は、植民地總督、理事官長、植民地中央行政廳の局課長又は二年以上局課長たりし經歷を有する高等職員、植民地行政官、印度支那一等事務官、官房局附又は財務檢閲官等である。

財務部は總督府の財政事務廳たることが大體の建前であるが、一九〇八年十月五日總督令を以て登記、土地財産權及印紙稅等純然たる稅務關係の事務を兼攝することとなつた。財務部所管の稅務關係事務に於ては説明を後章に譲り、茲には専ら財務部の財政事務に關して記述する。

A 財務部の職員及組織

印度支那財務部は河内に之を設置し、秘書課の外第一課乃至第五課に區分し、外に登記、財産權、印紙局及土地所有權局を併置し共に財務部長に隸屬せしむ。

財政部には部長の職務を補佐せしむるため財務部次長を置く。次長は部長の申請に依り總督之れを任命し、部長の權限の一部特に印度支那一般豫算及同附屬豫算に充當すべき經費の支拂手形發行權を委任する外、部長不在又は事故ある場合部長の職務を代理せしむ。

財務部秘書課及各課には總督の任命する課長を置き、次に掲ぐる區分に依り夫々その主管事務を分擔せしむ。

秘書課 公文書の發受、庶務、特定事項

第一課 局長の署名を要する文書の審査、一般豫算の立案、稅制、印度支那銀行との交渉事項等

第二課 俸給、手當に關する事項、恩給、救濟、補助金に關する事項等

第三課 各種豫算歲出、歲入に關する事項、豫備金會計に關する事項等

第四課 附屬豫算案及地方豫算案の監督、地方豫算の歲出入の實情調査、取引所に關する事項等

第五課 公債事務、附屬豫算歲出の仕拂命令に關する事項、鐵道特別會計、動産不動産に關する

事項等

B 財務部の權限

印度支那財務部の權限として最も重要なものは一般豫算及同附屬豫算に關する權限であつて、財務部長は總督の恒久特別代理權に依り總督の責任の下に且つ總務長官の監督を受けて上記豫算の

編成及實施の重任を負擔し、事實上に於ける豫算歳出の支拂命令官である。

財務部長は右に述べたる本來の権限に基き左記の事項を監理す。

- (一) 一般豫算及同附屬豫算の歳出につき聯邦各國の行政長官(東京理事官長を除く)に對し副仕拂命令官たる権限を代理せしむ。
- (二) 同上豫算に充當せられたる總ての費目を通じ、直接關與することを得ざる契約及決済に對して恒久的に監督權を行使す。
- (三) 鐵道營業運轉資金、鐵道特別豫備基金及鐵道工事及材料特別基金を集收監理すること。
- (四) 金額一萬ピアストル又は二萬五千法と同額以下の豫算關係の工事及購買計畫、設計、見積、請負書、入札、契約、土地取得の認許並に變災、喪失及盜難に依り個人に及ぼしたる賠償支拂の認許に關する権限。

以上は主として財務部と一般豫算及同附屬豫算との關係であるが、この外財務部長は本國豫算(その一部たる植民地豫算は植民省所管に屬す)關係に於て總督の恒久代理權に基き副仕拂命令官たる権限を行使す。従つて交趾支那副總督、東京、安南及柬埔寨理事官長を本豫算支出の支拂命令官補に任命するは財務部長の復代理權に依るものである。

財務部長は又交趾支那及四保護國の豫算に對してその監督及監理に關する一切の書類を蒐集し且

つ都市に於ける財政事務を監督す。

財務部長は印度支那國有土地財産の代表者(一九〇七年二月十六日總督令)であつて、聯邦各國に於ける登記、土地財産及印紙稅關係官廳の直屬長官である。

第三款 總督直屬の中央監督機關

印度支那に於ける中央監督機關として各種の檢閲機關及高等技術監督機關がある。而して是等の機關は單獨に公の部局を形成するものでないが、特に重要な一定の官廳に對し若しくは場合に依つては數個の官廳全體に對し常に一般的監督權を行使す。但しその監督權を行使するに當つては當該官廳の自治を阻碍し又は廳長の権限を直接代行することなく、事務上の協調と事業上の統一を圖り且つ總督に對して是等官廳を代表するものである。

總督直屬の中央監督機關は 一、印度支那工務總監部 二、印度支那保健醫務總監部 三、司法監理局 四、農林牧畜總監部等である。

一、印度支那工務總監部

印度支那工務總監部の官制は、一九〇九年十二月九日大統領令を適用する一九一一年十二月三十一日總督令に依るもので、大統領令を以て任命する印度支那工務總監を部長とす。部長の職務権限は左記の如くである。

一、部長は總督に對して一切の官營工事に對する檢閲を確保し、部員の指導及申請並に部内各局課を監督す。

一、部長は印度支那に於ける經濟的施設の建設及經營に關する統計書類を蒐集利用す。

工務總監部は秘書課及製版工場、管理課(人事科、會計科及訴訟科の三に分る)、技術課(道路・橋梁・水上工事科、水利・航海・衛生・配電科の二に分る)、鐵道課、建物課の五課に區分し、各その所管事務を分擔す。

二、印度支那保健醫務總監部

印度支那保健醫務總監部の官制は、一九一四年六月二十七日大統領令(翌年一月一日總督令を以て公布)を以て制定せられたもので、部長は印度支那軍團軍醫部長の兼任とし軍醫官一名看護科下士(書記)二名を置き部務を處理す。部長の權限は左記の如くである。

- (一) 印度支那保健醫藥事業に關する一般的監理。
- (二) 衛生及公衆保健(醫藥扶助、水上衛生警察、各種の療養所、病院等)に關する諸問題の調査及實施上總督を補佐す。
- (三) 印度支那に現在する醫藥に關する科學的施設、實驗室及醫藥教育機關(西貢及ニャトランのバスターール研究所を除く)に對する技術的監督。

(四) 極東佛國領事館所在地に於て總督府の補助金を受くる醫藥施設 (Canton, Hoi-How, Pakhoi, Mongtsen, Yunnanfon, Szeano, Long-Takion, Bangkok.)を直接監督する。

三、印度支那司法監理局

印度支那司法監理局官制は、一九一九年五月十九日大統領令(一九二一年三月十七日及一九二三年七月十七日改正)を以て制定せられたもので、局長の任命手續は植民地裁判所長又は檢事總長中より人選し、總督の申請に依り大統領令を以て任命する規定である。局長の主務は何等かの理由に依り總督の審査又は裁決を必要とする法律及裁判關係の諸問題を調査研究することである。

司法監理局長は東京土人司法部長を兼任し、補佐官として裁判所部長又は檢事補一名を置く。補佐官は局長の申請に依り總督之れを任命す。

四、印度支那農林牧畜總監部

印度支那農林牧畜總監部の官制は、一九二四年四月十五日總督令(一九二四年十一月十九日及一九二七年七月二十日改正)を以て制定せられたもので、主務は印度支那全國の農務關係廳に對する技術的及職業的監督、農業牧畜蠶養魚及淡水漁業に關する一般的調査である。部長は總督之れを任命し別段の資格を必要とせず。秘書課、農務課(農政科、技術科、農業水利科の三に分る)、森林課、獸醫科、農業資金課及農事研究所(河内及西貢)の六課に區分し、各その所管事項を分擔す。

第四節 總督府會議及同常置委員會

第一款 總督府會議

總督府會議は一九一一年十月二十日大統領令を以て舊印度支那高等會議に代つて設置せられたもので、單純なる總督の諮問機關ではあるが、特定の事項に對しては豫め會議の決議を必要とする場合がある。以下會議の編成權限及處務規定に就て記述する（官制改正沿革一九二〇、五、二。一九二二、一一、八。一九二四、七、八。一九二五、一一、二。一九二六、七、八。一九二六、一一、二三。各大統領令參照）。

一、總督府會議の編成

總督府會議員は印度支那に於ける高官要路の殆んど總ての人士を網羅し、その顔觸れは左記の如くである。

總督（議長）、印度支那駐屯軍司令官、總督府總務長官（總督不在又は事故ある場合は議長の職務を執る）、交趾支那副總督、東京、安南、柬埔寨、老撾各理事官長、交趾支那選出代議士、教育局長、司法監理局長、財務部長、工務總監部長、保健醫務總監部長、稅關稅務局本部長、出納部長、農林牧畜總監部長、遞信部長、警務保安局長、海軍司令官、交趾支那植民地會議長、東京、安南、

柬埔寨各選出代表者、西貢・河内・海防各商業會議所會頭、交趾支那・東京各農業會議所會頭、東京・北安南・柬埔寨各農商聯合會議所會頭、安南皇帝攝政、柬埔寨海軍大臣、交趾支那前督撫、東京・ハードン土人州長、リュアン・プラバン王國大官（以上五名は現在の土人議員であつて各聯邦各國行政長官の推薦に依り毎年總督之れを任命す）、總督府官房局長（幹事）
以上は總督府會議の正規の議員であるが、首席植民地檢閱總監及財務監督局長は職務上出席權を有し、又聯邦各國土人補缺議員五名を置く。なほ民政部及軍部の各部長は各所管事項につき投票權を有して會議に出席し得る規定である。

二、總督府會議の權限

總督府會議の權限は一九一一年十月二十日（一九一六年六月三十日改正）及一九一二年十二月三十一日大統領令を以て之れを規定し、左記の事項に對しては總督は當然總督府會議に諮問する必要がある。

A 財政關係事項

- (一) 大統領令の承認を経て實施するを要する財務部編成の一般豫算及公債基金、鐵道費廣、州灣費等の附屬豫算の決定に關する件。
- (二) 交趾支那植民地會議の決議を經、參事會に附議して副總督の決定したる交趾支那地方豫算の

承認及實施に關する件。

- (三) 各保護國會議に附議して各理事官長の決定したる東京、安南、柬埔寨及老撾の地方豫算の承認及實施に關する件（老撾に於ては理事官長單獨にて決定す）。
- (四) 前記各項の豫算につき成規の手續を経て年度内に行ひたる修正豫算の假決定（この場合は事後大統領令に依る承認を保留條件とす）、若しくは確定實施に關する件。
- (五) 大統領令に依る事後承認を條件として一般豫算及同附屬豫算の會計管理に關する件。
- (六) 前項の豫算に對する副支拂命令官、支拂命令官補及國庫代理人の設定に關する件。
- (七) 成規の手續を経たる聯邦各國地方豫算の會計管理の確認に關する件。
- (八) 印度支那の名義を以てする借款の契約に關する件及都市借款契約の許可に關する件。
- (九) 印度支那一般豫算及聯邦各國地方豫算の豫備金の管理に關し、總督の有する權限の行使に關する件。
- (十) 印度支那一般豫算より他の豫算に配布する補助金額の決定及一般豫算への割當額決定に關する件。
- (十一) 印度支那に適用すべき工事及物品購買契約の一般條件の決定に關する件。

B 稅務關係事項

- (一) 關稅以外の諸稅及間接稅の設定及實施に關する件（但し稅の割當法及徵役規定は大統領令に依り承認を受くるを要す）。
- (二) 諸稅及直接稅の割當定率及徵收規定の設定に關する交趾支那副總督各保護國理事官長の令達及保護國元首の命令に對する承認及實施に關する件。
- (三) 廣州灣租借地に於ける諸稅及直接稅の規定制定及實施に關する件。
- (四) 總督令の特別管理を受くる市街及町村の利益のためにする地方豫算の課稅免除承認に關する件。
- 五、毎年總督の定むる課稅制限率（總督令の管理を受くる都市に於てはこの制限率は理事官長之れを定む）を超過する特別稅を設定せんとする市町村會の決議の承認及實施に關する件。

C 一般行政關係事項

- (一) 交趾支那植民地會議の決議にして、副總督の承認を受くるにあらざれば實施することを得ざる事項に對する同會議の決議承認に關する件。
- (二) 地方官廳勤務員に對する俸給及諸手當の總則制定に關する件。
- (三) 公證人、執達吏、競賣評價人及商事仲立人の職務執行規定制定に關する件。
- (四) 市町村内に集散中心地設定に關する件。

- (五) 安南及東京土人に對する一九〇四年十月十一日大統領令及佛蘭西語以外の刊行物に對する一八九八年十二月三十日大統領令に依り總督に委任せられたる權限の行使に關する件。
 - (六) 鐵道敷設計畫の決定に關する件。
 - (七) 國道及各保護國の地方道路の編入及解除に關する件。
 - (八) 聯邦各國若しくは州關係の土地移管に關する件。
- 上來記述したる必須諮問事項以外、總督はその必要と認むる一切の事項につき總督府會議（又は常置委員會）の意見を徵することが出来る。

三、總督府會議處務規定

總督府會議は總督之れを招集し毎年尠くも一回指定の地に於て開會す。會議の議事は公開せず。總督府令を以て會議を若干の委員會に區分して議案を分擔審査せしめ、本會議に於て各種議案に對する委員長の報告を聴取したる後討議を進め議長は可否を議場に諮り舉手に依つて採決する規定である。

茲に特例と認むべきは官吏にあらざる總督府會議員に對し、會議の閉會中と雖も政策問題以外の總ての事項に對して單獨にその希望を表示する權限を認めてゐることである。但しこの希望表示は會議に於て緊急と認むる場合を除き、前通常會議閉會後六箇月を経たるときは無効である。議長は

等の希望表示を接受したるときは之れを委員會に移して審査せしめ、その報告に基きて採否を決し若しくは行政部の審査に回附す。

總督府會議幹事は會議の議事要録を作製し議場に於て朗讀して會議の承認を経議長之れに署名して植民大臣に進達す。

第二款 總督府會議常置委員會

一、編成及處務規定

總督府會議常置委員會は一九一一年十月二十日大統領令を以て設置せられたもので、總督（總督不在又は事故あるときは總務長官）を議長とし、議長の招集に應じて出席したる總督府會議員を以て編成す。

常置委員會に提出する書類は、事件の内容を摘記する報告書と共に尠くも開會前二日に書記課に廻附するを要す。正規に開會した場合の議事要録の進達手續は總督府會議の場合と同一であるが、委員會は多くの場合正式に開會することなく、委員間の持廻會議（書類を委員間に廻覽してその意見を求むる方法）に依ることが通則である。

二、權 限

常置委員會の意見は左記の事項に就て總督府會議の意見に代ることを得ず。

- (一) 年度末に於て一般豫算及同附屬豫算の假決定に關する件及聯邦各國豫算の實施承認に關する件、植民地會計のためにする借款契約に關する件、間接税の設定又は直接税の設定承認に關する件。
- (二) 商業會議所、農商聯合會議所の設置に關する件、並に是等會議所に對し一九二二年五月二十七日及十月十九日大統領令に定むる特殊の許可を附與する件。
- (三) 鐵道敷設計畫の決定に關する件。
- (一) 之れに反し常置委員會の意見は通則として左記の事項に就て總督府會議の意見に代るものとす。
- (一) 印度那支一般豫算關係の事業に對する公益宣言(土地收用に關する)に關する件(一九一八年四月十八日大統領令第二條)。
- (二) 總督に依る取消處分の場合を除き確定的效力を有する交趾支那植民地會議の決議取消に關する件(一九二二年六月九日大統領令第三十三條)。
- (三) 西貢商港管理會議の停會に關する件。(一九二二年一月二十六日大統領令各條及一九一四年一月二日大統領令第十條)。

以上の外現行大統領令の規定に依り豫め總督府會議の諮問を必要とする他の總ての事項に對しては常置委員會の意見を以て總督府會議の意見に代ふることを得。就中印度支那一般豫算及同附屬豫

算の實施に際し大統領令に依る承認が年度の初めに得られざる場合に於て之れが假施行を爲すとき、又は前記の豫算に對して總督令を以て年度内に修正を加へたる場合に於て大統領令に依る承認を得るまで修正豫算の假施行を爲すとき、若しくは各種豫算の出納計算を決定し之れを承認するに當り總督府會議が十月中(十月中に會計検査を行ふ規定である)に開會せられざるときは三つの場合に於ては常置委員會の意見を以て總督府會議の意見に代はらしむることを得る規定である。

なほ本國法を以て總督府會議又は同常置委員會に諮問することを必須條件とせざる事項に對して總督は一九一二年五月十日及一九一六年四月五日兩度の總督令を以て常置委員會には必ず之れを諮問すべき旨を規定した。

右の規定の依り常置委員會に諮問を要する事項は左記の如くである。

- (一) 價額八千ピアストル又は二萬法を超過する官有動産又は不動産の取得讓渡及交換に關する件
- (二) 貸賃價額四千ピアストル又は一萬法を超過する官有地の小作又は貸賃に關する件。
- (三) 各種財産の管理に關する件。
- (四) 面積一千エクタール以上の官公有地の拂下げに關する件。
- (五) 印度支那に於て行はるゝ贈與及遺贈の許否に關する件。
- (六) 公有地たる道路運河防護施設の編入及廢除に關する件。

- (七) 價額四萬ピアストル又は十萬法を超過する工事請負又は購買契約の案、計畫、見積、契約締結に關する件。
- (八) 同上の請負契約にして經費の増額又は故障を生じたる場合の調書作製に關する件。
- (九) 植民地の權利關係事項にして見積價額八千ピアストル又は二萬法を超過するものゝ處分に關する件。
- (十) 見積價額八千ピアストル又は二萬法を超過する印度支那の名義に依る訴訟行為に關する件。
- (十一) 聯邦各國豫算歲出の年度内修正に關する件。
- (十二) 總督府所屬各部局に於ける補給品會計に關する件。
- (十三) 以上の外將來大統領令又は地方法規の定むる所に依り、常置委員會に諮問の必要ありと認むる事項。

第五節 印度支那經濟財政最高諮問會議

從來印度支那に於ては總督の最高の諮問機關たる印度支那總督府會議及同常置委員會に依つて、植民地行政の一般に互り法規の定むる所に依つてその意見を徴し、以て總督政治の健實なる發達を期しつゝあつたが、時代の進運と當面の要求とは一般行政と切り離して經濟財政に關する獨立諮問

機關の設置を必要とし、一九二八年十一月四日大統領令を以て左に記載の如く、經濟財政最高諮問會議官制を發布し、越えて一九二九年一月三十日總督令を以て施行細則を規定し、之れを實施することになつた。便宜次にその官制を抄録する。

印度支那經濟財政最高諮問會議官制

一、組織

第一條 印度支那經濟財政最高諮問會議(以下最高會議と略記す)を設置し、原則として河内若しくは西貢に之れを招集す。

第二條 最高會議は本會に定むる條件に該當する佛人議員二十八名、土人議員二十三名を以て組織す。

第三條 佛人議員は左の區分に依る。

- 一、交趾支那 交趾支那植民地會議員三名、商業會議所議員二名、農業會議所議員二名。
- 二、東京 東京經濟會議員三名、河内商業會議所議員一名、河内同一名、農業會議所議員一名。

三、安南 安南經濟會議員二名、中部安南商農聯合會議所議員一名、北部安南同一名。

四、東埔寨 東埔寨經濟會議員二名、商農聯合會議所議員一名。

五、老 撾 老撾經濟會議員一名、商農聯合會議所代表者一名。
六、聯邦代表議員 官吏以外の佛人より總督六名を指名す。

第四條 土人議員は左記の區分に依る。

- 一、交趾支那 交趾支那植民地會議員三名、商業會議所議員一名、農業會議所議員一名。
- 二、東 京 土人會議員三名、東京商業會議所土人議員の代表者一名、農業會議所議員一名。
- 三、安 南 土人會議員二名、安南商農聯合會議所土人議員の代表者一名。
- 四、東埔寨 土人諮問會議員二名、商農聯合會議所議員一名。
- 五、老 撾 土人諮問會議員一名、商農聯合會議所議員一名。
- 六、聯邦代表議員 現職官吏以外の土人より總督五名を指名す。

第五條 第三條第四條に記載する最高會議員は、各その所屬團體より無記名投票に依り之を選擧す。

第六條 最高會議には定員と同數の補缺議員を置く。

第七條 最高會議員の任期は一年とし再選を妨げず。

第八條 最高會議員には旅費日當以外報酬を支給せず。

二、會 議

第九條 總督は最高會議通常會を毎年一回招集す、會期は總督の定むる所に依る。

第十條 總督必要と認むる場合は、總督府會議常置委員會に附議して最高會議臨時會を招集することを得。

第十一條 總督は最高會議の開會を命ず。

第十二條 最高會議は出席議員過半數に達せざれば開會することを得ず。

第十三條 最高會議議長は、總督の指名する佛人議員の最年長者を以て之れに充て、選舉に依る議員の最年少者を議長補佐役とす。

最高會議には、議長の外議員の選舉に依る副議長二名(佛人土人各一名)、書記收二名(佛人土人各一名)を置く。

第十四條 議長以外の職員の選舉は無記名投票とす。

第十五條 總督は最高會議に參列し、又必要に應じ代表者を出席せしむることを得。

各部署局長は所管事項を附議するに當り、必要と認むる場合は總督の許可を得て最高會議に出席することを得。

第十六條 最高會議の議事は公開せず。

第十七條 最高會議は總督の認可を得て内規を制定す。

第十八條 最高會議の決裁は多數決とす。

第十九條 最高會議は議事録を作製すべし。

第二十條 最高會議々事録には議長及書記官署名し、一件書類と共に寫を總督に進達すべし。

第二十一條 最高會議は出席議員過半数に達せざれば有効に決裁することを得ず。

第二十二條 成規の權限に該當せざる最高會議の決議は無効とす。

第二十三條 成規の場所及時間に於てせざる最高會議の決議は無効とす。

三、權 限、

第二十四條 總督は左記の事項につき最高會議に諮問するを要す。

一、一般豫算經常及臨時及附屬豫算案、公債基金豫算案

二、同上各豫算に計上せらる收營業計畫

三、前年度決算

四、道路の類別及變更

五、官公有財産の收得讓渡及交換

六、一般豫算及公債支辨の各種事業請負

七、豫備金支出若しくは豫算總額の増加を要する歳出款項の修正、以上の外總督の必要と認むる

經濟及財政關係の諸問題

第二十五條 最高會議は左記事項に關する總督の提案を決裁す。

一、課稅方法、間接稅及準間接稅の稅率及徵稅法關稅を除く

二、公債發行及金錢保證契約

最高會議の決議は、總督府會議に附議し、總督令を以て承認を受くるを要す

第二十六條 總督は最高會議通常會開會の八日以前、會議に附議すべき各種豫算案を議員に配布す

第二十七條 最高會議は前諸條に掲げたる以外の經濟財政問題に關し、意見又は希望を表明することを得。

最高會議は、増稅又は新稅賦課を必要とする新規歳出の提案を保留し、豫算歳出に關する提案をなすことを得。

第二十八條 最高會議が本令に定むる必須諮問事項を決議するに至らずして散會したる場合は、總督は一九一二年十二月三十日財政法令の定むる所に依り、總督府會議に附議して之れを裁決す。

第二十九條 最高會議に常置委員會を置く、常置委員會は二分科に分ち、各分科委員を十名（佛人六名土人四名）づゝとし、總督の招集に依りて河内又は西貢に分科委員會を開く。常置委員會は最高會議に附議したる問題に對して意見を開陳す。常置委員會の意見は一般豫算附屬豫算の編成及公債發行に關する事項を除く外、最高會議の意見を代表することを得。

常置委員會は一般豫算及附屬豫算の割當修正に關し特に諮問を受く

第三十條 總督は最高會議の會期延長を命ずることを得、最高會議の次期開會期日は當期會議後六個月以内たるを要す。

第三十一條 第二十五條記載の總督提案に對する最高會議の決議が總督の承認を得ざる場合は、協議委員會に附議して之を決定す、協議委員會は最高會議々員三名(會議の選舉に依る)と總督府會議々員三名(總督指命)とを以て編成し委員長を總督とす。

第三十二條 印度支那總督は最高會議處務規定及施行細則を制定す。

第三十三條 植民大臣は本令實施の責に任す。

第六節 印度支那國防會議

印度支那國防會議の官制は一九〇二年十月三十一日及一九〇五年十一月三日大統領令に依るもので、その編成、處務規定及權限は左記の如くである。

一、編成及處務規定

國防會議は左記の議員を以て編成す。

總督(議長)、印度支那駐屯軍司令官(副議長)、安南東京師團長、印度支那砲兵隊司令官、印度

支那海軍司令官(以上常議員)、印度支那駐屯軍參謀長(幹事)

以上は國防會議の正規の編成であるが、國防會議が國土の防備と一又は數個の非軍事部局とに連關する工務計畫案を審議するに當つては、前掲の常議員の外決議權を有する左記臨時議員を任命す。

關係地の行政長官の文官又は武官代理者、工務總監部長、關係廳の技術官、國庫出納部長、財務監督局長。

之れに反し國防會議が工務計畫案以外の特定防備問題を審議するに當つては、前掲の常議員の外決議權を有する左記臨時議員を任命す。

關係地の行政長官(又はその代理者)、サン、チャック岬要塞司令官、陸軍經理部長、保健醫務總監部長、工務總監部長、國庫出納部長。

なほ佛國極東艦隊司令官及佛國植民軍檢閱使にして印度支那に滞在する場合は決議權を以て國防會議に出席す。

國防會議は定期開會の規定なく議長の招集に依つて隨時開會す。國防會議に對する諮問事項は、先づ議長より報告委員(議員中より指名す)又は分科委員會(二名又は三名を以て編成し内勤くも一名は常議員中より選任するを要す。分科委員長は議長の指名に依る)に提出して審理せしめ、その報告書を特別要録に採録し國防會議開會前之れを議員に配布するを要す。會議は議長の指定する日

時に開會し議員の參集を求むるを通則とすれども、甚だしく遠隔の地にある議員に對しては文書を以て意見を徵することが出来る。但し總ての場合を通じ會議に於て決議を爲す場合は議員五名（内常議員三名以上）の出席あるを必要條件とし、議事録及會議の意見はその寫を三箇月毎に植民大臣に提出する規定である。

二、權 限

國防會議の權限は大要左記の三項に區分することが出来る。

- 一、印度支那に於ける軍事及防備編成に關する現地に於ける第一次的調査（第二次的調査は植民省内にある佛國植民地防備諮問會議の擔當とす）
- 二、總督が所管大臣の同意を得るに先立ち緊急處理を必要と認めたる一切の軍事的施設に對する意見の表明。
- 三、植民地防備に關係ある諸問題に對する總督の諮問事項調査。

第七節 各種専門諮問機關

各種専門事項に對する總督の諮問機關として前掲國防會議の外教育會議、高等衛生會議がある。

第一款 印度支那教育會議

印度支那教育會議は一九二四年九月十八日及同年十二月三日總督令を以て設置せられ、印度支那の教育の發達に資すべき諸問題に對する總督の諮問機關である。編成左の如し。

教育局長（議長）、民政部事務官（計六名で内一名は總督指名他の五名は聯邦各國行政長官指名）、視學官（文科理科各一名）、極東佛蘭西學院長、聯邦各國學務課長（五名）、各學校教職員（高等、中等、小學校共）、交趾支那植民會議員（一名）、農工、商業家（各會議所の推薦者三名）、各保護國文部大臣、總督府會議士人議員、東京安南柬埔寨土人諮問會議議長又はその代理者、司法官（司法監理局長指命者一名）、保健醫務總監部官吏（部長指命者一名）、私立學校長（佛・土人各一名）印度支那教育會議は教育局長の申請に依り總督之れを招集す。教育會議には別に左記の委員を以て編成する常置委員會を置き、當面の教育問題につき總督の諮問に對ふ。

印度支那教育局長（議長）民政部事務官一名（總督指命）、視學官一名、司法官一名（司法監理局長指命）、保健醫務總監部官吏一名（部長指命）、高等小學校及中等學校教諭各一名、私立學校長名（佛・土人各一名）

第二款 印度支那高等衛生會議

印度支那高等衛生會議の官制は、一九〇五年九月十九日總督令を以て制定せられたもので、總督（又は總務長官）を議長とし、左記議員を以て編成す。

總督府會議常置委員會議員、高等醫藥學校長、カンセル防疫部長、東京衛生課長、河内バスト
ツール研究所長、安南東京藥劑長、獸醫課長

高等衛生會議の主管事項左の如し。

- 一、印度支那に於ける保健制度及公衆衛生に關する諸問題の諮問に對ふること。
- 二、防疫に關する一般施設、飲用水引用に對する土地收用及不動産取拂宣示等、地方長官又は都
市行政長の制定したる保健法規につき總督の認許を申請し來れる場合之れに對する意見を表明
すること。

第二章 印度支那聯邦各國中央行政機關

印度支那聯邦各國の行政機關の態様を記述するに當つて 一、聯邦各國行政長官 二、長官直屬
の機關 三、交趾支那參事會及各保護國會議 四、交趾支那植民地會議 五、土人諮問會議 六、商
業及農業會議所 七、土人行政の七節に區分して説明する。

第一節 聯邦各國行政長官

印度支那に於ける聯邦各國の行政長官は、交趾支那副總督（印度支那總督を區別するため特に副

總督と稱す）安南、東京、柬埔寨、老撾の各理事官長であつて、之れを一般的に觀察すれば交趾支
那副總督は一植民地の、而して四理事官長は夫々の保護國の管理者であつて、孰れも總督の推薦と
植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命せらるゝ植民地副總督及理事官長團所屬の官吏である。
之等行政長官の權限、責任及特權は一九一一年十月二十日大統領令に規定する所で、便宜之れを數
項に區分して記述する。

第一款 聯邦各國行政長官の權限

一、植民地立法及行政に關する權限

印度支那總督が植民地の全部又は一部に對して法律及大統領令を公布する唯一の權限者たる關係
上各行政長官は立法上何等の權限をも有せず。之れに反し行政上の權限は範圍頗る廣汎にして管轄
國內に於ける是等長官は佛人、佛臣民及諸外國人に對する現實的行政官たる點に於て寧ろ印度支那
總督より以上である。

各國行政長官は印度支那に公布せられたる法律及大統領令並に總督の發布したる總督令の實施を
保證し且つ特別の規定なき限り當該法令の施行細則を定むる以外左記の權限を有す。

公安維持監督事項、他の官憲に保留せられざる一般行政及警察法の立案、部下職員の配屬、監督
及官規維持、月給百ピアストル以下の歐人臨時雇及下級土人職員の任免、公有地に關する證書の認

定及其の使用許可、市街地及面積一千エクタール以下の耕地並に截石場、水利引用拂下請求の許可（但し截石場の拂下許可に對しては總督の認可を要す）、武器軍需品、爆發物、危險物倉庫、汚物及石油庫等の取締規定に該當する願出の許可、保護國に於ける官道、交趾支那に於ける州及町村道の類別並に交通路及鐵道の保安、州境界外地籍變更、各種土人會議の決議承認及解散又は停會、緊急を要する場合は市町村會の解散又は停會（多くの場合その決議に對する承認）、土人農業信用組合の設置許可及解散（交趾支那、東京及柬埔寨）、交趾支那植民地會議の選舉に關する細則の制定、同會議の通常及臨時會議の招集及會期の延長、決議の承認・取消又は無效の宣示、西貢商港管理會議の決議の承認及實施・取消及緊急の場合は假停會處分、公共衛生防疫及不動産收用に關する處務規定

二、財政及税制に關する權限

財政に關する聯邦各國行政長官の權限は、總督が副仕拂命令官の職務を執る本國豫算歳出に對する支拂命令分任官（老摺を除く）たると同時に、印度支那一般豫算及同附屬豫算につき毎三箇月を一
期として總督より委任せらるる副仕拂命令官である。

各國行政長官は右に記載する第二の權限に基く總督の恒久委任事項として、一萬ピアストル又は二萬五千法を超過せざる一般豫算又は同附屬豫算の負擔に屬する工事又は購買契約を締結する權限と、及同一條件に於て四萬ピアストル又は十萬法以下の支出に關し、總督の許可を得たる工事又は

購買入札の一件記録を認許する權限を有す。但し當該入札が入札審査委員會を通過し且つ豫定經費の増額を必要とせざる場合に限る。

以上は主として本國豫算及印度支那一般及附屬豫算關係の各國行政長官の權限であるが、印度支那財政自治の原則に基き各國行政長官は當然その管轄國豫算の主任仕拂命令官であつて、當該豫算の副仕拂命令官及國庫代理人を補任する權限を有す。なほ又各國行政長官は管轄國豫算及同附屬豫算の編成權（交趾支那を除く）及決裁權（交趾支那）を有し、同時に年度内に於て必要とするに至れる豫算の修正權を有す。要するに印度支那聯邦各國行政長官は管内財政關係の一切の事項に對する適法の代表者と云ふべきである。

都市豫算及年度内に於ける同修正豫算並に商業會議所特別豫算を承認して實施せしむることも亦行政長官の權限に屬し、特に交趾支那副總督はこの外西貢商港豫算及管内各州豫算を承認實施せしむ。

次ぎは税制に關する各國行政長官の權限であるが、是等行政長官は交趾支那植民地會議の特權と安南及柬埔寨に於ける國王の特權とを保留し各種の税目を設定する權限を有する以外、總督令の管理を受くる都市に對しては豫算の歳入に繰入るべき附加税の制限率を決定し、大統領令の管理を受くる都市に對しては當該都市會議の決議に依る特別税の設定を決裁す。

三、裁判に關する權限

裁判に關する各國行政長官の權限は對佛人關係と對土人關係との二方面より觀察するを便宜とす。對佛人關係に於ては各國行政長官は司法警察官たる權限を除くの外何等司法上の權限を有せず。但し軍事裁判に關しては總督の署名する公判命令書に意見を具申し、なほ交趾支那副總督及東京理事官長は軍法會議及徵兵會議の議員を任命する權限を有す。

對土人關係に於ては各國行政長官は裁判人事に關して一定の權限を有す。即ち東京理事官長は管内に於ける土人裁判官及書記の任命、進級及配屬を專行し、老撾理事官長は土人裁判所長を兼任し第一審裁判所の設置及管轄區域を決定すると同時に各階級の土人裁判官及書記を任命配屬す。なほ混成裁判所の判決に對して承認、取消又は修正權を有する覆審會議に於て議長の職務を執行す。

四、外交に關する權限

外交に關する各國行政長官は在極東佛國大公使館及領事館と直接交信する權限なきも、在印度支那諸外國の領事館に對してはこの權限を有す。

安南、柬埔寨及老撾の各理事官長は國王及土人官憲に對し、總督を代理して條約に依り佛蘭西共和國に委付せられたる權限を行使す。前記各官長は保護國々王の勅令に施行力を附與し且つ安南國政府の豫算及柬埔寨王國の豫算を裁定實施せしむ。但しこの權限は孰れも總督の代理權に依るものである。

である。

第二款 聯邦各國行政長官の責任と特權

印度支那聯邦各國の行政長官はその管轄地域内に於ける一般行政及保安警察に關する總ての事項に對する全責任者である。而してこの責任は印度支那總督に對して負ふべきものであつて、本國政府に對しては全然無關係のものである。

聯邦各國行政長官は總督に對し直接交信權を有し、管内行政長官としての資格に於て總督の委任に依り高等警察權を有す。而して是等行政長官が歐洲外國人に對して國外退去命令權を有せず且つ植民地に定住地を有する亞細亞外國人に對しても亦同様であるが、之れは總督の委任權を有せざるためである。

司法追訴に關する身分上の保證は、交趾支那副總督に對しては一八七七年三月六日大統領令を、各理事官長に對しては一九二二年十一月二十七日大統領令を適用して孰れもその特典を認められてゐる。

第二節 聯邦各國行政長官直屬の機關

聯邦各國行政長官の直屬機關として 一、行政局課 二、技術諮問機關 三、政務檢閲部がある

以下順次之れを説明する。

第一款 行政局 課

聯邦各國行政長官は、總督令を以て規定する若干の例外を除き自己の署名を以てする令達に依つて直屬の局課を編成す。聯邦各國の中央行政廳には官房主事を課長とする官房を置く。官房は二乃至三科に分ち保安機密文書、教育、土人民兵隊に關する事項を管掌す。

聯邦各國中央行政廳には官房以外左記の局課を置く。

- 一、交趾支那政廳 總務部、庶務課(二科に分る)、交趾支那豫算課(四科に分る)、印度支那豫算會計課、地方豫算課、土地課、稅務課
- 二、東京 政府 勞働檢閲課、庶務及歐洲移民課(四科に分る)、地方行政及土人課(二科に分る)、經理課(三科に分る)、人事課(二科に分る)
- 三、安南 政廳 政務課、財務課(三科に分る)、觀光案内課、土人課
- 四、柬埔寨政廳 總務部、經濟及植民課、政務課、豫算歲出課(三科に分る)、豫算歲入課(二科に分る)
- 五、老撾 政廳 庶務課、政務課、財務課(二科に分る)

第二款 技術諮問機關

一、保健委員會

印度支那聯邦各國に保健委員會を置く。議長は保健事務主任係長(交趾支那、安南、東京、柬埔寨)又は醫藥扶助係長(老撾)とし、植民軍將校一名、民政部事務官一名、稅關稅務部官吏一名、商農會議所代表者一名、醫師、藥劑師、獸醫若干名及當該國行政長官の任命する委員三名以内を以て編成す。

委員會は三箇月に一回以上會議を開き、一般保健及防疫關係事項並に衛生法規の制定につき諮問に答申す。

二、海上衛生會議

海上衛生會議は老撾を除く聯邦各國に之れを設置す(本部を西貢、海防、フォール・ベイヤール、ツौरラン及ブノン・ペンに置く)。會議の編成は夫々總督令の定むる所に依り西貢及フォール・ベイヤールは當該行政長官を、その他は市長を議長に補す。議員は保健事務主任係長、行政長官の任命する醫師、衛生管區醫師長、稅關次長又は検査官、海籍部長、民政部事務官補、開業醫一名、商農會議所議員一名を以て編成し、主として所轄區域内に於ける防疫及海上衛生警察に關する一切の問題につき意見を具申す。

なほ海上衛生會議は必要に應じ外國領事の出席を求むることあるべし。この場合領事は議場に於

て發言權を有するものとす。

三、佛土人學校改善會議

本會議は一九一七年十二月二十一日總督令を以て聯邦各國に設置せられたもので、毎年一回以上開會する規定である。議長は當該行政長官又はその代理者とし、議員は教育會議員、第二級學校長同上佛人教員(二名)、行政長官の指命する補充定員所屬の土人教員(二名)、佛人及土人視學、佛人女子正教員(一名)、土人男子正教員(二名)、土人女子正教員(一名)を以て編成す(保護國に於ては當該政府の代表者たる土人官吏一名を加ふ、但し東京は例外として土人會議長を以て之れに充つ)。會議の主務は管内小學校の設備及教育の改善進歩を圖り、佛土人學校の編成改革に對し意見を具申し、なほ行政廳より附議せられたる請願事項及公立學校の任務に關する關係住民よりの直接提議に對して意見を述ぶる以外、尋常高等小學教育の發展に關する一切の問題につき希望を表明することである。

四、工務委員會

工務委員會は聯邦各國又は各地方豫算支辨の行政廳建物、道路、堤防、灌漑又は乾水運河、農業水利事業に關する一切の問題に對して當該行政長官に意見を具申し、且つ前記事業の設計案を審査するを主務とす。

工務委員會の議長は聯邦各國行政長官とし、總務部長、工務管區技術長、農務係長の外、交趾支那に於ては植民地會議に於て選舉したる代表者(二名内一名は土人、他の一名は農業會議所議員)を東京に於ては農業會議所代表者二名、河内及海防各商業會議所代表者各一名を、安南及柬埔寨に於ては農商聯合會議所代表者二名を加ふ。

五、牧畜地方委員會

本委員會は老獮を除く聯邦各國に之れを設置し、農業、運輸及糧食用に供する總ての動物の飼養問題に關し行政廳の諮問事項を調査するを主務とす。

委員會の編成は民政部事務官を議長とし、獸醫係長、農業會議所議員又は在住民若干名及牧畜業に經驗ある者若干名の議員を以て編成す。

委員會は又競馬場設置、定款及競馬會施行認可に關し競馬俱樂部よりの申請事項につき諮問に答申す。

六、觀光案内委員會

本委員會は一九二三年七月二十七日總督令を以て聯邦各國に設置せられたもので、當該行政長官又はその代理者を議長とし、議員は工務管區技師長、森林係長、經濟局長代理者、極東佛蘭西學院長代理者、行政長官指命の民間代表者二名を以て編成し、遊覽旅行關係問題の諮問に答申す。

七、河用汽船監督委員會

本委員會は一九〇〇年十一月十八日總督令を以て聯邦各國行政長官に保留せられたる河用汽船監督に對する權限關係の諮問機關で、議長は夫々の場合に應じ工務管區内の海事又は航海係長(西貢、海防、ブノン・ペン)、工務管區長(ヅキエンチアヌ)、中部安南鐵道管區長(トゥラン)、南部鐵道管區官吏(バンホア)を捕任し、議員も亦各國一樣にあらざれども、工務課の設置ある地に於ては同課員一名、港務部長又は水上警察署長一名を議員たらしむること各國共通である。

八、官有地常置委員會

本委員會は一九二三年九月二十日大統領令の適用に關する同年十二月十九日總督令を以て聯邦各國に設置せられたもので、植民地不動産の提供及住宅拂下の定期審査並に不用占有地の整理利用に關する調査を主務とし、議長は當該行政長官とし、土地係長又はその代表者、土地所在地の行政長廳舎係長又は工務課長代理、植民地會議員(交趾支那に限る)、商業會議所會頭、各國首府所轄長(海防、ショロン、トゥラン)に關係ある場合は當該市長)を議員とす。

九、刑務所監理委員會

本委員會は交趾支那、東京及柬埔寨首府所在地刑務所の監理に任ず。委員會は毎月開會し且つ當該行政長官を経由して毎年一回委員會の報告書と及司法處分を寛大ならしむるを至當と認むる囚人

の調査書を檢事總長に提出す。議長は行政長官又はその代理者とし、檢事總長の毎年指命する司法官一名、刑務所長及同醫員一名の外、西貢及河内刑務所に於ては市會議員二名、内一名は市會に於て選定したる土人)とす。ブノン・ペン刑務所に於ては市長指命の市吏員一名を議員とす。

第三款 政務 檢閱部

政務檢閱部の官制は一九一四年二月十四日及一九二二年十二月三日布達(一九二四年一月二十八日總督令を以て改正)を以て制定、聯邦各國に實施せられたもので、部長は總督の任命する民政部一等事務官である。政務檢閱部は當該國の行政長官に對し且つ之れを経由して總督に對し所轄國及所轄國住民と不斷に接觸する機會を得せしめ、命令の徹底及統治上の效果と實績を諒解せしむる連絡機關たると同時に政務及行政上の監督機關である。

政務檢閱部長は臨時出張の場合を除き毎年管内各地方を巡視し報告書を作製して所轄行政長官に提出す。部長は管内各官廳に對して命令權を有せず且つその決定事項に對して責任を負ふことなし

第三節 交趾支那參事會及各保護國會議

交趾支那參事會は一八六九年八月二十一日大統領令を以て、東京保護國會議は一八九八年八月八日大統領令を以て、柬埔寨保護國會議は一八九九年八月二十六日總督令を以て、安南保護國會議は一

九〇〇年六月八日總督命令を以て夫々設置せられたもので、以下順次編成（一九一一年十月二十日及一九一九年五月十九日大統領令）、權限（一八八三年一月二十七日、一八九〇年一月二十九日、一八九五年五月十七日、一八九六年九月十五日、一八九八年八月八日、一九〇五年六月十日、一九〇八年七月十一日、一九一一年十月二十日、一九一二年十二月三十日、一九一八年四月十八日、一九一九年九月十七日、一九二二年六月九日、一九二三年十一月九日大統領令）及處務規定（一八六九年八月二十一日大統領領令）を説明する。

第一款 交趾支那參事會及各保護國會議の編成

交趾支那參事會及各保護國會議は左記職員を以て編成す。

副總督（交趾支那）、各理事官長（以上議長）、總務部長、駐在軍隊の指揮官（指揮官不在の時は軍司令官の指命する將官、佐官又は同上相等官）、管轄裁判區の檢事總長（安南及柬埔寨にあつてはツラン及ブノン・ペン裁判所の檢事に代理せしむることを得）、工務管區技師長、公民權を有する佛人二名（當該行政長官の推薦に依り二年の任期を以て補缺員二名と共に總督指命す）、土人議員二名（任期、補缺員及指命條件は佛人議員に準ず）（以上議員）、聯邦各國官房主事（幹事）

以上正規の議員以外植民地檢閱總監部長及財務監督局長は職務上會議に出席する權限を有す。各國行政長官は所屬文武各局課長に對し所管事項につき決議權を附與して會議に參列せしむ。會議は

又必要と認むる場合特殊の智能を有する官吏又はその他の者に發言權を附與して會議に參列せしむることを得。

第二款 交趾支那參事會及各保護國會議の權限

交趾支那參事會及各保護國會議は離婚の申請に對して決定權を行使する唯一の場合を除き、一般的には行政、特別の場合として司法に關する單純なる諮問機關である。離婚の申請に對する決定權は交趾支那に對して一八八三年一月二十七日發布せられ後印度支那聯邦に適用せられたる大統領令の規定に基くもので、交趾支那參事會は交趾支那、柬埔寨及老撾在住の佛人の結婚契約に對する正規の離婚申請を、東京保護國會議は安南、東京及廣州灣在住の佛人よりの同上の申請を受理又は却下する權限がある。本件の申請は檢事總長を介して會議に提出する規定である。

參事會及會議の行政、財政及司法諮問機關としての權限は左記の如くである。

交趾支那參事會及各保護國會議は當該行政長官に對しその必要と認むる總ての問題につき意見を具申する以外、左記の諸件に就ては必ず諮問を受くる權限を有す。

一、財務に關する事項

(イ) 交趾支那植民地會議の決議を経たる交趾支那豫算の確定に關する件及總督府會議に於て總督の決裁を経て實施せらるべき各保護國豫算の編成に關する件。

- (ロ) 前掲の豫算に對する聯邦各國豫算支拂命令官の經理事項並に總督府會議又は同常置委員會に於て總督の決定又は承認を保留し、年度内に必要とするに至れる修正豫算の決定又は編成に關する件。
- (ハ) 聯邦各國豫算の副仕拂命令官及關係職員の任命に關する件。
- (ニ) 市町村長の編成に係り市町村會又は同委員會の決議を經たる市町村豫算及年度内に於ける修正豫算並に歳出入の承認及實施に關する件。
- (ホ) 大統領令を以て管理せらるゝ特別都市の收税官の出納検査に關する件。
- (ヘ) 西貢商港豫算、交趾支那各地方豫算及その經理事項の決定及實施に關する件。
- (ト) 價額二萬法以上の工事及物品購買入札の契約に關する件。
- 二、稅務に關する事項
- (イ) 總督府會議に於ける總督の承認を保留し、租稅及各種直接稅の設定に關する件。
- (ロ) 交趾支那植民地會議の決議を經て大統領令に依る承認(西貢、河内、海防)若くは總督令に依る承認(爾余の特別都市)を保留し特別都市の歳入として聯邦各豫算編入の直接稅廢止決定に關する件
- (ハ) 大統領令に依り管理を受くる都市の市會が本稅の百分の五を超過(毎年總督の定むる最高制限及十二箇年の期間内に於て)する特別稅の設定を決議したる場合に於ける承認及實施に關する件。
- (ニ) 總督令に依り管理を受くる都市に對する特別稅の最高制限の決定に關する件。

- (ホ) 租稅の減免及不毛地編入の申請査定に關する件。
- 三、行政に關する事項
- (イ) 植民地會議員選舉區の決定、選舉會の招集、投票場の數と場所の決定に關する件。
- (ロ) 植民地會議臨時會の招集及通常會の會期延長に關する件。
- (ハ) 植民地會議の決議無効宣示及その決議に對する承認又は廢除の提議に關する件。
- (ニ) 植民地會議の會議及市會に對する安南選舉人名簿の作製、審査及發表手續の決定並に市會選舉人名簿に對する異議申請の審理に關する件。
- (ホ) 市會の決議無効宣示に關する件。
- (ヘ) 交趾支那地方諸會議の決議、承認及三年を超過する町村共有地貸借の許可に關する件。
- (ト) 西貢商港管理會議の臨時停會又は決議廢除に關する件。
- (チ) 地方各州に於ける下級行政區域の劃定に關する件。
- (ト) 保護國に於ける國道の編入提議及交趾支那に於ける州道及町村道の編入に關する件。
- (ヌ) 土地收用決裁に關する件。
- (ル) 公有財産の假讓渡及植民地又は保護國國有財産の假又は確定讓渡に關する件。
- (ヲ) 公益收用法に關する行政長官の權限行使に關する件。

- (ワ) 土人歸化申請の承認に關する件。
- (カ) 私設慈善造營物の閉鎖命令に關する件。
- (ヨ) 土人農業信用組合の設置許可及解散に關する件。

以上の外大統領令又は總督令を以て豫め參事官又は保護國會議の諮問に附すべしとの規定ある一切の事項。

四、裁判に關する事項 司法諮問機關としての參事會及保護國會議は左記の二つの場合に於て必ず諮問を受く。

- (イ) 印度支那總督が判檢事に對して現行法の規定に基き懲戒權を行使する場合。
- (ロ) 印度支那總督が東京重罪裁判所の判決に依る處刑者より提起したる抗告を裁決する場合。

第三款 交趾支那參事會及各保護國會議の處務規定

交趾支那參事會及各保護國會議は、聯邦各國中央行政廳所在地に於て當該行政長官之れを招集開會す。會議は全部の議員又は正當代理者出席するにあらざれば有效なる決議を爲すことを得ず。會議は總ての場合を通じて當該行政長官又はその命に依りて會議に附議せられたる事項に限り討議することを得る規定であるが、議員は會議が當然諮問を受くべき事項と認むるに拘らずそのことなかりし場合は、當該行政長官に對して聲明書を發することを得。議員は又その意見を定むるに必要な

る總ての參考資料の交附を請求する権利あれども、行政長官は會計書類を除く他の文書に對しては交附の請求を拒絶することを得。參事會及保護國會議の決議は過半数制に依る。

第四節 交趾支那植民地會議

交趾支那植民地會議は嚴密なる意味を以てする人民の代議機關でない。何となれば若干の議員は普通選舉にあらざる制限選舉法に依つて選出せられ若しくは行政官憲に依つて任命せらるゝからである。然しながら上來記述したる聯邦各國行政長官の諮問機關である交趾支那參事會又は各保護國會議と異なり、一個の會議機關であつて、その權限は單純なる意見の表明以上に特に重大なるものがある。會議の官制は一八八〇年二月八日大統領令を以て制定せられ、一九二二年六月九日大統領令を以て編成を改革し、更に一九二三年十二月十一日修補現在に至れるものである。

第一款 交趾支那植民地會議の編成

佛人議員十名(佛人選舉團體より選出)、土人議員十名(土人選舉團體より選出)、西貢商業會議所佛人代表者二名、交趾支那農業會議所佛人代表者二名、計二十四名を以て編成し、議長一名、副議長二名、幹事二名は議員中より互選す。

議員の任期は四箇年で再選重任を防げず。商、農業會議所代表議員を除く佛人議員二名以上が同

一會議の議事に出席し能はざる場合は、當該會議を限り副總督の推薦に依り總督の任命する官吏にあらざる補缺議員を代理出席せしむ。

佛人議員の選舉法は普選法を適用し、選舉人名簿締切の日に於て一年以上交趾支那に居住する滿二十一歳以上の佛國市民を選舉人とし、選舉の日に於て二年以上交趾支那に住所を有し滿二十五歳以上の選舉人名簿登録者を被選舉人とす。

土人議員の選舉法は制限選舉法を適用し、左記の資格を有する者を以て編成する選舉團に依つて選舉す。即ち年齢滿二十五歳以上(被選舉人は三十歳以上)の佛國臣民たる土人にして、その正當居住地たる交趾支那の町村に於ける人頭税名簿の登録者たり且つ左記の一項に該當する者を以て選舉團を組織す。

- 一、地租二十ピアストル以上を納付する地主たること。
- 二、三年以上特級又は一級乃至六級の營業鑑札所有者たること。
- 三、高等小學又は補習科卒業證書、中等高等諸學校修了免狀の所持者たること。
- 四、西貢市會、西貢商業會議所、交趾支那農業會議所の選出議員又は交趾支那地方會議員たること
- 五、各行政廳又は公務廳に於ける上級又は中級職員團に所屬し、五年以上交趾支那に服務したる現職官吏たること。

六、同上の條件に該當する退職官吏たること。

七、名譽府知事又は縣知事たること。

八、現村長又は助役若しくは三年以上村治に當りたる者たること。

九、世界大戰に参加して従軍記章又は武功章受領者たること。

土人議員の被選舉權は、年齢滿三十歳以上に達し參事會に於て副總督の決定したる條件に適合し且つ充分佛蘭西語の知識を有する選舉人名簿登録者とし、本國又は植民地より何等かの手當を受くる官吏又は公務員及交趾支那豫算支辨の各種事業に對する請負者、又は處刑者、禁治産者はいづれも被選舉權者から除外せられてゐる。

第二款 交趾支那植民地會議の權限

交趾支那植民地會議の權限は、會議の決議する事件の性質より見て之れを左記の四種に區別することが出来る。

一、會議の決議が確定的效力を有する場合

交趾支那植民地會議の決議が確定的效力を有する場合は左記の諸件である。但し副總督の有する正規の權限に基き決議の廢棄を宣示したる場合はこの限りにあらず。

(イ) 公用に供せられざる動産又は不動産の無償又は合意の取得若しくは讓渡(土地を入札に依つ

て讓渡する場合は千エクター以下は參事官に、千エクター以上は總督府會議常置委員會に附議して總督の許可を得るを要すに關する件。

(ロ) 期限の如何を問はず、小作又は貸借關係の財産に對する賃貸料に關する件。

(ハ) 交趾支那植民地の名義を以て追訴又は支持する法律行爲に關する件(緊急を要する場合は副總督之れを處理す)。

(ニ) 交趾支那植民地の權利に屬する處分行爲に關する件。

(ホ) 交趾支那植民地に對する無條件寄附金又は遺贈物件の收受に關する件。

(ヘ) 道路の編入、管理、移換に關する件。

(ト) 道路、運河又は交趾支那の負擔に屬する工事を協助するため町村、組合又は個人より申出づる提供物件に關する件。

(チ) 組合又は個人に對する植民地關係事業の特許に關する件。

(リ) 本國豫算を以て實施する植民地關係事業費に對する交趾支那分擔額に關する件。

(ヌ) 植民地豫算支辨の事業に對する計畫圖面見積書に關する件。

(ル) 植民地の動産及不動産の所有權確保に關する件。

二、會議の決議が行政廳の承認を得て初めて實施せらるゝ場合

交趾支那植民地會議の決議が假定的であつて、將來行政廳の承認を経て初めて實施の效力を生ずる場合は左記の諸件である。

(イ) 交趾支那植民地豫算の編成特に交趾支那が都市豫算に寄附したる直接税の割當に關する件。

(ロ) 交趾支那植民地の歳入となるべき直接税及その他諸税關税を除くの課税標準、税率及徵收法に關する件。

(ハ) 公用に供せらるゝ植民地の土地取得、讓渡及交換に關する件。

(ニ) 交趾支那植民地の經營する公共事業の開發及料金徵收に關する件。

(ホ) 交趾支那植民地の契約する借款及財政的保證の提供に關する件。

(ヘ) 交趾支那植民地に對する條件附寄附金又は遺贈物件の收受に關する件。

以上諸件に對する植民地會議の決議及承認は、一項乃至四項に對しては總督府會議又は同常置委員會に附議して總督令を以てし(西貢市の歳入として租税を市に委附する場合は大統領令を以てする承認を要す)、五項五項に對しては總督の同意を得たる後本國參事院に附議して大統領令を以てする規定である。

三、合議の決議が單純なる意見の表明に過ぎざる場合

交趾支那植民地會議は左記の諸問題につき必須的に副總督の諮問を受く。この場合會議の決議は

單純なる意見の表明に過ぎずとす。

- (イ) 郡村郷の境界變更に關する件。
- (ロ) 教育及社會事業の一般的發展に關する件。
- (ハ) 印度支那一般豫算支辨に依り交趾支那に實施すべき大工事の要目及施工順序に關する件。
- (ニ) 入市税に關する件。
- (ホ) 本國關稅定率に對する除外例の申請及法律又は大統領令に依る正規の諮問事項としての關稅問題に關する件。

右の外、會議は副總督の提出する一切の問題に對して意見を述べ、且つ行政官廳を經由して植民地の利益となるべき要求書を植民大臣に提出することが出来る。但し政策問題に關係ある決議又は希望の表明は之れを禁止す。

四、會議の決議が無効なる場合

交趾支那植民地會議の決議は左記の場合に於て無効である。

- (イ) 權限外の事項に對する決議。
- (ロ) 會議の開會中にあらざる又は議場外に於て爲したる決議。
- (ハ) 行政官廳の提議を除き官吏又は官吏に準すべき者に直接又は間接に提供する利益問題に關する決議。

る決議。

以上總ての場合を通じ副總督は參事會に附議し副總督令を以て當該決議の無効を宣示す。

第三款 交趾支那植民地會議の處務規定

交趾支那副總督は毎年一回植民地通常會議を招集す。通常會議の會期は原則として二十日を越ゆることを得ざれども、副總督は參事會に附議し副總督令を以て會期を延長することを得。

副總督は又植民地會議の臨時會議を招集することが出来る。臨時會議の招集に關する副總督令は之れを參事會に附議し會議の目的及會期を決定す。

植民地會議は通常會議開會の都度、無記名投票に依つて議長一名、副議長二名及幹事二名を選挙す。副總督は常に會議に出席する權利を有す。會議は公開とするも三名の議員又は議長若しくは副總督の請求あるときは秘密會とすることを得。

植民地會議は議員數二分の一以上出席するにあらざれば有効に決議することを得ず。出席議員法定數に達せざるときは、議事をその日より第三日に延期す。延期して開會したる會議の決議は出席議員數の如何に拘らず有效と認む。

印度支那總督は總督令を以て交趾支那植民地會議の中止、解散又は停止を命ずることを得。解散の場合は三箇月以内に選舉を行ふ規定である。

第四款 交趾支那植民地會議常置委員會

交趾支那植民地會議に常置委員會を置く(一九一〇年十一月三日大統領令、一九二二年六月九日改正)。常置委員會は五名以上七名以下(土人二名)の委員を以て編成し、植民地會議の通常會議の終りに於て毎年議員中より選舉し、佛人委員の年長者を委員長とす。

常置委員會は委任權の範圍内に於て附議せられたる事件を處理し且つ副總督の提議に依る總ての問題につき意見を具申す。委員會は又緊急必要の場合に限り、副總督の提議に依り既定豫算の總額に増減を及ぼさざることを條件として、官公事業費豫算に對する配當額の變更を決議することを得。常置委員會と行政廳とに意見の阻隔を生じたる場合は、直ちに植民地會議の臨時會議を招集して之を裁決す。この場合臨時會議に於て必要と認むるときは常置委員の改選を行ふべし。常置委員會は、植民地會議の通常會議開會に際し委員會の事業全般を報告し、且つ必要と認むる諸般の事項を提案す。

第五節 土人諮問諸會議

東京及安南に土人諮問會議を、柬埔寨及老撾に土人諮問協議會を設置す。以上諸會議はその名稱の示すが如くいづれも當該行政長官の諮問機關であつて、行政官憲の任命する多數の議員と選舉團

體より制限選舉法に依つて選出する少數の議員を以て編成す。即ち土人住民全般の代表者とし、この實際的資格に於て交趾支那植民地會議の土人議員より更に一層の遜色あるを免れずとす。

第一款 東京土人諮問會議

東京土人諮問會議は一九一三年三月十九日總督令(一九二〇年四月九日、一九二二年九月七日改正)を以て設置せられたもので、編成、權限及處務規定は左記の如くである。

一、編 成

東京土人諮問會議は、左記三種の議員を以て編成す。

- (イ) 納稅者二萬人につき一人の割合を以て特定の選舉團體より選舉したる住民の代表議員。
- (ロ) 營業鑑札所有者二百人乃至五百人につき一人、五百一人乃至二千人につき二人、二千一人以上三人の割合を以て商人より選舉したる營業鑑札所有者代表議員(選舉人二百人に滿たざるときは附近の州と聯合して一選舉區を編成す)

(ハ) 所轄地方廳長の推薦に依り東京理事官長の任命する高部及中部地方の官吏及有司議員(その割合は理事官長令を以て定む)

年齢滿二十一歳以上の土人男子にして、選舉人名簿に登録せられたる者の内、免官、免職及處刑者を除く全部に對して選舉權を與へ、免官、免職、處刑者、軍人、護衛兵、保護國及總督府官吏

を除く全部に對して被選舉權を與へらる。

住民の代表議員選舉に關しては、東京各州及河内、海防の都市を一定數の選舉區に區分し、各選舉區毎に選舉人を縣、郡、村別に集團とした選舉人名を毎年作製し、營業鑑札所持者代表議員の選舉に關しては州又は都市全體を一括して單一なる選舉人名簿を毎年作製す。

選舉は關係地方廳長の代理者たる佛人官吏一名の外、補佐として土人州知事又は州總督 (Pondoc, Tuan-phu.) の代理者たる土人官吏立會の上之れを行ふ。總有效投票の絶對過半數に達し且つ有權者數の四分の一に等しき得票者を當選者と定む。若しこの條件に該當する者なきときは日を改めて更に決選投票を行ひ、前掲の條件を排除し有效投票の最多數得票者を當選者と決定す。

二、權 限

東京土人諮問會議は、歳入豫算及東京豫算編入の經濟及社會的施設費の配當に關しては必ず理事官長より諮問せらるゝ規定である。會議は又行政官廳に於て諮問を必要と認むる事項及理事官長を経て議題に供せられたる諸問題に對して意見を表明することを得るも、是等は主として土人關係の一般の問題に限られ政治政策に關する希望の表明は禁止せられてゐる。

三、處務規定

東京土人諮問會議員の任期は三箇年で再選を妨げず。毎年一回通常會議を開き、會期は十日間を

原則とするも必要の場合には延長することが出来る。會議は東京理事官長が理由を附して申請するときは總督令を以て解散を命ぜらる。

會議は開會の初め七名の委員を選舉し、秘密會に於て委員をして議長一名、幹事及副幹事各一名を選舉せしむ。東京理事官長は會議に對し必要なる總ての説明に當らしむるため代理者として佛人官吏一名を會議に出席せしむ。

第二款 其他の土人諮問會議

東京土人諮問會議以外の土人諮問會議として東埔寨、安南及老撾の三に區別して説明する。

一、東埔寨土人諮問評議會

東埔寨土人諮問評議會は、一九一三年三月十八日東埔寨國王令(一九二一年七月十日改正)を以て設置し、一九一三年四月一日及一九二二年二月十五日總督令を以て實施せられたものである。

議員は全部選舉に依つた者でブノン・ペン市議員二名(各區長選舉す)、各州議員(保護國會議に於ける選出議員數の四分の一に等しき員數)を以て編成し、被選舉權は年齢滿三十歳以上にして保護國會議の現選出議員及前議員、土人行政廳の退職官吏、ブノン・ペン現區長又は前區長の經歷者に之れを認め、任期を三箇年とし再選を妨げざる外總て東京土人諮問會議の權限及處務規定と同一である

二、安南土人諮問評議會

安南土人諮問評議會は一九二〇年四月十九日安南國王令を以て設置し、一九二〇年五月十二日總督令（一九二〇年五月二十四日、一九二二年十二月二十九日、一九二三年三月二十七日、安南理事官長令を以て修補）を以て實施せられたものである。

編成は東京土人諮問會議と略々同一であるが土人住民の代表者を選擧する選舉團體の割當に若干の相違がある。即ち安南土人諮問評議會議員の割當を選擧人名簿登録者數五十名未滿は一人、五十名以上は二人とし又商業代表議員の割當を五十人又は五十名未滿につき一人としてゐる點である。毎年一回通常會議を開き會期は六日間を原則としその他は總て東京土人諮問會議に準ず。

三、老撾土人諮問評議會

老撾土人諮問評議會は一九二三年四月二十七日總督令を以て設置せられたもので、議員は三年の任期を以て二名づゝ各州より選舉せられたる議員（州協議員、退職官吏、現職官吏、尋常高等小學卒業中より選舉す）と理事官長の指命議員（各州一名及リュアン・プラン王の代表者二名）とを以て編成す。選舉人名簿の規定なく、選舉規則は理事官長之れを制定し、爭議は總て初審裁判所の管轄とす。毎年一回通常會議を開き會期は十日間とす。理事官長が評議會の解散權を保留する外權限その他に就ては前掲諸會議の例に準ず。

第六節 商業・農業及商農聯合會議所

印度支那に現在する會議所には 一、商業會議所 二、農業會議所 三、商農聯合會議所の三種がある。是等の會議所は孰れも交趾支那副總督又は各國理事官長の申請に依り總督府會議に附議して總督令を以て設置する規定である。

第一款 商業會議所

印度支那に現在する商業會議所は西貢、河内、海防の三で、西貢商業會議所は一八六八年九月三十日交趾支那總督令を以て設置し、本社を西貢市に置き交趾支那全國を管轄地域とす。河内及海防商業會議所は一八八六年六月三日理事官長令を以て設置し、前者は東京沿海各州（興安州を含む）を、後者は爾來の東京各州及安南の清化、乂安、河靜の三州を管轄地域とす。

因に西貢シヨロン市に支那人の組織する商業會議所がある。これは印度支那行政官廳の公認せざる私設組合に過ぎざるものである。

一、編 成

各商業會議所の佛人議員及土人議員の定員は總督令の規定する所であるが、十一名より尠からず二十一名より多からざる規定であつて、現在の定員は三會議所を通じて佛人議員十六名、土人（安南

人)議員四名、計二十名である。以上正議員の外各會議所に正議員と同数の通信員を管轄地域内に置き。佛人議員は印度支那に六箇月以上居住(この條件は西貢商業會議所に對して除外す)し、個人名義又は商工業會社の社長若しくは代理人として營業税を支拂ふ所轄地域内に在る年齢二十一歳以上の佛人男女に依り選舉せらる。技術仲立人及商品仲立人も亦選舉人たることを得。

土人議員は第四級以上の營業税を納付し、所轄地域内に二年以上居住する年齢二十五歳以上の男女土人商人並に佛國法に依つて土人の組織する商事會社の代表者に依りて選舉せらる。

被選舉權の年齢條件は佛人議員は二十五歳以上、土人議員は三十歳以上とし、第二級以上の營業免許者たるを要す。同一商店又は會社に所屬する二名又は二名以上の資格者は同時に同一會議所の議員たることを得ず。

議員の任期は四箇年とし二年毎に半数改選す。

二、權限及處務規定

各商業會議所は管轄地域内に於ける商工業上の利益關係に對する行政官憲の諮問機關としての特別公共團體である。その權限は官憲の諮問事項、商工業關係の問題に對し上申を要すと思惟する事項、特に商業法規、商工業一般態様の改正案、同上發展策、關稅率、商業課税及法規關係事項、商業會議所の特設、刑務所勞賃率に關する事項及その他法律又は特別法に規定する一切の事項に對し、

會議所としての意見を開陳し且つ資料を提供す。

各商業會議所はその決議に基く獨立の豫算を有す。主として營業税附加税及聯邦各國豫算支辨の補助金を通常歳入とし、商行爲の管理に依る収入を特別歳入とす。

各商業會議所は副總督又は理事官長を經由して總督と交信す。

第二款 農業會議所

印度支那に現在する農業會議所は交趾支那農業會議所(西貢)、東京北安南農業會議所(河内)の二で、前者は一八九七年四月三十日總督令を以て設置し交趾支那一圓を管轄地域とし、後者は一八九四年二月十日總督令を以て設置し東京一圓及清化、又安、河靜の安南三州を管轄地域とす。

一、編 成

議員の定員は十名以上二十名以内で、その五分の一を土人議員とするを原則とすれども、現在の定員は西貢會議所は十名(内土人議員二名)、東京北安南會議所は十二名(内土人議員一名)で、商業會議所に於けるが如き通信員の制度なし。

土人議員は選舉制に依らず總て當該行政長官の指命に依る。佛人議員は一年以上管轄地域内に居住し市民權を有する年齢滿二十一歳以上の佛人にして、左記各項の一に該當する者を選舉人として選舉す。

- (一) 地主土地共有者又は收益者として農耕業に従事する者。
 - (二) 佛國市民たる地主の小作人又は分益者として農耕業に従事する者。
 - (三) 佛本國に本社を有する土地會社の社長及その代表社員。
 - (四) 個人經營又は佛本國に本社を有する農事會社の管理者。
- 被選舉權は同一農耕企業會社に關係を有する二名若しくは二名以上の者は同時に農業會議所議員たることを得ざる條件を附帶し、その他は總て選舉權と同一條件である。

二、權限及處務規定

農業會議所は農業牧畜に關する行政廳の諮問機關で、農業利益關係の諸問題特に農業立法の改正案關稅定率、勞力法規、勞働及小作契約、農業會議所の設置、水利工事實施、農業關係の公共機關の組織、地方金融機關の設置、植民保安、地主保護、農事繁榮等に關する諸問題につき當局に意見を開陳し且つ資料を提供す。農業會議所は商業會議所と異なり特別公共團體ではないが、大體に於て商業會議所と同一の取扱を受け、土地拂下、借款契約が認められてゐる。豫算及歲出入は總督の認可を経て實施する規定である。

第三款 商農聯合會議所

印度支那に現在する商農聯合會議所は安南及柬埔寨の二で、一九二二年十月十日大統領令を以て

特別公共團體たる資格を認めらる。

商農聯合會議所議員は佛人議員及土人議員を以て編成し、任期を四年とす。

安南商農聯合會議所は一八九七年五月四日總督令（一九二三年五月十一日改正）を以てトゥラン市に設置せられ、商工業を代表する佛人議員五名、土人議員一名、農業を代表する佛人議員四名、土人議員一名、計佛人議員九名、土人議員二名、通計十一名を以て編成す。

柬埔寨商農聯合會議所は一八九七年四月三十日總督令（一九二二年十二月三十日、一九二三年四月十三日改正）を以てプノン・ペン市に設置せられ、佛人議員十名、亞細亞外國人議員二名、土人議員二名（内一名は安南人、他の一名は柬埔寨人とし、選舉人小數にして選舉を行ふに足らざるときは理事官長指名す）計十四名の議員を以て編成す。

第七節 保護國土人特殊中央行政機關

印度支那保護國たる安南（東京を含む）、柬埔寨及老撾の一部に現存する土人特殊行政機關の態様に就てその一般を記述する。

第一款 安南帝國土人特殊中央行政機關

安南帝國には皇帝及近親の側近に奉仕する四名の一等一級官たる侍從（四柱）がある。侍從は官人

中の最高官で皇帝輔弼の重責に任ず。内閣は内務、大藏、典禮、工務、文部、陸軍及司法の七省に分れ、各省に二等一級官たる主務大臣を置くを原則とすれども、佛國の保護制實施以來大臣の權限は著しく制限を加へられ兼任大臣とする場合が多い。内閣各省には大臣の下に秘書官長(二等一級)、秘書次長(三等一級)、高等官(各省五名乃至六名で四等一級乃至七等一級に區分せらる)、判任官、書吏若干名(八等二級至九等二級に區分せらる)を置く。

安南理事官長はその代理者として内務、文部及陸軍の三省に一名、司法省に一名、大藏、典禮及工務の三省に一名計三名の民政部事務官を配屬して政務の監督に當らしむ。

安南帝國政府の會議機關として内閣會議(理事官長を議長とし皇帝成年の場合にのみ任務を執行し未成年の場合は攝政會議之れに代る)、懲戒會議(官吏の執務を監督す)及皇族會議(安南理事官長を議長とし皇室に關する總ての事務を處理す)の三がある。

以上の外順化帝室の重要機關として 一、財務局(獨立豫算として編成する安南帝室豫算の管理に任ず。豫算歳入の殆んど全部は安南國豫算の補助金で年額約二百萬ピアートルである。而してこの歳入は帝室費、皇族及從者歳費、土人文武官の俸給に充當す) 二、天文臺(行事及編曆) 三、編史局 四、帝室衛生局 五、警護局 六、帝室圖書館の外皇帝側近の特別官衙として 一、尙璽官府(勅令の起草、上奏文書類の進達等) 二、侍從武官府(三等一級乃至六等一級の武官及近衛隊三百

名を附屬す) 三、禁裡府(宮内舍人、樂人、舞人を附屬す)等がある。

第二款 東埔寨王國土人特殊中央行政機關

東埔寨王國(首府プノン・ペン市)の政府は 一、内務・宗教 二、司法 三、宮内・大藏・美術 四、海軍・農商務 五、陸軍・文部の五省に區分し、各省に主務大臣を置く。大臣の下に次官、秘書官長及秘書官を配屬し大臣の任務を補佐せしむ。

内閣會議は東埔寨理事官長を議長とし、國王を補佐すると同時に王國の國利増進に必要なりと認むる諸般の政務を審議す。内閣會議は別に常置委員會を置き内務・宗教大臣をして委員長の職務を執らしむ。

東埔寨理事官長はその代理者として司法省に民政部事務官一名を配屬して事務の監督に當らしむ。東埔寨政府の豫算は、歳入の大部分は東埔寨國豫算の補助金(一九二四年の補助金は五十萬六千ピアートル)で主として宮内省及王室費に充當す。

なほ東埔寨王室内に於ける特設機關として 一、王族會議(國王の指命する王族又は王族妃八名を議員とし王室に關する事項を審議す) 二、調停會議(王室内居住者の民事關係の事件を調停す) 三、宮内省進級會議(宮内大臣、宮内秘書官長及王室會計官を以て編成す)がある。

第三款 リュアン・プラバン王國土人特殊中央行政機關

リュアン・ブラバン王國は老撾の一部を領土とするもので、國王は四名の顧問官に依つて補佐せらる。第一顧問官は第三王と稱して文部及典禮大臣、第二顧問官は第四王と稱して内務大臣、第三顧問官はモイ人の監督官、第四顧問官は老撾土人事務監督官として夫々その職務を執務す。

以上の顧問官は國王の命に依りて顧問官會議を開き發布すべき王令の審議に當る。王令には在リュアン・ブラバンの總督府監理官署名し、老撾理事官長之れを實施せしむ。

リュアン・ブラバン國王は老撾國の豫算支辨に屬する王室費四萬四千ピアストルを收受す。王室費豫算案は國王之れを編成し理事官長の承認を経て實施する規定である。

國王は九十名の警丁を配備し(内六十名は國王身邊の護衛に當らしむ)、宮殿の警衛及管理事務を擔當せしむ。

第三章 印度支那聯邦各國地方行政機關

印度支那聯邦各國の地方行政機關を説明するに當つて、便宜上 一、州長行政駐在官、州職員及專門技術機關 二、州民代表機關 三、土人地方行政 四、交趾支那郡村行政に區分して記述する。

第一節 州長・州職員及州專門技術機關

第一款 州 長

印度支那聯邦各國の非軍事地域に於ける州長は、之れを佛國行政駐在官と稱し民政部事務官團に所屬し、聯邦各國行政長官の申請に依り總督令を以て任命せらるゝ官吏たることを原則とし、反之軍事地域に於ては聯邦各國行政長官の意見を徴し、駐屯軍司令官の申請に基き總督、の任命する武官(佐官)を配屬せしむる規定である。

主要市街地以外に於ては、文武官又は官の州長は成規の権限を行使する場合が極めて稀である。これは州長の管轄區域たる州は何等自治的権能を有せざる關係上、州の法規令達類は殆んど總ての場合を通じて上級官廳の命令に依つて規定せらるゝからである。然しながら原則として州長がその與へられたる権限の範圍内に於て、州令又はその他の命令を發し部下職員に對する監督權を有することは勿論である。但し州長はその管轄地域内に於ける唯一の政權代表者たる關係上專門技術事項に關與することを避くる必要は聯邦各國行政長官以上である。

州長は聯邦各國行政長官に直屬し、その監督下に於て管内一般にその権限を行使し且つ當該行政長官に對して責任を負ふ。但し純粹なる技術關係の事務に就てはこの限りでない。

州長は州長としての特権を有せざるも、行政命令の執行官たる資格を有し、刑法、治罪法の保護を受くることは總督及理事官長と同様である。州長の権限に關しては明文の規定なきも、行政、財政及稅務、司法、外交、軍事の五方面に區分しその一般を記述する。

一、州長の行政權

州長は土人關係の佛國行政官として聯邦各國行政長官以上に住民と密接の關係を有するも、純植民地たる交趾支那各州の州長と保護國たる爾余の諸國に於ける各州の州長とはその任務の態様に於て著しき相違がある。

交趾支那に於ける州行政は郡村の特別行政に於ても同様であるが、嚴密なる意味に於ての土人行政、別言すれば土人法規に基き土人官吏に依つて行はるゝ行政が存在しないのである。偶に交趾支那各州に於て「土人行政」なる名實相反の稱呼はあるが、實際は佛國市民又は佛國臣民たる官公吏に依つて佛國法規の下に行はるゝ佛國行政に外ならぬのである。

反之、交趾支那を除く他の保護國に於ては形式上若干の變態はあるが、大體に於て「土人行政」と「佛國行政」と別個の二系統が對立してゐる。

以上述ぶるが如く交趾支那と保護國とに於ける州行政組織の根本的相違に基き、交趾支那にあつては州長の行政權は管内の土人及その他の住民全體に普及するに反し、保護國にあつては州長（理

事官又は管理官と稱す）の行政權は歐洲人、亞細亞外國人及佛國臣民たる土人に限り行はれ、保護國民たる對上人行政に就ては單にその監督權を行使するに過ぎないのである。斯くの如く州長の行政權の範圍が聯邦各國一様ならずと雖も、要するに州長は管内に於ける公權の唯一の代表者で、同時に又法律、大統領令、總督令及その他諸令達の實施、安寧秩序の維持監督、州の經濟的發展特に公共事業に對する施設及提案等の唯一の責任者である。

以上の外、土地行政即ち農村土地拂下、鑛山拂下及山林管理等も亦州長の權限である。

二、州長の財政及稅務に關する權限

州長は聯邦各國豫算に對し各國行政長官の委任經費に對する副仕拂命令官である、保護國にあつては、是等の委任經費は道路、橋梁、建物の修築に際し、工事の實施に伴ひてその都度支出を委任する特別の場合を除き一般に豫算年度を通じて委任支出とするを通則とす。

交趾支那にあつては州長は州の通常及追加豫算の仕拂命令官であるが、千五百法又は六百ピアストル以上の支出に對しては副總督の認可を必要とする。

交趾支那、柬埔寨及東京の如く町村豫算を有する州にあつては州長は町村役員會の編成したる豫算案を承認し、それが實施監督と及年度内に於ける修正豫算の認可を爲す。

なほ交趾支那及柬埔寨に於ては、州長は町村豫算會計の物品及事業費の支出を承認し且つ町村有

地に對する三年以上の貸貸入札を認可し、交趾支那に對しては毎月、東埔寨に對しては毎三個月に町村費の收支を検證す。交趾支那各州長は三百ピアストルを起過せざる町村債を許可し、東京各州長は二千ピアストルを限度とする特別最出入の町村豫算繰入を許可す。

稅務に關しては、州長は直接稅の監督官たる任務を有する關係上、納稅者名簿を作製し所屬行政長官の認可を経て徵稅す。州長は稅種の如何を問はず、稅の設定權を有せざるも、必要と認むる場合は所屬行政長官に提案することが出来る。但し交趾支那及東埔寨に於ては州長は町村役員會が毎年行ふ町村稅の設定に關する決議を認可し且つ之れを實施せしむる權限を有つてゐる。

三、州長の司法權

州長の司法關係の權限は頗る多岐に互り、檢事長の補助司法警察官たると同時に普通法上の戶籍官吏である。又主務官吏を置かざる場合に於ける刑務所長を兼任する規定である。

交趾支那西貢市を除く各州長は暫定的特別權限として、正當の理由なくして租稅罰金その他町村の收納金を滯納したる者に對し、禁錮五日罰金十五法を限度として行政命令の形式に依り佛國市民にあらざる安南人及之れに準すべき亞細亞人に對して刑の宣告を爲す。

以上の外交趾支那各州長(西貢治安裁判所管轄地域及一部の州を除く)は親族會議、養子縁組、後見人解除、動産差押等、治安裁判所所管事項の管理員、調停員たる權限、違警罪裁判權及裁判所、檢

事局、豫審判事の代理權に依り總ての犯罪に對する搜查權を有す。

交趾支那以外の保護國に於ける州長の司法權は、佛人裁判事件と土人裁判事件の二方面から觀察する必要がある。佛人裁判事件に對しては州長はその管轄地域が第一審裁判所又は治安裁判所の所在地にあらざるときは、前記交趾支那に於ける各州長と同一條件の下に同一の權限を有す。土人裁判事件に對しては、(一)安南に於ける州長は土人裁判所の權限に直接干渉することを得ざる規定で、州長に對し一部裁判權を委任したる一九一四年九月十一日安南勅令に規定する權限を行使する場合を除き、州長の裁判に關する權限は單に裁判の自由且つ迅速なる割當を監督すること、及裁判の公正に缺くる所ありと認むる事項につき所轄理事長官に報告することに限られてゐる。(二)東京に於ては一九一七年七月十六日總督令實施の結果、特に司法裁判官が派出せられざる場合に限り州長は常に第二級土人裁判所の裁判長たる職務を執る規定である。(三)老撾は東京と同様である。(四)東埔寨に於ては一九二二年土人裁判所構成法改正の結果、州長は土人裁判に對する恒久監督權を附與せられ且つ特に刑事事件の取調に際し一件記録の回附を請求することが出来る。

四、州長の外交に關する權限

外交に關する州長の權限は、支那國境に隣接して軍事地帶を編成する東京及老撾の各州に駐在する州長にして國境警備監督官を兼任する者に限られてゐる。而して是等の州長は一九〇八年四月十

六日總督令規定の特別任務を執行するに當つては、所屬行政長官を介して總督に隸屬し匪徒、密輸入の防遏に關する警察法の實施すべき隣接外國官憲との直接交渉權を認められてゐる。

暹羅國境方面には警備監督官の制度なきも、一九二〇年二月二十六日總督訓令を以て柬埔寨及老撾に於ける暹羅國境隣接各州の州長に對して共同警察確保に必要な權限を認め彼我直接の交渉權を附與するに至つた。

五、州長の軍事に關する權限

州長は事後遲滞なく所屬行政長官に報告することを條件として出兵の要求權を有し、且つ管内の民兵隊及警察隊に對して最高指揮權を行使す。

州長は又佛人徵兵の人口調査表作製に關し、一九二三年四月一日法律に依る市長の職務を執り、交趾支那、安南及東京に於ては安南土人軍人の召集及州所屬兵定員の配屬を管掌す。

第二款 州 職 員

州長直屬の官廳を交趾支那に於ては檢閱部、老撾に於ては監督部、安南及東京に於ては駐在部と稱し、州長、補佐官として助役一名(原則として民政部、事務官補を補任す、軍事、非軍事地帯共通)、民政部録事二名(軍事地帯に於ては下士又は伍長若干名)及土人吏員若干名を以て編成す。

右は州長直屬の成規の定員であるが、この外州長は職務上の補佐機關として左記の職員を配屬す。

土人警備隊檢閱官、工務監督員、救護部醫員(佛人又は土人醫師)、學校長(若干名)、國庫出納員、憲兵(一名又は二名)、農務部官吏、獸醫、森林監視員。

保護國中人口多く且つ面積廣き州に於ては、州長の職務を補佐し且つ州長を代表する代理州長を置く。代理州長の權限は大體に於て州長のそれに準ずる。交趾支那各州は比較的面積狹きが故に代理州長を置くに至らざれども、各所に安南人官吏を長とする州支署を置き州の政務を管掌せしむ。

第三款 州の専門技術機關

州専門技術機關として聯邦各國の各州に共通するものは州衛生會議があるのみである。衛生會議は七名以上十一名以内の議員を以て組織し、州長を議長とし三個月に一回(交趾支那にては二個月に一回)開會し、公共衛生に關する一切の問題につき州長に意見を具申し且つ必要な提案を爲す。

右各州共通機關の外、交趾支那東京及安南に於ては土人救濟信用組合監督委員會がある。本委員會は州長を議長とし州會計係及土人官吏を議員とす。

第二節 州民代表機關

州民の代表機關は聯邦各國に於て夫々その名稱を異にし、交趾支那に於ては州會、東京及安南に於ては土人州役員會、柬埔寨に於ては理事會議、老撾に於ては土人諮問會議と稱す。以下順次その編

成、任務及權限に就て説明する。

第一款 交趾支那州會

一、編 成

交趾支那州會は州長を議長とし、議員は州長の作製に依る選舉人名簿登録の郡所屬の各町村に於ける現職村役員に依り、郡の主邑に於て制限選舉制を以て選舉す。議員の定員は一郡一名を通則とすれども、十郡以内の州にありては總督令を以てその内人口多き郡に對し二名乃至三名の議員（五郡以内は三名宛、五郡以上十郡以内は二名宛）を割當つることが出来る規定で、要するに總ての場合を通じて州會議員數を十名以下に下らしめざる主意に基くものである。

州會議員の被選舉權は、本國の植民地又は州豫算支辨の俸給を受くる文武官及公務員を除き、年齢滿三十四年に達し、且つ二年以上村役員たる任務に従事したる郡居住の土人にして刑の宣告を受けざる者に附與せらる。

議員の任期は四個年で、二年毎に半数改選を行ひ、再選を妨げざる規定である。

二、任務及權限

交趾支那州會は必要の場合臨時會議を開く外、毎年二回八月及二月に通常會議を開き、會期を八日間（總督令を以て延長することが出来る）とし公開せず。八月の通常會議に於ては、次年度に對す

る豫算原案を決議し、次年度に施設すべき事業を決定してその計畫及見積を整へ、植民地會議に對する補助金の申請及州としての希望申請事項を決議す。二月の通常會議に於ては前年度に於ける支拂命令事務會計を査閲し當年度の追加豫算を決議す。

州會の解散は參事會に附議し、副總督令を以てする規定である。

州會の決議は總て之れを參事會に附議し副總督の認許を必要とす。然しながら州の利害に關係ある一切の施設は、豫め州會の決議を経るにあらざれば實施するを得ない。その他州宛ての寄附金及遺贈物の收受、州關係の請負契約の締結、司法關係に於て州の名義を以てする起訴、被訴事件に對しても又豫め州會の決議を経ることが必要である。

州會は州長の作製したる州豫算案を審議（州豫算案は州會の決議を経、次に參事會に附議して副總督の承認を受くる順序である）する以外左記の權限を有す。

道路の等級類別に關する意見の具申、州郡町村の行政區域變更に關する同上、稻田稅賦課等級類別に關する同上、租稅割當基準に關する同上、兵役免除者名簿作製に關する同上、特別稅賦課町村の許可申請に關する同上、

右の外州會は經濟及一般行政問題に對して希望を表明することを得ても、政治、政策問題に觸るゝことを得ず。

第二款 東京土人州役員會

一、編 成

東京土人州役員會は州民即ち安南人の多寡に依つてその編成を異にす。安南人が在住民の過半數を占むる州(安南地方行政區劃はPin—府、Puyen—縣、Chau—州に分る。府、縣は新行政區劃に依る若干の郡より成り、州は町村に該當す)に於ける土人州役員會は、安南行政區劃の府、縣又は州毎に選舉したる一名宛の議員を以て編成し、何等かの理由に依り選舉を行ふこと能はざる場合は州長の申請に依り理事官長議員を指命す。

在住安南人の小數なる州に於ては、安南行政區劃の府又は縣毎に一名又は二名宛の議員(七郡又は七郡以上の府又は縣は一名宛、七郡以上は二名宛)を以て土人州役員會を編成す。

土人州役員會の議員(理事官長の指命する特別の場合を除き)は總て選舉制に依つて選舉す。現職郡長又は助役及同上の前歴者、町村會正副議長(Chanh-huong-hoi, Pho-huong-hoi)及村長(Lytruong)にして破廉耻罪に依り刑の宣告を受けたることなき者を選擧人とし、選舉人名簿は安南行政區劃の府又は縣別に州長之れを作製す。

被選舉人は年齢三十四年以上の男子にして、州に居住し地租を納め且つ刑の宣告を受けたることなき者(印度支那一般豫算又は東京豫算支辨の俸給を受くる官公吏及其の前歴者を除く)とす。

土人州役員會のの議員任期は三箇年とし、再選を妨げざる規定である。

二、任務及權限

州長は土人州役員會議長の職務を執り、毎年五月上旬八日以内の會期を以て通常會を、而して必要ある場合は理事官の認可を経て臨時會を招集す。會議の議事は公開せず。

州長の申請に依り理事官長は土人州役員會の解散を命ずることを得。理事官長は又數州に共通する利害問題を審議する必要がある場合は聯合州役員會を招集す。

土人州役員會は單純なる州長の諮問機關であるが、左記の事項に對しては州長は必ず役員會に諮問する規定である。

經濟及社會事業關係の經費を含む東京豫算の款項に關し、理事官長に對する州長の提案事項。

管内行政區劃の變更に關する事項。

堤防、道路、運河の修築に關する事項。

以上の外經濟及一般行政問題に對する希望を表明することを得るも、政治政策問題に對する意見の表示は禁止されてゐる。

第三款 其他の州會

一、安南土人州役員會

安南土人州役員會は、一九一三年四月二十九日安南勅令に依り設置、同年六月四日總督令を以て實施今日に至れるもので、権限は東京土人州役員會と同一である。編成は三種の議員より成り第一種議員は安南行政區劃の府又は縣毎に一名宛(六郡以上の府又は縣は二名宛)、を郡長中より選舉(選舉團體は現職郡長助役又はその前歴者とす)し、第二種議員は管内住民を代表する(Canton Cham, Muo)又はMo.の長一名又は數名とし、第三種議員は管内に居住し達識奉公の念に富む官吏にあらざる土人若干名を以て編成す。右第二、第三種議員はその定員の範圍内に於て行政駐在官及州マンガランを選任し、安南樞密院に附議して理事官長の認可を受くるを要す。議員の任期は三箇年で再選を妨げざる規定である。

二、東埔寨理事會議

東埔寨理事會議は一九〇三年八月二十七日總督令を以て設置、一九二四年五月十日同令に依り改正今日に至つたものである。議員は特權議員(官職に依り當然議員たる資格を有する者)と選出議員の二種がある。

特權議員は行政駐在官(州長)、土人總督(Chaufai-khet)、知府(Chaufai-srok)、知縣(Chaufai-khand)等とし、選出議員は十Kham(村)又はその端數毎に一名の割合を以て各Khand(縣)を代表し、Mekhnm(村長)、Chumtup(村助役)及各KhamのKrom Chumnum(村會議員)を選舉團體とし、年齢二十五

歳以上に達し、Khandに居住し納税資格ある東埔寨人及之れに準すべき亞細亞人にして重罪又は輕罪の刑に處せられたることなき者を被選舉人とす。

毎年一回五月に八日の會期を以て通常會を開會す。會議は決議權を有せざるも必須諮問事項は東埔寨州役員會の場合に準ずる以外、造營工事、租税割當基準に關しても亦會議に諮問する規定である。政治政策問題に對して意見を表明し得ざることは他の州會と變りはない。

三、老撾土人諮問會議

老撾土人諮問會議は一九二〇年十月十三日總督令を以て設置せられたもので、州長を議長とし議員は三種に分ち總て選舉に依らず、一に資格任命とす。會議は毎年一回十一月に開會し、經濟及一般行政問題に就て希望を表明することを得れども必須諮問事項の規定なし。

第三節 土人地方行政機關

第一款 安南官人(Mandarin annamite.)

印度支那に於ける土人州行政機關を説明するに當つては先づ(Mandarin)即ち官人に就て説明する必要がある。官人の職(Mandarin)は舊き歴史を有する榮譽ある階級の稱呼で文官と武官の二種類がある。武官即ち(Mandarinat militaire.)は保護國制實施の結果、舊安南軍制に大縮小を加へたる

ため現在に於ては殆どその實在性を失ひ、文官即ち (Mandarinat civil) のみ獨りその存在を認められてゐる。依つて茲には主として後者に就て記述する。

Mandarinat の階級は九級十八等に分れ、その一般的監督は安南政府の内務大臣所管である。第一級乃至第四級 (第一級は皇室の高官專屬とす) は高級官人、第五級以下は次級官人と稱す。なほ十等の各 Mandarin には夫々の榮稱を示す種々なる稱號がある。即ち州 Mandarin に對しては衙堂 (Ham-duong)、一學校關係の Mandarin に對しては翰林院衙 (Ham-lam-vien-ham) なる稱號が與へられる。而して是等の階級及稱號は左記の區分に依つて土人公務員に授與す。

- 一、安南に於て服務する土人行政吏員に對しては順化帝室より授與す。
- 二、東京に於て服務する土人行政吏員に對しては理事官長令又は安南勅令に依り授與す。
- 三、東京又は安南に於て佛國官廳に服務する土人吏員に對しては總督令、理事官長令又は所轄長の命令又は勅令に依り各々の場合に應じて授與す。
- 四、老嫗に於て佛國官廳に服務する安南又は東京出生の安南人吏員に對しては總督令又は理事官長令に依り授與す。

Mandarin の榮稱は土人行政吏員のみに限らず、高位高官者の子孫及生存中又は死亡したる Mandarin の子孫に對し、或は顯著なる功績を擧ぐるか若しくは公共事業に盡力したる安南人に對して

も亦之れを授與する規定である。

以上述ぶる Mandarinat 以外別に特殊の名譽階級がある。本人の死後に授與する贈位及加銜封贈がそれである。なほ安南に於て高官の要職にある Mandarin は、殆んど總てを通じてその職務上官名以外宮内官たる特遇を與へ、官職共に世襲 (一世代一階級を降す) とす。

以下順次安南、東京、柬埔寨に於ける土人州行政機關の態様を記述する。

第二款 安南土人地方行政

一、府縣行政

安南に於ける土人府縣行政事務に直接又は間接に關與する官人を行政部官人と典禮部官人 (禮拜寺院、墓陵) の二種に區別し、行政部官人 (安南に於ては土人司法事務を兼ね) には Quan-tinh と稱して縣の主邑に駐在する縣官人 (縣に於て保護國の代表者たる行政駐在官と順化皇室の安南上級官憲との二重監督を受け行政を收攬す) と内務官人 (縣内各行政區劃に駐在して事務を執る) とがある。安南人が住民の全部又は大多數を占むる縣に於ける縣官人は Tong-doc (二等一級)、然らざる縣に於ては Tuan-phu (二等二級) と稱し孰れも管區に於ける安南人總督である。主要縣には Tong-doc の外行政實務特に租稅關係事項を管掌する Do-lamh (三等一級) (通稱 Quan-bo) と司法事務を管掌する An-sat (二等二級) (通稱 Quan-an) の官人二名を置く。その他の縣に於ては一般に Tuan-phu と An-sat

か、又は Bo-ehanh と An-sat を置くに過ぎない。安南人以外の住民の大多數を占むる山岳地方にありては Quan-dao (四等一級) 又は Pho-quan-dao (五等一級) と稱する縣官人一名を置く所と全く之れを置かざる所とある。

内務官人は縣官人の命を受けその権限の範圍内に於て管内行政を監督整理し、且つ司法事務の訓令を確保す。安南人地方に於ては府を管理する内務官人は知府 (五等一級 Tri-phu)、縣を管理する務官人は知縣 (六等一級 Tri-huyen) と稱す。

註、安南舊行政制度に於て縣は府に從屬したりしが、現行制度に於ては府縣共に佛國行政駐在內官に直屬し一様に之れを取扱ふ。但し府は縣に比し主要視せらるゝ差があるのである。

典禮部官人は禮拜、寺院、墓陵の三部に分れ各々その所管事務を擔當す。

二、郡村行政

郡行政は郡長 (Chanh-tong) 及助役 (Pho-tong)、村行政は村役員會 (役員の内一名は Ly-truong と稱し外部に對して村を代表す) に依つて行はる。郡長以下の公務員は無報酬の名譽職で、上級官憲に對し郡村代表者として住民より選舉せられたる場合の外官權の代表者たる資格を有せず。是等公務員は又管内の住民が富裕者中より任意に選任するのであるが、その方法は各郡村毎に舊來の習慣に基き上級行政廳の干渉を受くることなく單獨に行ふことを原則とす。安南には是等公務員の職制、

權限及村役員の階級を規定する一般的法規なく、唯村役員は之れを官員 (Quan-vien) と總稱し、その擔當する任務に依つて數種に區分せらる。

第三款 東京土人地方行政

一、府縣行政

佛安保護條約に基き、保護國長官が舊副王の總ての權限に對する恒久代理權者である關係上、東京理事官長が東京に於ける土人行政の長官たることは勿論である。同時に又理事官長は印度支那總督及安南政府の權限を保留し、土人行政吏員の一般職制、任命、進級、懲戒、定員、俸給、命課に関する諸法規の制定に必要とする勅令の署名を安南皇帝に奏請する唯一の權限者である。

東京に於ける土人行政吏員の職制は、一九二三年六月七日勅令を以て改正せられ、舊制に比すれば理事官長の權限を擴大すると同時に行政部及司法部所屬の土人吏員を全然分離し、司法部員を以て特別團を編成することになつた。

東京府縣行政の縣官人 (職名は安南に準ず) は安南に比し行政駐在官 (佛國行政の州長) との關係一層密接にして或種の行政管理に關し行政駐在官の代理權を行使する場合がある。縣官人は典禮事項に限り順化皇室と關係を保持し、而も之れに關する往復文書は行政駐在官を経由する必要がある。内務官人は管區長と稱し、事實上村官人に屬せず行政駐在官に隸屬し、直接文書を發受す (寫を縣

官人に送達す。内務官人の職名は安南と同一である。

二、郡村行政

郡長、助役、村役員會の代表者及副代表の補職手續は一九二二年六月二十五日理事官長令の定むる所に依る（一九二三、五、二三修補）。郡長及助役は住民の選舉したる三名の候補者中より行政駐在官之れを指命し、村役員會の代表者及副代表者は關係村の有司之れを選舉す。村行政機關たる村役員會は東京に於ては村會と稱し、四名乃至二十名の村役員を以て組織す。村會は村の豫算を編成し仕拂命令及會計掛を置き州の佛國官憲及土人官憲の監督下に出納會計事務を處理す（現在村豫算を有する村は約二千あり）。

第四款 東埔寨土人地方行政

一、府縣行政

東埔寨土人府縣行政（王室及内閣事務共通）は、Krom-rothabaiと稱する官吏之れを管掌す。東埔寨の地方行政區劃は一九二一年十二月十一日王令を以て大改正を加へ、從來に於ける佛國代表官吏と土人官吏との不統一なる關係を改め、同時に Khum, Khand, Srok, Khetの新行政區劃を設定するに至つた。

Khumは安南及東京に於ける村に、Khandは縣に（Khandの長は土人官吏で住民の代表者にあらざる關係上安南東京の郡即ち Cantonとその態様を異にす）、Srokは府、縣に（安南東京に於ける現制度の）、而して Khetは現行佛國行政駐在官の管區即ち州に（Province）相當す。

東埔寨行政吏員は本官及屬員の二種に分れ總て王令を以て任命進級し、内務大臣の決定に依り配屬せしめらる。而して是等の王令又は大臣の決定に對する實施權は理事官長の權限に屬す。

二、郡村行政

東埔寨の村即ち Khumの行政は一九一九年九月二十四日（一九二一、五、一九及同年六、三改正）王令を以て制定せられたもので、その制度は安南、東京のそれよりは寧ろ佛本國の町村制に近似してゐる。事實上安南、東京に於ける村行政は村役員會（その代表者たる Ly trungの權限は極めて微弱である）に依り行はるゝに反し、東埔寨の村行政は村長即ち Mekhumに依りて行はれ、村長は村に於て行政上の權限を代表し且つ村會議員たる村役員會即ち Kromhummumの全部に對してその實權を行使す。

村會議員は村を編成する小字の數に比例して八名乃至十六名とす。年齢二十一歳以上の村納稅者（東埔寨人に限らず）は村會議員の選舉及被選舉權を有す。

村長は村會の互選とし村長の事務を補佐するため小字の數に比例して若干名の助役を置く。助役は村會議員中より村長之れを選任す。村長及助役は東埔寨人に限定せられてゐる。

柬埔寨村會は毎年四回通常會を開會す土人總督(Chaufai-khe)及行政駐在官の承認を受くることを條件として村豫算を決議す。

第五款 老撾土人地方行政

老撾に於ける土人地方行政の職制は、一九二〇年十月五日總督令(一九二二、九、二二、改正)に依つて決定せられたものであるが未だ完備するに至らず。地方行政区劃として Muong, Kong の二あり。Muong は老撾人の多數居住する主なる行政管區で、土人行政長として總督府監理官に隸屬せざる Chao-muong 及補助として Oupahat を置き、外に Chao-muong の命を受け納稅者名簿の作製及監督、徵稅及管内の庶務に任ずる若干名の Phousouai と部局内の雜務に服する Samien を配屬す。

Kong は老撾人以外の土人の多數居住する僻遠の地方行政管區で、一般行政は Nai-kong に一任す。Nai-kong は必要に應じ補佐員を置くことを得る規定である。Nai-kong の管區は成可く之れを附近の Muong に合併する方針であるが、この場合と雖 Mi-kong は Chao-muong より獨立して總督監察官に隸屬する規定である。

土人吏員に關する一切の事項は州長の申請により理事官長令を以て決定するも、リュアン・プラン王國にありては一九一七年四月二十四日條約に基き、總督府監察官の申請に依り王令を以てし理事官長之れを實施す。

老撾の村行政は Nai-ban(村長)、Pho-ban(助役及長老會之れに當り村の集團を郡とし、郡行政は Ta ssong(郡長)之れを行ふ。

第四節 交趾支那土人地方行政機關

交趾支那は純然たる佛國の植民地で、土人地方行政機關は他の保護國に於けるそれと自らその態様を異にするが故に特に項を改めて説明する。

第一款 土人府縣行政機關

交趾支那土人府縣行政機關としての土人官吏に督府使、知府、知縣がある。是等の官吏は孰れも各行政部局の長官ではあるが、事實上に於て佛人州行政長と郡村官憲との仲介機關で、更に適切に言へば佛人州行政長の權限の一部を代理する補佐官である。左にその權限を略記する。

郡村官憲と協力して管内の保安に任じ、非常事變その他の反則事項を州行政長に摘發す。
受命事件に對し檢事局の直接補佐官たる職務を執る。犯罪事件に對しては犯行地の村役員と協力して直ちに犯人の逮捕に著手す。

稅關稅務吏員の職務執行を補助す。

村役員會の任務遂行を監督し且つ改選の場合に於ける議員の身分及任命の條件形式等を審理す。

郡長、助役及村役員會の職務懈怠を州行政長に摘發す。
 徵稅事務及國庫納入監督、町村金庫及會計簿檢查、町村豫算の監督及檢查。
 町村造營物、寺院、郡村學校、町村道路及橋梁の維持監督及必要と認むる新營工事に關する州行政長への具申。

町村名簿の査閲及戶籍簿の監督竝に戶籍吏の不正行爲に對する檢事局への摘發。
 賦役工事(運河浚渫開鑿及道路修築)の監督及郡村官憲より申請する新營工事に對する州行政長への具申。

住民間の當用事件にして佛人官吏又は州行政長の關與を要せざる場合の調停事務及小係争事件にして、郡長の調停不調なる場合の解決竝に宗教、祭典又は家族的禮式の施行認可に關する件。

單獨に解決をする權限を有する重大事件に對する上級官憲への具申。

上級官憲の委任又は代理權に依る行政査問及裁判所の命令に依る司法取調事務。

村役員會の科したる罰金及刑罰の一覽表を毎月各村別に提出せしめ之れを査閲す。

第二款 土人郡村行政機關

交趾支那土人郡行政機關たる郡長及助役は、安南、東京に於ける *Chanh-tong* 及 *Phu-tong* 身分を異にし、純然たる官吏で毎月一定の俸給を支給せらる。郡長及助役は一定の資格を有する住民の選舉した

る候補者中より地方行政長たる州長の推薦に依り交趾支那副總督之れを指命す。

交趾支那村行政は地主又は富豪中より選舉したる役員會之れを管掌す。役員會は郷哥(議長)(*Hing-ca*)、郷主(副議長)(*Huong-chu*)、郷師(*Huong-su*)、郷長(*Huong-truong*) (以上は他の議員の任務を監督し村有財産の管理及豫算の實施に任ず)、郷正(*Huong-chanh*) (郷正は實務役員の補佐及監督に任じ、住民間の小係争事件を調停す)、郷教(*Huong-giao*) (郷教は教育關係事項及小役員會の指揮に任ず)、郷管(*Huong-quan*) (郷管は村行政及司法警察の主任者とす)、守簿(*Huong-bo*) (守簿は村名簿及記録、村動産及物品の保管に任ず)を以て編成す。

以上役員の外實務役員として郷紳(*Huong-than*)、社長(*Xa-truong*) 又は村長(*Thon-truong*) 及郷豪(*Huong-hao*)を附屬せしむ。

郷紳以下は階級は低いが特別の地位を占め、公安の維持、保健事務、行政官廳及村役員會の決定事項の實施保證、書類證明等の實務を擔當す。

社長又は村長は専ら租稅の徵收、村と行政官廳間の交渉事務に當り、郷豪は主として道路關係事項を擔任し村の受付事務を執る。

なほ村役員會の議員にあらざれども戶籍簿保管に任ずる正録簿(*Chanh-luc-bo*)なる役員がある。村豫算は村役員會に於て之を決議し州長の認可を受くるを要す。豫算の仕拂命令は村役員會の議

長及副議長之れに任じ、豫算會計事務は三名の實務役員の管掌とす。

第四章 印度支那都市行政機關

現在印度に於て自治制を實施する都市は、西貢、河内、海防、シヨロン、ブノン・ペン、及ツランの六で、内ブノン・ペン市を除く他の五大都市は全部佛國の領土内に位置す。西貢、河内、海防の三は一級都市として大統領令に依り、爾餘の三は二級都市として總督令に依り夫々特別市制を實施してゐる。以下順次之れを説明する。

第一節 一級都市(西貢、河内、海防)行政機關

第一款 市長及助役の身分

一級都市の市長及助役(助役の定員は各市二名)は、市會と同一任期(四箇年)を以て市會に於て之れを選挙す。市會が市長及助役の選挙を終りたるときは、その結果を直ちに所轄行政長官(副總督又は理事官長)に報告し且つ二十四時間内に管内一般に公告するを要す。但し河内及海防は例外とし選挙は助役にのみ適用し、市長は東京理事官長の推薦に依り總督令を以て任命する官吏である。官選市

長の任期は三箇年で、市豫算會計の職務俸と總督の定むる交際費とを支給せらる。選挙に依る市長及助役は俸給の支給なきも、市會は市の財源より交際費として一定額の手當支出を決議することが出来る。

所轄行政長官は選挙に依る市長及助役に對し、命令を以て三箇月を超えざる期間停職を命ずることが出来る。免職する場合は總督令を以てし免職の日附より一年間再選の権利を喪失す。但し市會が總改選を爲したる場合はこの限りにあらず。市長及助役を停職又は免職したる場合は、直ちに植民大臣に報告する必要がある。

選挙に依る市長又は助役が何等かの理由に依り任務を中止し、又はその選挙が取消されたる場合は、十五日以内に市會を招集して後任者決定の手續を執る規定である。

第二款 市長及助役の權限

一、市長の權限

一級及二級都市を通じ印度支那各都市の市長の權限は、本國に於ける市長と全然同一であつて之れを三方面に區分することが出来る。

- (一) 市長は市に於て上級行政官廳の代表者である。この場合市長はその代表する上級行政官廳の監督と區署を受く。

- (二) 市長は市法人の代表者である。この場合市長は市會の監督と及上級行政官廳の監理を受く。
- (三) 市長は市行法權の首長である。この場合市長は上級行政官廳の監理を受く。
- 上級行政官廳の代表者として、市長は法律及規則の公示及實施、一般保安手續の實施、法律及規則に定むる市長の特別任務、就中都市に於ける國道及交通路の警察行政の責に任ず。この點は聯邦各國に於ける州長の權限と略同一であるが、次の四條件を考慮に置く必要がある。
- (一) 保護國に於ける州長の特別權限として認められた權限は、佛國の領土たる西貢、河内、海防の三市長に之れを適用せざることを。

(二) 戸籍吏及司法警察官たる以外の司法權限を市長に認めざることを。

(三) 市長は市豫算の仕拂命令官であるが通則として所屬國豫算の副仕拂命令官にあらざることを。但し海防市長が理事官長の委任に依り、東京保護國會計として成規の經費を支出する場合は例外である。

(四) 市長は都市警察及市街護衛班を常にその權限下に配屬すること。

市長は又特別の事情を參酌し州長の有せざる權限を行使する場合がある。例へば印度支那公共衛生保護に關する一九〇五年九月十九日總督令を以て各市長に委任せられたる權限の如きが、それでは管內人口の増加に顧み、一般衛生規則を制定して實施せしむることが出来る。

上級行政官廳の代表者としての市長の權限が略々州長のそれに近似する關係上、所轄行政長官は市長が法律の命する正當の行爲を拒絶し又は懈怠したる場合は、總督の特別委任權に基き職權を以て之れを強制することを得。所轄行政長官は又市長が衛生、警備及公安維持に關する施設を怠り又は不充分と認むる場合は、一應市長に警告を發したる後職權を以て之れを專行することを得。

市法人の代表者として市長の權限は、市有財産の保管及管理、權利の保存行爲、市歳入の管理、市造營物及市會計の監督、豫算案の編成及提議、仕拂命令、市事業の監督、市道路行政、購買契約、賃貸契約、市營事業入札（千ピアストル以上の入札は所轄行政長官の承認を要し、大規模の市營事業の特許に對しては總督の承認を要す）、寄附金及遺贈物件の受領、物品賣却、交換及分割、その他市會の決議事項の實施、市納稅者名簿の作製（所轄行政長官の認許を得て實施す）等である。

以上の外市長は裁判所に於て市を代表し又市豫算の仕拂命令官たる職務を執る。

因に市豫算は通常及特別の二種に分ち、市會の決議に依り決定し、所轄行政長官の承認を経財務監督局長の監督の下に實施する規定である。

市行法權の首長として、市長は市の警察保安に任じ所轄上級官憲の命令事項を實施する外、所轄行政長官の取消及中止權を保留し市令を發することを得。市長は又市各部署職員の所轄長として職務規律を勵行し命課及任命權を有す（法令に依り他の官憲に保留せらるゝ場合を除く）。

二、助役の權限

市長は市行政の唯一の責任者であるが、法令の定むる所に依り一名乃至數名の助役を置き自己の監督と責任の下に戸籍、査證、證明及警察に關する事務を代理せしむ(助役缺員又は事故あるときは市會議員に代理せしむ)。市長不在又は事故あるときは高級助役、高級助役在らざるときは次席助役共に在らざるときは市會の指命したる市會議員その職務を代理す。

従つて助役の市政に對する權限は、市長がその權限の一部を代理せしむるか若しくは市長不在又は事故あるときにのみ限るもので、その他の總ての場合に於て助役は單純なる市長の補佐員で、その任務は市長の職務執行を補佐することに限られてゐる。

第三款 市職員及市長補佐會議

一、市職員

市役所の分課は各市役所を通じて一樣ならざるも、各課の事務は市豫算支辨の俸給を受くる佛人吏員及土人吏員之れを分擔す。

市役所の各課は西貢に於ては秘書課長、河内及海防に於ては官房主事の監督下に所屬す。市の秘書課長及官房主事の市長に對する任務は、聯邦各國に於ける州長對州助役のそれと略々同様であつて市役所内に於ける他の課長の兼務とするか又は所轄行政長官の指命する民政部事務官補を補任す

る規定である。

右の外市役所に於ける重要職員として市收入役がある。市收入役は自己單獨の責任を以て市收入及債權の回收並に市長の仕拂命令に屬する市費の受拂事務を管掌す。市收入役の會計は參事會又は保護國會議に附議して所轄行政長官の査閱を経たる後會計検査院の決裁を受くる規定である。

二、市長補佐會議

市長の任務を補佐する特別會議として各都市に 一、市衛生委員會 二、私設慈善團體監督委員會 三、財政委員會 四、入札及購買委員會 五、屠獸及市員會 六、祭事委員會等がある。

第四款 市會

一、編成

西貢及海防市會は佛人又は歸化佛人議員十二名と、安南人議員四名を以て編成し、河内市會は佛人又は歸化佛人議員八名と、安南人議員四名を以て編成す。

佛人市會議員の選舉は普通選舉法に依る。選舉人名簿登録に要する資格は、名簿締切期日に於て年齢滿二十一歳以上に達たる佛人又は歸化佛人にして、法律上無能力者にあらず且つ左記條件の一年齡滿二十一歳以上に達する者に限られてゐる。

(一) 選舉人名簿締切期日現在に於て六箇月以上市内に居住したる者。

- (二) 市の直接名簿登録者にして且つ選舉人名簿登録の意思表示を爲したる者。
(三) 市内に居住する義務ある官吏。

安南人市會議員の選舉は左の區分に依る。

- (一) 西貢市會にあつては前記佛人市會議員の場合に於ける條件に該當する安南人に依り普通選舉法を適用す。

- (二) 河内及海防市會にあつては左の三項の一に該當する年齢滿二十一歳以上の安南人に依り選舉せらる。

イ、秀才、舉人、進士及佛國又は佛土學校卒業免狀所有者にして、一年以上市内に居住するか又

ハ、地租納税名簿に登録せられたる者。

ロ、佛國及安南行政廳所屬官公吏。

ハ、直接税十五ピアストル以上を納付する地主又は營業者にして、一年以上實際に住居を市内に有し且つ刑の宣告を受けたることなき者。

被選舉權は佛人議員にあつては市會議員選舉權を有する年齢滿二十五歳以上。安南人議員にあつては同上にして二十七歳以上、孰れも直接税二十五ピアストル以上を納付する者たることを條件とす。

市會議員は總て參事會議員(交趾支那)又は保護國會議の議員を兼任することを得ざる外、現役陸海軍人、保護國內閣の現職大臣、個人の雇傭人、公共の扶助を受くる者は被選舉權を認められない規定である。

市會議員の任期は四箇年で、缺員三名以上に達したる場合は補缺選舉を行ふも次期總選舉まで六箇月以内の日子を除すに過ぎず、且つ議員定數の過半數を失ひたる場合にあらざれば補缺選舉は強制的のものでない。

二、任務及權限

市會は毎年四回通常會議を開き所轄行政長官(西貢は副總督、河内、海防は東京理事長官)の認許を得て會期を延長する場合を除き通常市會の會期は十五日とす。但し豫算案を審議する場合の市會は特に三十日とすることを得。

臨時市會は所轄行政長官の命令、同上の認可を得たる市長の請求又は成規の手續を経たる議員過半數の請求に依り附議事項を特定して之れを招集す。

市會は通常及臨時會を通じ市長の名を以て之れを招集し、市長又はその代理者を議長とし議事は出席議員數が議員定數の過半數を占むる場合を限り有效とするも、重要ならざる議案に對しては便法として持廻り會議(各議員の居所につき)に附することを得。

市會は理由を附したる總督令を以て停會又は解散を命ぜらる。但し緊急の場合は即時總督に報告することを條件として理由を附したる副總督令又は理事官長令を以て之れに代へる。

市會が解散を命ぜられたるとき、又は議員定数の半数以上が辭職したるとき、若しくは選舉の結果市會の成立を許さざるときは、總督令を以て任命する特別委員會をして新市會の成立に至るまで市會の任務を代理せしむ。而してこの特別委員會は之れを市政委員會と稱し委員數は市會議員定数の二分の一以上たることを條件とする。

次は市會の權限であるが、市會は一定條件の下に施行力を有する市關係事項に對して決議を爲す以外、諮問に對して意見を發表し且つ希望事項を表明することが出来る。

市會の決議に施行力を附與する主要條件は所轄行政長官又は總督の認許を必要とすることである

(一) 市會の決議にして實施上所轄行政長官の認許を必要とする事項左記の如し。

イ、五年以上の期限を附する賃貸條件。

ロ、市有財産の讓與及交換。

ハ、不動産の取得、新營(全部又は一部)工事、經費五千ピアストルを超過する修理又は保存工事

ニ、調停。

ホ、既に市又は公共用に充當したる市有地の用途變更。

ヘ、市街及廣場の編入、擴張、改廢、散步道、公園、市場、射擊場、競馬場の設置及廢止。

ト、無條件の寄附金及遺贈物件の受領。

チ、市年度豫算及市收入役の會計。

リ、追加經費及臨時費支出。

ヌ、共進會及日用品市場の設置、廢止又は變更。

ル、有給職員及臨時職員の命課設定。

ヲ、市長の行政費。

ワ、成規の制限以内の特別税の賦課。

カ、市の名義又は市を對稱とする訴訟事項。

(二) 市會の決議にして實施上總督の認許を必要とする事項左の如し。

イ、市街及廣場の命名。

ロ、租税、小作料、專賣税及その他の各種賦課金の設定、廢止又は變更。

ハ、條件附寄附金及遺贈物件の受領。

ニ、成規の制限率を超過する特別税の設定。

ホ、市債及市借款事項(未償還額を通算し五十萬法以内とす、この額を超過するときは大統領令

に依る許可を要す)

以上は市會の決議に實施力を附與する條件上の區別であるが、市會は上級行政廳の諮問する總ての事項に對して意見を開陳し得ることは上述の如くで、上級行政廳は左記の事項に對しては必ず市會に諮問してその意見を徴する規定である。

イ、市内大道路の整理案。

ロ、慈善機關の設定。

ハ、慈善團體に對する寄附又は贈與、是等團體の申請に依る、借款金品取得、交換訴訟及和解の許可。

ニ、以上の外法規に定むる諮問事項(市行政区劃の改更、市警察事項等)

なほ市會は政治政策問題を除く市關係の諸問題に對してその意見を表明することが出来ることは上述の如くである。

第二節 二級都市(シヨロン、ツーラン、プノン・ペン)行政機關

第一款 市長及助役の身分及權限

二級都市の市長は所轄行政長官の申請に依り總督の任命する民政部事務官(シヨロン市にありて

は州長の兼任とす)で、權限は大體に於て一級都市の市長に準ず。助役はシヨロン市以外の市に之れを置かず。シヨロン市助役は佛人一名、安南人一名及支那人一名、計三名で市吏員中より三年の任期を以て市長の推薦に依り副總督之れを任命す。他の二市に於て市長不在又は事故あるときは最年長者(ツーラン市)又は最故參者(プノン・ペン市)たる佛人市吏員之れを代理す。

市長の職務を補佐するため民政部事務官又は同事務官補を置く。是等の官吏はシヨロン市に於ては市秘書課長ブノン・ペン市に於ては官房主事、ツーラン市に於ては市秘書役と稱し市役所の各課職員を監督す。

市長の補佐機關たる諸會議は一級都市の場合に準ず。

第二款 市會の編成、任務及權限

一、市會の編成

イ、シヨロン市會

シヨロン市會は佛人議員三名(西貢商業會議所の推薦する十名の候補者中より副總督指命す)、安南人議員四名(選舉に依る)及支那人議員三名(支那人協會の推薦名簿に依り副總督選任す)、計十名を以て編成す。

安南人議員の選舉法は、年齢滿二十一歳以上にして直接税二十五ピアートル以上を納付し且つ市

の人頭税名簿登録者たる土人、及一定の學校卒業免狀を有し又は官公廳に奉職して月額二十五ピアストル以上の俸給を受くる土人を選舉人とし、年齢滿二十七歳にして直接税八十ピアストル以上を納付する選舉人名簿登録の安南人を被選舉人とす。

ロ、ツーラン市會

ツーラン市會は佛人議員五名(市内居住者中より理事官長指命す)、及安南人議員二名(佛語を解すること及理事官長の承認を受くることを條件として村役員會指命す)、計七名を以て編成す。議員は孰れも官公吏以外の者たることを要す。

ハ、ブノン・ベン市會

ブノン・ベン市會は佛人議員五名、安南人議員一名(官吏以外の者より市長の推薦に依り理事官長指命す)、柬埔寨人議員三名(國王の勅裁を經大臣會議の推薦する六名の候補者中より理事官長指命す)及支那人議員一名(居留民團長の推薦する三名の候補者中より理事官長指命す)計十名を以て編成す。

二、市會の任務及權限

イ、ツーラン市會

ツーラン市會は法令に規定する市關係事項を討議する以外、市長の行政費及市收入役の會計事務

を附議す。その決議はいづれも理事官長の承認を必要とする。

ロ、シヨロン市會及ブノン・ベン市會

兩市會は權限稍々大にして、市豫算に繰入るゝ通常又は特別附加税定額(制限額は毎年理事官長之れを定む)を自由に裁定し且つ市税に關する市會の決議は二箇月以内に所轄行政長官の取消なきときは之れを實施することを得。その他の事項に對する市會の決議は所轄行政長官(裁判關係事項は總督)の承認が必要である。但し五十萬法以内の借款又は所轄行政長官の定むる制限額を超過する特別税設定に關する決議は、前者の場合は總督府會議、後者の場合は同常置委員會の承認を必要とす。

第二級都市の市會に對する上級行政廳の諮問事項は第一級都市の市會に準ず。

第四篇 佛領印度支那統治組織—總督府傍系行政機關

本篇に於ては佛領印度支那統治組織中、専ら總督府傍系の行政機關に就て記述することとする。總督府傍系の印度支那行政各部署は、當該部署局長の監下に置かるゝ行政機關で、その主管事務即ち本務の種質よりすれば統治及行政部局(陸軍、海軍、司法、民政等の各部署)、經濟部局(工務、農務、商業、森林、牧畜等の各部署)、社會共濟部局(衛生、醫藥、教育等の各部署)、財務部局(財務監督、國庫出納等の各部署)稅務部局(稅關、稅務、登錄、郵便電信等の各部署)科學部局(極東佛蘭西學院、研究所等の各部署)に分類することが出来る。

一九一一年アルペール、サロー氏の總督時代、佛國植民政策の舊套を破り非中央集權主義の新旗幟の下に著々印度支那各部署の官制を改革し、一九二〇年略々その事業を完成し同年九月十一日發布の兩大統領令を以て之れを統一するに至つた。即ち右兩大統領令に依ると前記印度支那各部署を次の如く二大部署に區分し以てその分屬を明らかにした。

一、印度支那聯邦各部署

この部署の各部署は本國の權能即ち法律、大統領令又は省令の區署を受くる佛人官吏(尠くも

幹部は)に依つてのみ統轄せらるゝを原則とす。

二、印度支那聯邦各國部局

この部署の各部署は印度支那總督の區署を受くる佛人官吏に依つて(若干の例外はあるが)統轄せらる(部局員の俸給、加俸及職務規律に關する總督令は從來豫め植民大臣の承認を要したるも現在に於ては總督の專行權に歸屬したり)。

本篇に於ける記述の順序は便宜上左記の二大部署別に依ることとする。

第一章 印度支那聯邦部局

印度支那聯邦部局の内容左記の六である。

- 一、財務監督局
- 二、陸軍部局
- 三、海軍部局
- 四、民政部局
- 五、司法部局

六、國庫出納部

なほ以上各部局に對する經費の豫算分擔別は左記の如くである。

一、陸軍部局及海軍部局 本國豫算支辨形式上本國豫算（支辨なれども大部分は印度支那一
般豫算の負擔である）

二、財務監督局 印度支那一般豫算支辨

三、民政部局及國庫出納部局 聯邦各國豫算及印度支那一般豫算支辨

四、司法部 印度支那一般豫算及聯邦各國豫算支辨

第一節 印度支那財務監督局

印度支那財務監督局の現行官制は一九〇七年三月二十二日、一九一一年五月二十七日、一九一三年五月二十五日及同年同月二十八日大統領令に依るもので、印度支那に於ける行政部局から獨立してゐる。これは財務監督局の主務が各行政官廳に依り印度支那に於て支出せらるゝ各種豫算の實施監督にあるからである。但し財務監督局の豫算實施監督權は交趾支那州豫算、ブノン・ペン市、ツラン市、シヨロン市及一九一一年十月二十日大統領令に依り總督の指定する町村組合豫算に及ばざる規定である。

財務監督局は又總督及植民軍經理部長に對し毎年植民大臣より委任する植民省豫算支辨の民政費及軍事費の管理に對する監督權と及各商業會議所の特別豫算に對する監督權を行使す。

財務監督局に局長を置く、局長任命の形式は植民、大藏兩大臣の申請に依り大統領令を以てし、選任範圍は會計検査院主任検査官、財務部檢閱官、財務部高級職員及植民地檢閱官等である。河内市の監督局本部に局長駐在し、聯邦各國の首府に四名の代理官を置く。

財務監督局には專屬の佛人官吏を置かず。監督局の事務は植民省派遣の本國吏員又は印度支那各部局（主として税關稅務局、國庫出納局及民政部）の兼務職員に依つて處理せられてゐる。

財務監督局の土人職員官制は一九一九年四月十八日總督令を以て之れを規定し（一九二三、七、一九改正）左記の三階級に區分せられてゐる。

一 級吏員 書記長（三階級） 書記（五階級） 書記補（二階級）

二 級吏員 主事（一階級） 事務長（四階級） 事務員（六階級） 事務員補（二階級）

三 級吏員

以上土人吏員の任命及進級は總督又は財務監督局長之れを行ふ。

財務監督局長は各種豫算の現状及各財務部局の處務に關する報告書を毎月一回植民大臣及大藏大臣に直接進達す。局長は正規の總督府會議員にあらざるも、職務上會議に出席する權利を有すること

は總督府會議の項に於て述べた如くである。

印度支那文武官憲の發する令達決定及契約事項中直接又は間接に豫算の歲出入に關係あるものは當該官憲の署名以前に之れを財務監督局長に提出して査證を受くるを要す。局長の査證拒否權は専ら財政關係の理由を以てする場合に限定せられ且つ査證拒否の理由を立證する必要がある。局長の査證拒否に對しては總督は植民大臣及大藏大臣に之れを報告して當該案件を別途に處理することが出来る。

一般豫算案及同附屬豫算案及その經理に對する手續も亦同様であつて、大統領令に依る認許を申請に當つては豫算案に對する財務監督局長の意見書を添付する規定である。又局長所轄の植民地各財務部局の豫算案及經理に關しては、總督令に依る認許を申請するに先立ち局長の査證を受くるを必要とす。

財務監督局長は既定經費の監督權及植民地に於ける印度支那銀行各支店の監査權を行使す。

第二節 印度支那陸軍部

印度支那に駐屯する軍隊と印度支那各陸軍部局とは、共に植民軍の一部を爲すもので陸軍省所管たる點に於て變りはないが、本國陸軍と對立して一九〇〇年七月七日法律を以て設定せられたもの

である。茲に云ふ植民軍とは佛國植民地及保護國の防備上特別に編成せられた兵力の全體を内容とするもので、是等の兵力は一、陸軍省豫算支辨に依り本國、アルゼリー、チュニス及摩洛哥に 二、植民省豫算支辨に依り前記以外の佛國植民地及保護國に駐屯するを原則とす。

植民省豫算支辨の植民軍部隊は、一九〇三年五月二十六日大統領令を以て五軍團に區分せらる。即ち

- 第一軍團 印度支那
- 第二軍團 西部亞弗利加
- 第三軍團 東部亞弗利加
- 第四軍團 アンチイユ諸島
- 第五軍團 太平洋方面屬領

各軍團は將官又は佐官之れを指揮す。指揮官何々軍團司令官と稱しその所屬地に駐在す。第一乃至第三軍團司令官は陸軍大臣及植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し、第四、第五軍團司令官は陸軍大臣及植民大臣の協定に依り省令を以て任命す。

植民地軍團の司令官と當該植民地の總督との職務上に於ける關係は一九〇一年十一月九日及一九〇三年五月二十六日大統領令の規定する所であるが、要するにこの規定は文官及武官の間に起るこ

とあるべき有らゆる紛争を防止することを目的とするもので、次の如く兩者の關係を明らかにしてゐる。

植民地總督は所轄植民地の内外防備に關し本國に對する唯一の責任者で、管内に駐屯する全兵力を區署す。従つて植民地總督は當該軍團司令官をこの權限下に隸屬し、軍事行動の認許及その性質、目的(敵の攻撃に對し急據擊退行動を執る場合を除く)を決定すると同時に軍隊を駐屯せしむる兵營の設定又は廢止及治安維持の爲めにする兵力の配置を決定する唯一の權限者である。陸軍大臣又は植民大臣に對し軍團司令官より進達する公文書は必ず總督を経由するを必要とす。以上は主として軍事に關する植民地總督の權限であるが、一方植民地軍團司令官の權限は次の如く規定せられてゐる。

植民地軍團司令官は當該植民地に於ける陸軍兵力、同部局及營造物指揮、軍事行動の指揮及實施陸軍大臣の特定配置に依らざる靡下將校及同相當官に對する配屬部隊又は部局を決定す。

上記述したる所は佛領植民地全般の軍事統督組織の態様であるが、以下印度支那の一般軍制に就て説明する。

印度支那軍團司令官は陸軍中將とし河内に駐在せしむ。司令官の任務を補佐するため陸軍大佐を參謀長とし、同中佐を次長とする參謀部を置く。參謀部を四課に區分し各課に大尉の課長を配屬す

印度支那の一般軍制を述ぶるに當り便宜上 一、軍團の編成及配置 二、陸軍部局(主として非戰鬥員)三、陸軍徵募法及徵發規定に區分して筆を進める。而して本文に入るに先立ち参考のため印度支那軍事費の割當及支辨の方法に就て記述する。

印度支那陸軍費は形式上全部植民省豫算支辨となつてゐるが、事實は之れと反對で陸軍費の大部分は印度支那一般の負擔する所である。何となれば印度支那一般豫算は總括的割當金(金額は財政法の定むる所に依り毎年強制的に指定せらる)の款項の下に植民省豫算の軍事費に對し部分的に本國政府に償却するからである。

一九二七年度の印度支那一般豫算の陸軍費分擔額は約一千百萬ピアストルで、本國豫算軍事費總額の四分の一である。印度支那はこの分擔以外土人軍人恩給の増給、植民地航空隊費、軍人増給、憲兵隊費等、毎年度豫算の直接負擔に屬するものが多々あるのである。

第一款 印度支那軍團の編成及配置

一、兵 力

印度支那軍團所屬の兵種は主として歩兵及砲兵の二種で、騎兵は河内にある軍馬補充廠(中尉又は大尉を廠長とす)に依つて代表せらるゝのみである。

軍人の官階及職制上の區別は將校及下士を通じて總て本國と同様で、兵種別に次の如く區分せら

る。

- イ、兵 二等兵、一等兵、伍長。
- ロ、下士 軍曹、曹長、特務曹長。
- ハ、將校

- (a.) 准尉。(特務曹長と少尉との中間階級)
- (b.) 尉官。少尉、中尉、大尉。
- (c.) 佐官。少佐、中佐、大佐。
- (d.) 將官。少將、中將、

(備考)本國軍隊には曹長と特務曹長との間に候補生(陸軍學校生徒)の階級がある。

軍人の任命及進級は將校は大統領令、准尉は陸軍大臣、下士は軍團長之れを行ふ。

次は印度支那軍團の部隊編成の形式であるが、これも本國と全然同一である。即ち

- 分隊(隊長伍長) 小隊(隊長軍曹) 中隊(隊長大尉) 大隊(隊長少佐) 聯隊(隊長大佐) 旅團(長少將) 師團(長中將)

印度支那に駐屯する陸軍兵力は、歩兵三個旅團と少將の指揮する砲兵部隊とで、その配置は左記の如くである。

歩 兵

歩兵三個旅團の内第一、第二、旅團は印度支那の北部に駐屯し安南東京師團を編成し、第三旅團は西貢に駐屯す。

歩兵第一旅團(司令部河内)三個聯隊編成

植民地歩兵第九聯隊(本部河内)三個大隊編成

東京狙撃兵第一聯隊(本部河内)四個大隊編成

同 第四聯隊(本部南定)三個大隊編成

歩兵第二旅團(司令部北寧)二個聯隊編成

東京狙撃兵第二聯隊(本部海防)三個大隊編成

同 第三聯隊(本部北寧)三個大隊編成

歩兵第三旅團(司令部西貢)二個聯隊編成

植民地歩兵第十一聯隊(本部) 二個大隊編成

安南狙撃兵第一聯隊(本部西貢)三個大隊編成

(備考)歩兵第三旅團長は、西貢サン・チャック岬海軍根據地防備司令官の職務を兼攝す。

砲 兵

印度支那砲兵部隊は司令部を河内に置き部隊長を陸軍少將とし、東京第四砲兵聯隊及交趾支那第五砲兵聯隊を以て編成す。

東京第四砲兵聯隊(本部河内)二個大隊編成

交趾支那第五砲兵聯隊(本部西貢)二個大隊編成

二、衛戍管區

印度支那衛戍管區の司令權は軍團司令官の權限と別個に對立するもので、衛戍地域を四管區に分ち司令部を河内北寧順化西貢に置く。衛戍司令部の主務は管區内に於ける文官との交渉、管内公安維持、軍事徵發及徵兵事務の監督等である。四管區の衛戍司令官は第一、第二、第三旅團長及安南分遣隊指揮官たる佐官の兼務とし、順化管區を除くの外各管區を更に分區に區分す。即ち河内管區に六分區、北寧管區に五分區、西貢管區に二分區(廣州灣は安南東京師團長の直轄とす)を置く。

第二款 印度支那陸軍部局

一、印度支那砲兵部

印度支那砲兵部は印度支那砲兵隊司令官たる陸軍少將之れを統督し、安南東京砲兵部及交趾支那東埔寨砲兵部(孰れも砲兵大佐を部長とす)に分ち、司令部を前者は河内に、後者は西貢に置く。各砲兵部に砲兵支部を置き砲兵中佐又は同少佐を支部長とす。

各砲兵部には土人工兵一個中隊、砲兵工卒一個中隊及自動車輸送班を附屬せしむ。

各砲兵部の部員は、砲兵科佐官又は尉官の外特別官團所屬の經理官(少尉、中尉、大尉及少佐相當官たる一、二、三及特級砲兵部經理官)を以て編成す。是等の相當官は經理、火工、工務、作業監督、兵器検査の五種の特科に分れてゐる。

砲兵部の權限は頗る多岐に亘るが之れを要約すると左記の如くである。

イ、印度支那各部隊の兵器關係事項即ち兵器の定期検査、修理命令、軍事火工術指導、彈火藥の保管等。

ロ、軍用造營物の建造及修理即ち軍事工務作業施設。

二、印度支那陸軍經理部

印度支那陸軍經理部は本部を河内に、支部として安南東京支部及交趾支那東埔寨支部の二を置く。本部長は主計總監(中將相當官)とし次長をして職務を補佐せしむ。本部に主計官を課長とする四課を置き印度支那軍團の經理事務を監理す。經理部長は軍事費歲計及印度支那に割當てられたる植民地檢閱費に關する植民地豫算の副仕拂命令官で、同時に又一九二三年十一月二十四日總督令に定むる總督の復委任事項に基づき、航空局(工務省所管)豫算中總督に委任せられたる經費に對する副仕拂命令官である。

三、印度支那陸軍醫務衛生局

印度支那陸軍醫務衛生局は、一九〇三年十一月四日大統領令を以て設置せられ、軍人に對する醫藥手當と軍人以外の者及その家族に對する醫藥手當とを主務とす。

衛戍病院及聯隊病院に主として前者を目的とする設備と陸軍一般病院は専ら後者を目的とする施設である。陸軍醫務衛生局は又衛生警察、傳染病、保健、公衆衛生及地方醫院又は病院事務に關與することを得。

陸軍醫務衛生局長は將官相當官たる軍醫官とし、次長及事務官をして職務を補佐せしむ。

陸軍醫務衛生局の管區を安南東京地方部及交趾支那柬埔寨地方部の二に區分し、前者は局長自ら之を監督し、後者は地方部長を置きて監督せしむ。

陸軍一般病院は河内、海防、西貢、廣安の四箇所と外に療養所七箇所あり。以上の内河内及海防の病院が規模最も大である。衛戍病院は河内、海防、順化、西貢の外八箇所、聯隊病院は三箇所である。

四、印度支那陸軍法務部

印度支那陸軍法務部の現行官制は一九〇三年十月二十三日大統領令（一九一六、二二、二九及一九一七、二、一五修補）に依るもので、四常設地方軍法會議と一常設高等軍法會議の二種の機關の外一陸軍刑務所に岐れてゐる。

常設軍法會議は判士長と四名の判士を以て編成し、判士は被告の官階に應じて將校又は下士を補任す。軍法會議には判士の外法務官一名と録事一名を配屬す。法務官は豫審判官たると同時に會議の補佐官たる任務を有し、録事は軍人又は軍屬を補任し裁判所書記の任務を執る。

常設高等軍法會議は河内に設置し印度支那全體を管轄區域とす。高等軍法會議は地方軍法會議の判決に對する再審機關で、控訴院長（判士長）控訴院參事官一名、陸軍大・中佐一名、同少佐又は大尉二名、法務官及録事各一名を以て編成す。

各地方常設軍法會議々員は、交趾支那及東京駐屯軍司令官の申請に依り、交趾支那副總督又は東京理事官長之れを任命す。高等軍法會議は文官職員に對しては印度支那法務局長の申請に依り一年の任期を以て總督之れを任命し、武官職員に對しては地方軍法會議の例に準ず。

陸軍刑務所は河内にあり軍法會議の判決に依る刑期の短き罪人を收容す。陸軍刑務所は印度支那軍團司令官に隸屬し、河内衛戍司令官の監督を受く。

以上は平時に於ける印度支那陸軍法務部の組織であるが、印度支那の一部又は全部に戒嚴令を布告したる場合、又は戰時召集を行ひたる場合に於ては廣汎なる權限を附與して特別高等軍法會議を設置する規定である。

五、印度支那憲兵隊